

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300086	現先取引における売買規制の適用除外	証券取引法第163条第1項、第164条第8項 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令第4条、第5条	現在、現先取引のうち社債券の買戻条件付売買であって買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合(専ら自己の資金調達のために行う場合に限る。)のみが役員及び主要株主の売買報告書提出義務及び売買による利益の返還請求の適用除外とされている。(上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令第4条第9号及び第5条)	b		インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。今後、金融審議会第一部会において審議が進められる予定である。要望事項については、今後の金融審議会第一部会の審議内容を踏まえ検討を行っていく予定。		回答では、今後予定されている「インサイダー取引規制の在り方」についての金融審議会での審議において、要望内容の実施可否等についても審議される予定とされているが、金融審議会での検討や結論(とりまとめ等)のスケジュールについて改めて示されたい。 上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について示されたい。	b	平成16年度中に金融審議会において「インサイダー取引規制のあり方」について検討を開始することとしているが、その法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。また、検討すべき事項も多岐にわたることから、現時点において金融審議会での結論が得られる時期を示すことは困難。	5021193	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0300087	公開買付けの適用除外範囲の拡大	証券取引法第27条の2第1項第5号 証券取引法施行令第7条第5項第1号	有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である株券等有価証券市場外において買い付けようとする場合には、公開買付けによらなければならないこととされているが、自己名義で総株主の議決権の100分の50以上を所有している会社の株券等を著しく少数の者から買い付ける場合は公開買付けの適用除外とされている。	a		公開買付けの適用除外範囲の基準の1つである「総株主の議決権の100分の50以上」基準については、公開買付けの自己名義で所有している株券等に係る議決権のみで判断するのではなく公開買付け者とその特別関係者が所有する株券等に係る議決権を合算して判断することとし、平成16年度中に措置する予定。		回答では、平成16年度中に措置する予定」とされているが、平成16年度中に措置することについて改めて検討の上、示されたい。		平成15年12月24日の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において「公開買付制度の見直し」の「8分の1ルール(強制的公開買付制度)の適用除外要件の拡大」として「総株主の議決権の100分の50以上」については、公開買付け者の自己名義で所有している株券等に係る議決権のみで判断することなく公開買付け者とその特別関係者が所有する株券等に係る議決権により判断することが適切である」とされたことを踏まえ、所要の整備を平成16年度中に措置する。	5021195	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0300088	SPCによる発行登録制度の利用の容認	証券取引法第5条第4項、第23条の3	発行登録制度及び参照方式の有価証券届出書を利用することができる有価証券は、株券、社債券等の「企業内容等の開示に関する内閣府令」が適用される有価証券及び外国政府が発行する債券等の「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令」が適用される有価証券とされている。	b	-	資産流動化証券については、そのバックにある資産に係る情報が重要であるため、こうした有価証券の性格を勘案しつつ、資産流動化証券の発行登録制度の適用については、その適否を含め、平成16年度以降に検討する予定。		回答では、平成16年度以降に検討する予定」とされているが、CMO(モーゲージ担保証券)のように債権等を裏付けとするABSは、裏付資産の市場価値をもとにプライシングするものである以上、裏付資産の価格が変動しないうちに販売してこそ、価格の妥当性が担保されるものである。現行のように、募集・売上の届出から15日もかかっていると、スプレッド・利回りが市場動向に見合わなくなり、購入・販売機会を逸しやすい。したがって募集・売上の届出から効力発生までの期間短縮の観点から、本件速やかに検討・実施すべき事項と考える。 以上の点を踏まえ、具体的な対応策について改めて検討の上、検討や結論、実施時期とともに示されたい。		平成15年12月24日の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において「規制緩和関係項目」の「発行登録制度の対象有価証券の範囲の拡大」として「資産流動化証券の発行登録制度の適用については、その適否を含め、今後、検討すべき課題である」とされたことを踏まえ、平成16年度中に検討を開始する。	5021197	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0300089	有価証券報告書の提出義務の緩和	証券取引法第24条第1項 証券取引法施行令第4条第1項及び第2項	有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券が、上場されている、店頭登録されている、その募集又は売出しにつき有価証券届出書を提出している、株主数が500名を超えている場合には、有価証券報告書を提出しなければならない。ただし、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護にかけることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、有価証券報告書の提出が免除される。	b	-	かつて有価証券の募集を行い、その後長期間にわたり有価証券を発行していない未上場、未登録会社に係る有価証券報告書の提出を免除することについては、投資者保護を踏まえ、その実態等を把握する必要があり、平成16年度以降に検討する予定。		回答では、平成16年度以降に検討する予定」とされているが、要望理由にある通り、非公開会社で戦後まもない時期に有価証券の募集を行い、その後、一度も有価証券を発行しておらず、株主の移動も余りない場合には、有価証券報告書を提出しなくても、公益または投資者保護に欠けることがないケースが現にありつつ、事業者の事務ロードの大幅な削減の観点からは、速やかに検討・実施すべき事項と考える。 以上の点を踏まえ、具体的な対応策について、改めて検討の上、実施時期とともに(その時期となる理由も併せて)示されたい。		平成15年12月24日の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において「規制緩和関係項目」の「有価証券報告書の提出免除要件の拡大」として「長期間にわたり有価証券を発行していない未上場、未登録会社に係る提出免除要件の拡大については、今後、検討すべき課題である」とされたことを踏まえ、平成16年度中に検討を開始する。	5021199	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0300090	インサイダー取引規制の適用除外の対象の拡大	証券取引法第163条第1項 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令第4条	取引先持株会による株券の買付けは、現在、役員及び主要株主の売買報告書提出義務の適用除外とされていない。	b		インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。今後、金融審議会第一部会において審議が進められる予定である。要望事項については、今後の金融審議会第一部会の審議内容を踏まえ検討を行っていく予定。		回答では、今後予定されている「インサイダー取引規制の在り方」についての金融審議会での審議において、要望内容の実施可否等についても審議される予定とされているが、要望理由にもある通り、上場会社600社以上で大株主上位に登場している取引先持株会の運営に関する不便点が解消されることにより、取引先持株会を通じた取引の活性化が期待されることから早期に検討すべき事項と考える。 金融審議会での検討スケジュール等について改めて示されたい。 上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について示されたい。	b	平成16年度中に金融審議会において「インサイダー取引規制のあり方」について検討を開始することとしているが、その法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。また、検討すべき事項も多岐にわたることから、現時点において金融審議会での結論が得られる時期を示すことは困難。	5021200	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300086	現先取引における売買規制の適用除外	5021	5021193	社団法人日本経済団体連合会	11	現先取引にかかる売買規制の適用除外【新規】		現先取引については、証券取引法163、164条の適用除外とすべきである。		現先取引の実態は金融取引であり、反対売買により発生した利益といえども、市場利回り程度で行われる金融取引に伴う利息といえるものである。したがって、インサイダー取引規制が想定しているような不公正な取引は行い得ない。本改正により、現先取引に利用できる債券の範囲が広がり、現先市場の活性化が見込まれる。	証券取引法第163条、第164条	金融庁	現先取引については、売買と扱われる結果、インサイダー取引規制の対象となっており(証券取引法163、164)。発行企業の主要株主が現先取引を行う場合には、発行企業の債券を用いることができない。
z0300087	公開買付けの適用除外範囲の拡大	5021	5021195	社団法人日本経済団体連合会	11	公開買付けの適用除外範囲の拡大【新規】		B社が、A社の議決権を過半数有しているかの判定は、B社単独で行うのではなく、B社の子会社等も含めて判定すべきである。(ある会社単独では、A社の議決権の過半数を有していなくても、子会社等を含めて過半数を有していれば、公開買付けの適用除外とすべきである。)		公開買付けの適用除外範囲が拡大することにより、機動的な企業再編が可能となる。	証券取引法第27条の2第1項第5号	金融庁	現行、ある会社Aについて、既に過半数の議決権を所有している会社Bが著しく少数の者から当該株券等の買付けの場合は、公開買付けによらず可能である(証券取引法27の2)。
z0300088	SPCによる発行登録制度の利用の容認	5021	5021197	社団法人日本経済団体連合会	11	参照方式 発行登録制度の適用範囲の拡大(その2)【新規】		資産流動化法上のSPCも発行登録制度を利用可能とすべきであり、その旨を法令上明示すべきである。		ABS(資産担保証券)は、一般に、証券会社等が裏付資産の市場価格を勘案しつつ、ABSに対する投資家ニーズを汲み取りながら、裁定機会を捉えて組成・販売するものである。有価証券届出書方式であると、届出の効力発生まで15日、発行条件決定に伴う訂正届出書の効力発生に更に2日を必要とし、機動的な点から裁定機会を逃しやすく証券の組成が難しい。発行登録制度の利用により、ABSの機動的な発行が可能となり、投資家のニーズに応えることが可能となる。	証券取引法第5条第4項、第13条第2項、第23条の3、第23条の12第2項 資産流動化に関する法律	金融庁	資産流動化法上のSPC(特定目的会社)については、発行登録制度を利用できる旨の規定がなく(特定有価証券開示府令)、募集・売出しの都度有価証券届出書を提出している。
z0300089	有価証券報告書の提出義務の緩和	5021	5021199	社団法人日本経済団体連合会	11	有価証券報告書の提出義務の緩和【新規】		非公開会社(非上場で店頭売買もしていない)について、相当の長期間にわたって有価証券を発行していない場合には、内閣総理大臣の判断により有価証券報告書の提出を不要とすることを可能とすべきである。		非公開会社で、戦後まもなく時期に有価証券の募集を行い、その後、一度も有価証券を発行しておらず、株主の移動も余りない場合には、有価証券報告書を提出しなくても、公益または投資家保護に欠けることがないケースがみつかる。	証券取引法第24条第1項第3号 証券取引法施行令第4条	金融庁	過去に一度でも有価証券届出書を提出したことのある会社は、有価証券報告書の提出を免除されるためには、当該有価証券の所有者数が25名未満となり、かつ金融庁長官から提出義務免除の承諾を取得しなければならない(証券取引法24、証券取引法施行令第4)。A社の場合、非上場で店頭売買もしていないが、昭和27年に5000万円超の増資をしたため、当時の証券法5000万円を超えて不特定多数に増資した場合に該当し、当時から現在に至るまで有価証券報告書を毎年提出している。
z0300090	インサイダー取引規制の適用除外の対象の拡大	5021	5021200	社団法人日本経済団体連合会	11	インサイダー取引規制の適用除外の対象拡大【新規】		取引先持株会は、インサイダー取引規制の適用除外とすべきである。		取引先持株会は、定時継続買付を行っている点において役員持株会や従業員持株会と同様である。また、上場会社600社以上で大株主上位に登場している。取引先持株会の運営に関する不便な点が解消されることにより、取引先持株会を通じた取引の活性化が期待される。	証券取引法第163条 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令第4条	金融庁	内部者の売買報告書の提出義務の「内部者」としては、上場会社等の役員及び主要株主が想定されているところ(証券取引法163)役員持株会や従業員持株会の定時・継続買付については、報告書の提出は不要となっている(上場会社証券売買令第4)。しかし、取引先持株会については、報告書の提出が不要となっておらず、当該持株会が主要株主であれば、定時継続買付であっても売買報告書を提出しなければならないといった不便が生じている。また、その不便を回避するべく、ファイナンス発表後払込終了日までの期間は、買付を中止したりする手間をかけている証券会社も多い。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300091	ブックビルディングを実施した場合の申込期間の廃止に関する規定の整備	証券取引法第5条第1項 企業内容等の開示に関する内閣府令第8条及び第9条	ブックビルディング方式は、株式等の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格等に係る仮条件を投資者に提示し、当該株式等に係る投資者の需要状況を把握した上で発行価格等の発行条件を決定することである。	a		その他に記載したような要望主体の要望内容について、募集又は売出しの申込みがすべて「1日」で終了するといわけではなく、個人投資家向けの募集又は売出しについては期間を設けて申込みを受け付ける場合も多いことから、有価証券届出書様式の記載事項である「申込期間」を「申込期日又は期間」とし、平成16年度中に措置する予定。	要望主体に要望内容の趣旨を確認したところ、効力発生前に売付けを可能にすることを要望するものではないこと。ブックビルディングによる機関投資家向けの募集又は売出しについての申込みは、効力発生日30分程度のオーダーで決まってしまうが、有価証券届出書様式には「申込期間」とされているため申込みを受け付けるのは「1日」で十分である場合であっても、わざわざ「3日間」程度の期間を設けている発行会社があること。から、有価証券届出書様式の「申込期間」の記載項目を「申込期間(期日)」に名称変更するか、又は「申込期間」の記載項目から除外することを可能としてどうかという趣旨の要望であるとのこと。	回答では、平成16年度中に措置する予定」とされているが、平成16年度中に措置することについて改めて検討の上、示されたい。			有価証券届出書様式の記載事項の見直しについて、所要の整備を平成16年度中に措置する。	5021201	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300092	証券外務員登録の簡素化	証券取引法64条の6第3号	証券取引法64条の6第3号において「外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたときは外務員登録を抹消する」旨が規定されているが、事務ガイドラインにおいて「人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は法64条の4第3号には該当しない」旨が明記されている(事務ガイドライン3-6-2、5-3-6)。	d	-	措置済み。						5010014	社団法人第二地方銀行協会	11
z0300093	銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REIT(上場した不動産投資信託)を含む全ての上場した投資信託受益証券および投資証券の取扱制限の撤廃	証券取引法第65条第2項 同法施行令第17条の3	J-REITを含むETF以外の上場した投資信託受益証券については、取扱いが制限されている。 ETFの受益証券については、顧客が銀行で売却する場合は、当該銀行において購入した受益証券に限定されている。	b		登録金融機関は、J-REIT等の上場投信を含めた投資信託受益権について、募集の取扱いを行った場合に売買等を行えることとなり、窓口販売を行うことが可能な制度となっている。 上場投信の取扱制限の撤廃は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止等の観点から金融機関の証券業務を原則として禁止している証券法第65条の趣旨や投資家保護の観点も踏まえて検討する。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、「16年度の早い時期」に結論を出すことの可否について、改めて検討されたい)。	b		できるだけ早期に結論を出すよう検討を進める。	5006003	社団法人信託協会	11
z0300094	銀行による証券仲介業務の解禁	証券取引法第65条第2項、同法第66条の2	登録金融機関の証券業務については証券取引法第65条において原則禁止している。また、平成16年4月1日より施行される証券仲介業制度についても、銀行はその対象から除かれている。	b		現在、銀行と証券の連携強化について金融審議会で議論されているところであり、その結果を踏まえて検討する。		平成15年12月24日の金融審議会第一部会における決定事項を踏まえて、対応策および今後の検討スケジュールについて、具体的に示されたい。	b		今通常国会における法案提出を目指して、現在、法改正作業を進めているところ。	5026001	都銀懇話会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300091	ブックビルディングを実施した場合の申込期間の廃止に関する規定の整備	5021	5021201	社団法人日本経済団体連合会	11	ブックビルディングを実施した場合の申込期間の廃止に関する規定整備【新規】		有価証券の上場・店頭登録申請時のブックビルディングにおいて、投資家による需要の意思表示を基に割り当て、別途の申込期間を不要とすることを可能とすべきである。		グローバルスタンダード(欧米)でも、ブックビルディングにおける需要は「ファーム・オーダー」であり、別途申込期間は存在しない。 引受成立が早まることにより、ブックビルディング後の価格変動リスクが軽減される。また、払込が早まることにより、発行会社の資金効率の向上が期待される。	証券取引法第5条第1項、第13条第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第8条、第9条	金融庁	現行、ブックビルディングにおける投資家の需要の意思表示は、「意向」ではなく「発行条件決定後、改めて注文」を受け付けるために数日間の申込期間が必要となっている。
z0300092	証券外務員登録の簡素化	5010	5010014	社団法人第二地方銀行協会	11	証券外務員登録の簡素化		証券外務員が異動等により、職務を行わなくなった場合でも、外務員登録の維持を可能とする(抹消及び新規登録申請手続を不要とする)。		事務負担の軽減の観点から認めてほしい。	証券取引法第64条 金融機関の証券業務に関する内閣府令第41条	金融庁	
z0300093	銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REIT(上場した不動産投資信託)を含む全ての上場した投資信託受益証券および投資証券の取扱制限の撤廃	5006	5006003	社団法人信託協会	11	銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REIT(上場した不動産投資信託)を含む全ての上場した投資信託受益証券および投資証券の取扱制限を撤廃すること。		・J-REITをはじめ、ETF以外の上場した投資信託受益証券および投資証券について、既に流通している受益証券等を顧客は銀行で購入(銀行による買付けの委託の取次ぎ等)することができないほか、顧客が銀行で売却する場合(銀行による売付けの委託の取次ぎ等)は、当該銀行が発行時に募集の取扱いをした受益証券等に限定されている。 ・ETF(株価指数に連動する現物出資型の上場投資信託)の受益証券についても、顧客が銀行で売却する場合(銀行による売付けの委託の取次ぎ等)は、当該銀行において購入した受益証券(当該銀行が当該受益証券の買付けに係る委託の取次ぎ等を行った場合)に限定されている。 証券市場の活性化および投資家の利便性向上の観点から、銀行における投資信託等の窓口販売業務において、全ての上場投資および投資証券について取扱制限を撤廃するよう要望するものである。	・上場投資信託及び投資証券の販売力強化による証券市場の活性化。 購入窓口拡大による投資家の利便性向上。 J-REITの取引拡大に伴う不動産市場の活性化。	銀行の窓販におけるJ-REITの取扱制限が撤廃されることは、不動産投資信託市場の活性化および投資家の利便性向上に資するものである。 ETFについても、顧客が受益証券を売却する場合(銀行による売付けの委託の取次ぎ等)の制限が撤廃されることで、顧客利便性向上に資するものである。 銀行における投資信託等の窓販は、平成10年12月に認められてから既に5年近くが経過し、個人投資家に浸透しているとともに、銀行の販売態勢・情報提供態勢が整備されていることから、投資家保護上も特段の問題はない。	証券取引法第65条第2項第4号 証券取引法施行令第17条の3	金融庁	
z0300094	銀行による証券仲介業務の解禁	5026	5026001	都銀懇話会	11	銀行による証券仲介業務の解禁		銀行本体による証券仲介業務(発行会社に対する直接金融に関するアドバイ業務、を解禁する(証券取引法第65条の見直し))		現在の規制では、銀行は書面による取次ぎや紹介しかできない為、顧客の総合的金融ニーズに対応できない。また、紹介行為に対する対価の徴求は、本邦金融市場において一般的ではなく、且つ、対価の受領が実際の営業行為を実施しているのではないかとの疑いを招くことから、実施していない。 金融商品の販売チャネルの多様化を進めることによって、顧客利便性が高まることが期待できる。 中堅・中小企業に対して公開支援を行うことは、中堅・中小企業の資金調達手段の多様化に資するとともに、発行市場の拡大・活性化が期待できる。	証券取引法第65条、第66条の2、証券事務ガイドライン7-2-1	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300095	銀行と証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号 証券取引法第32条第1項、第2項 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第7号 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第8号	親会社が発行する有価証券について、その引受けが制限されている。 証券会社の役員による親会社等又は子銀行等の役職員の兼業は不可。 非公開情報の授受に係る顧客の同意確認は「書面による同意」が必要。 親銀行等又は子銀行等との電子情報処理組織の共用は、当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で「情報の伝達が行えないように措置されているもの」を除き不可。	b および c		親子間の有価証券の引受け制限の適用除外となる有価証券の範囲については、その規制の立法趣旨を踏まえつつ、今後措置する可否も含めて検討していく。 証券法第65条で金融機関による証券業務が原則として禁止されていることを踏まえて設けられている規定であり、措置困難。 現行法上、内部管理が厳格に行われているなど公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないとして承認を受けた場合には、当該規制が適用されないこととなっている。現行規制は顧客の非公開情報の重要性を踏まえた適切なものと考えており、措置困難。 と同様の理由から当該規定の廃止については措置困難。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。 グループ経営の効率化の観点から本規制の緩和の可能性について、改めて検討されたい。 本規制はインサイダー取引規制、金融機関の「守秘義務」、チャイニーズウォールの設定、等で代替可能であり、こうした観点から本規制の撤廃の可能性について、個人情報保護法の金融分野における扱いに関する金融審議会特別部会の動向も踏まえつつ、改めて検討されたい。 金融機関の自己責任を重視した事務ガイドラインを踏まえて、本規制の撤廃の可能性について、改めて検討されたい。	b および c	16年度中に検討 結論 証券法第65条で金融機関による証券業務が原則として禁止されていることを踏まえて設けられている規定であり、措置困難。 現行法上、内部管理が厳格に行われているなど公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないとして承認を受けた場合には、当該規制が適用されないこととなっている。現行規制は顧客の非公開情報の重要性を踏まえた適切なものと考えており、措置困難。 と同様の理由から当該規定の廃止については措置困難。	5026003	都銀懇話会	11	
z0300096	証券取引法等における「子法人等」等の定義の見直し	証券取引法第32条第5項、第6項 証券取引法施行令第15条の3第1項第1号、第2項第1号 証券取引法施行令第15条の3第1項第2号、第2項第2号、証券会社に関する内閣府令第16条第3項、第19条第3項	証券取引法における「子法人等」の範囲は、当該証券会社が密接な関係を有する一定の者と合算したときに、議決権を過半数保有又は役員を過半数占有しているかどうかにより決められるのに対し、財務諸表等規則における「子会社」は、いわゆる支配力基準により、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配しているかどうかにより、その範囲が決められる。	b		子法人等の定義の在り方は、親子関係に係る規制の趣旨等を踏まえて検討する。		規制改革推進3か年計画(再改定)において、平成15年度検討「結論とされている項目であり、検討スケジュール(結論時期)を具体的に示すとともに、そのスケジュールに則った検討をされたい。	b	15年度中に措置の可否及びその内容について結論を出すことを目指して、検討を行う。	5026022	都銀懇話会	11	
z0300097	証券外務員登録の簡素化	証券取引法第64条	証券会社や登録金融機関は、取引の勧誘等を行う役員および使用者について外務員登録を行うこととなっている。	c		外務員登録は、当該外務員の行為の効果が帰属する法的主体を明確化する観点から当該外務員の使用者が行うこととなっており、登録主体が変われば外務員登録を再度行う必要が生じるため、措置困難。		要望は銀行持株会社の子会社銀行間の異動の場合であり、規制の趣旨を損なうものではない。こうした観点から、本規制の緩和の可否について改めて検討されたい。	c	外務員登録は、当該外務員の行為の効果が帰属する法的主体を明確化する観点から当該外務員の使用者が行うこととなっており、登録主体が変われば外務員登録を再度行う必要が生じるため、措置困難。	5026025	都銀懇話会	11	
z0300098	投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し	証券取引法第13条、第15条(日本証券業協会「広告に関する指針」)	投資信託の販売にあたっては、その売り付けまでに法定目論見書を交付しなければならないが、法定目論見書(有価証券届出書に記載すべき事項)の内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は表示をしてはならないとされている。 異なる内容」の判断については、一般的に当該文書又は表示の全体を総合的に評価し、矛盾、虚偽、欠缺がある場合とされている。	a		過去の運用実績や評価会社の評価などの販売用資料については、当該販売用資料が「目論見書と異なる内容の表示」に該当しない場合には、目論見書の交付前においても、販売用資料として使用することができる旨を事務ガイドライン等において明確化するよう平成16年度中に措置する予定。					5082014	社団法人生命保険協会	11	
z0300099	銀行における自行株式 転換社債の窓販の解禁	該当なし	銀行を含め、発行体自身が行う直接募集については規制されていない。	d	-	措置不要(事実誤認)		実際に、銀行の支店窓口にて一般顧客に対して自行株式 転換社債を売る(直接募集する場合)においても、規制が存在しないか、改めて伺いたい。	e	-	存在しない。	5083005	慶應義塾大学 ビジネススクール 許斐研究室	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300095	銀行と証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	5026	5026003	都銀懇話会	11	銀行と証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和		証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券に、「上場登録証券」を加える証券会社の役員による親銀行等又は子銀行等の取締役、執行役、監査役及びそれらに準ずるものそれぞれについて過半数未満まで可とする 非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止 電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の廃止		株券には格付が付与されていないものの、上場登録証券については上場審査等を経て、マーケットによる評価である株価が日々形成され、また、上場登録証券の発行者には事業年度ごとの有価証券報告書の作成が義務付けられている。指定格付機関による格付が付与されている有価証券と同様に引受審査等における客観性も担保されていると考えられる 本規制は、金融持株会社の活用等によりグループ経営を推進する際の人的資源の効率配分やグループ経営の枠組み構築の妨げになっており、海外(米国)と比較しても過剰規制となっている 本規制の趣旨は、詐害行為の防止(顧客の利益保護)、インサイダー取引の防止、顧客のプライバシー保護等にあるが、これらは、インサイダー取引規制や金融機関に存在する「守秘義務」、チャイニースウォールの設定で対応可能であり、本規制は撤廃すべき 事務ガイドライン14-1においては、コンピュータの共用に関する規制は金融機関の自己責任を重視したものとされている。本内閣府令の過剰な規制は撤廃すべき	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号 証券取引法第32条第1項、第2項 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第7号 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第8号	金融庁	
z0300096	証券取引法等における「子法人等」等の定義の見直し	5026	5026022	都銀懇話会	11	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正		証券取引法における「親法人等」「子法人等」の定義を、財務諸表等規則、銀行法等における「親会社」「子会社」の定義を同一にする 主要株主の定義を銀行法の定義と同一にする 証券会社に関する内閣府令第16条及び第19条を、証券取引法施行令の内容に合わせる		証券取引法においては、実質的に支配力・影響力のない「先でも親法人等」あるいは「子法人等」に定義され、また主要株主の定義が銀行法より広範であり、証券取引法第54条第1項第8号及び証券会社に関する内閣府令第46条に基づく届出事務が大きな負担となっている。また、証券会社に関する内閣府令第33条第1号により、証券会社は「関係会社(親法人等、子法人等)」に関する報告書」を毎営業年度経過後4カ月以内に金融庁長官等に提出しなければならず、その事務負担も大きなものとなっている 上位規定である「施行令」よりも、下位規定である「府令」の方がより厳しい制限になっており、上位規定に平仄をあわせるべきである	証券取引法第32条第5項、第6項 証券取引法施行令第15条の3第1項第1号、第2項第1号 証券取引法施行令第15条の3第1項第2号、第2項第2号、証券会社に関する内閣府令第16条第3項、第19条第3項	金融庁	
z0300097	証券外務員登録の簡素化	5026	5026025	都銀懇話会	11	証券外務員登録の簡素化		銀行持株会社の子会社である銀行間異動においては、出向・転籍を問わず、外務員登録の維持を可能とする(抹消及び新規登録申請手続を不要とする)		金融グループ内で機動的な人材配置を行っていく中で、銀行持株会社の子会社である銀行間異動は、今後ますます増加していく見込みであり、日数に係らず証券業務従事に支障が生じる(証券外務員としての業務を行えない期間が発生する)状況は、早期に改善されるべきである	証券取引法第64条の6第3項、証券外務員登録等事務マニュアル(特別会員用)」(平成15年5月1日改訂)	金融庁	
z0300098	投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し	5082	5082014	社団法人生命保険協会	11	投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し		法定目論見書の交付等を条件とせずに過去の運用実績や評価会社の評価を広告宣伝に利用可能とする。		過去の運用実績等は、投資家の投資判断に有用な情報であり、誤解を招くような方法でない簡易な提供方法も認めるべきである。 なお、当該広告宣伝を契機とし、顧客より商品説明の要望や、購入申し込みがあった場合は、その時点で法定目論見書を交付することから、顧客保護の観点から問題は生じない。	証券取引法第13条、第15条 日本証券業協会「広告に関する指針」	金融庁	
z0300099	銀行における自行株式 転換社債の窓販の解禁	5083	5083005	慶應義塾大学 ビジネススクール 許斐研究室	11	銀行の証券業務解禁		自行株式 転換社債の窓販		銀行の自己資本の増強により健全性を確保し、銀行のリスクマネーの供給機能を強化する	証券取引法65条1項2項	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300100	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	証券取引法第2条第21項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	証券取引法においては株券を対象とする株価指数先物取引のみが認められている。先物取引の対象となる有価証券指数については、現物有価証券の銘柄数、各銘柄及び当該有価証券種類全体の流動性、当該指数の流動性及び操作可能性、現物市場への影響等の観点から検討することが必要であり、現状、株価指数が適当とされていることによるものである。 我が国の代表的な株価指数先物商品としては、大阪証券取引所の日経平均株価先物(東証一部上場の普通株式のうちの225銘柄を対象とする。)及び東京証券取引所のTOPIX先物(東証一部上場普通株式の全銘柄を対象とする。)がある。 (注)協同組織金融機関の優先出資証券は、平成5年に制定された「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に基づき発行され、平成12年12月に信金中央金庫1銘柄が東証一部市場に上場されている。	b		現在、有価証券市場において取引されている株価指数先物取引は、現物株券の銘柄数、流動性、価格の操作可能性等の観点から証券取引所の上場普通株式を対象としているが、優先株式は含まれていない。 また、海外の主要な取引所においても、先物取引の対象となる株価指数に株券以外の種類の有価証券を含めている事例は認められていない。 協同組織金融機関の優先出資証券は、株券とは有価証券の種類が異なることから、先物取引の対象となる株価指数に含めることが適当かどうかについては、株券との性質の相違点、取引の実態、流動性等の検討が必要である。 しかし、協同組織金融機関の自己資本の充実のために発行されるものである点は株式会社における株式と同様であり、関係法令の改正の検討を16年度中に開始することとしたい。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b	株券との性質の相違点、取引の実態、流動性、海外取引所の状況等を調査、検討して有価証券市場において問題がないことが確認された場合には、関係法令の改正を16年度中に検討する。	5143034	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	
z0300101	国債等のディーリング業務について本部担当職員の専任制の廃止又は緩和	金融庁事務ガイドライン(証券会社等関係) 5-2(2)	・国債証券等のディーリング業務全般(受注、売買及び受渡しを営む金融機関の営業所等)にあつては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、投資目的(特定取引勘定を設けている金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合。以下同じ。)の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立し、かつ、担当職員は投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないこととされている。	c		証券取引法第65条等の規定は、銀行等の金融機関が金融機関の業務と証券業務を兼営することによる利益相反の防止や、企業に対して過度の影響力を有することの防止等の観点から設けられているものである。 金融機関からの登録申請に係る留意事項を定めた事務ガイドライン5-2(2)は、金融機関が法第65条の2に基づき証券業務の登録を行う場合の登録拒否要件のひとつである法第28条の4第10号 第65条の2第1項の登録に係る業務を適格に遂行するに足りる人的構成を有しないもの、の具体的な基準として国債証券等のディーリング業務担当職員が投資目的の売買業務等及び融資業務を兼任することを禁止しているものであり、金融機関の業務と証券業務の兼営による利益相反の防止等の観点から廃止もしくは緩和の措置は困難である。 なお、当該ガイドラインは国債証券等のディーリング業務と投資目的の国債証券等の売買及び融資業務との間の職員の兼任を禁止しているものであり、その他の業務等との間の職員の兼任は禁止されていない。 金融機関とは金融機関の証券業務に関する内閣府令第2条第1項に定められた「金融機関」をいう。		銀行等の金融機関のうち、国債等のディーリングの取扱実績が少ないところについて本規制を廃止又は緩和しても利益相反等の問題が生じる可能性は大きくないと考えられる。要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい。	c	証券取引法第65条等の規定は、銀行等の金融機関が金融機関の業務と証券業務を兼営することによる利益相反の防止や、企業に対して過度の影響力を有することの防止等の観点から設けられているものである。 当該ガイドラインは、金融機関が法第65条の2に基づき証券業務の登録を行う場合の登録拒否要件のひとつである法第28条の4第10号 第65条の2第1項の登録に係る業務を適格に遂行するに足りる人的構成を有しないもの、の具体的な基準として、国債証券等のディーリング業務担当職員が、金融機関の業務として行う投資目的の売買業務等及び融資業務を兼任することにより利益相反等の問題が起こりうることから、当該ガイドラインの廃止もしくは緩和の措置は困難である。 なお、国債証券等のディーリング業務と、投資目的の売買業務及び融資業務以外の業務等との兼任は禁止されていない。	5143032	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	
z0300102	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	兼営法施行令第2条の2、兼営法施行規則第2条の2	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店については、処分型不動産信託を制限するとともに、不動産の売買・賃貸についての媒介・代理等の不動産関連業務や遺言執行・遺言整理業務等の併営業務を行うことはできないものとしている。	b		信託に係る業務制限については、「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)の指摘も踏まえつつ、具体的な内容について検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b	金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5010002	社団法人第二地方銀行協会	11	
z0300102	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	兼営法施行令第2条の2、兼営法施行規則第2条の2	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店については、処分型不動産信託を制限するとともに、不動産の売買・賃貸についての媒介・代理等の不動産関連業務や遺言執行・遺言整理業務等の併営業務を行うことはできないものとしている。	b		信託に係る業務制限については、「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)の指摘も踏まえつつ、具体的な内容について検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b	金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5026004	都銀懇話会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300100	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	5143	5143034	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大		株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。		有価証券指数等先物取引に係る有価証券指数の対象となる有価証券は、株券と外国または外国法人の発行する証券または証書のうち株券の性質を有するものに限定されている。	証券取引法第2条第18項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	金融庁	
z0300101	国債等のディーリング業務について本部担当職員の専任制の廃止又は緩和	5143	5143032	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	国債等のディーリング業務について本部担当職員の専任制の廃止又は緩和		証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項についての5-2(2)の緩和又は廃止		国債等のディーリングの取扱実績が少なく経営の効率性の観点からも必ずしも先任者を配置しなければならない必然性が乏しい。	証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項についての5-2(2)	金融庁	
z0300102	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	5010	5010002	社団法人第二地方銀行協会	11	信託代理店の取扱禁止業務の撤廃		信託代理店の取扱業務に不動産媒介業務や遺言執行業務を認める。		信託代理店において、不動産媒介業務や遺言執行業務を取扱うことができれば、地域において総合的な信託商品を提供することが可能となる。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条の2 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第2条の2、第7条の2の2第2項	金融庁	
z0300102	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	5026	5026004	都銀懇話会	11	都銀等による信託業務に係る規制緩和		都銀本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃		14年2月に改正された「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」では、都銀本体、信託銀行子会社及び信託代理店が、併營業務の一部等を行うことができないようになっているが、その理論的根拠は不明確。顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、見送られた併營業務等の信託業務の更なる拡大が不可欠	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、同法施行令第2条の2、同法施行規則第2条の2	金融庁	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300102	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	兼営法施行令第2条の2、兼営法施行規則第2条の2	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店については、処分型不動産信託を制限するとともに、不動産の売買・賃貸についての媒介・代理等の不動産関連業務や遺言執行・遺言整理業務等の併営業務を行うことはできないものとしている。	b		信託に係る業務制限については、『信託業のあり方に関する中間報告書』(金融審議会第二部会報告)の指摘も踏まえつつ、具体的な内容について検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5030004	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300102	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	兼営法施行令第2条の2、兼営法施行規則第2条の2	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店については、処分型不動産信託を制限するとともに、不動産の売買・賃貸についての媒介・代理等の不動産関連業務や遺言執行・遺言整理業務等の併営業務を行うことはできないものとしている。	b		信託に係る業務制限については、『信託業のあり方に関する中間報告書』(金融審議会第二部会報告)の指摘も踏まえつつ、具体的な内容について検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5080001	農林中央金庫	11
z0300102	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	兼営法施行令第2条の2、兼営法施行規則第2条の2	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店については、処分型不動産信託を制限するとともに、不動産の売買・賃貸についての媒介・代理等の不動産関連業務や遺言執行・遺言整理業務等の併営業務を行うことはできないものとしている。	b		信託に係る業務制限については、『信託業のあり方に関する中間報告書』(金融審議会第二部会報告)の指摘も踏まえつつ、具体的な内容について検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5081001	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	11
z0300103	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設	信託法第1条、第58条 資産の流動化に関する法律第31条の2	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。 信託宣言及びチャリタブル・トラストは、現行法上、認められていない。	b		SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについては、特定持分信託制度及び信託法第58条の趣旨並びに信託法改正の動向を踏まえて検討する。		回答では、SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについては、特定持分信託制度及び信託法第58条の趣旨並びに信託法改正の動向を踏まえて検討することであるが、検討の時期について、明確とするともに、結論を得る時期について改めて検討されたい。	b	-	法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。	5085014	オリックス株式会社	11
z0300103	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設	信託法第1条、第58条 資産の流動化に関する法律第31条の2	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。 信託宣言及びチャリタブル・トラストは、現行法上、認められていない。	b		SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについては、特定持分信託制度及び信託法第58条の趣旨並びに信託法改正の動向を踏まえて検討する。		回答では、SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについては、特定持分信託制度及び信託法第58条の趣旨並びに信託法改正の動向を踏まえて検討することであるが、検討の時期について、明確とするともに、結論を得る時期について改めて検討されたい。	b	-	法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。	5086014	社団法人リース事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300102	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	5030	5030004	社団法人全国地方銀行協会	11	普通銀行本体及び信託代理店における信託併営業の取扱い解禁		普通銀行本体及び信託代理店における遺言信託、不動産業務等の信託併営業の取扱いを解禁する。	併営業については、地域金融機関に必要な機能として左欄業務の解禁が望まれる。普通銀行本体での信託業務の取扱いが認められることになったにもかかわらず、併営業については引続き専業信託銀行のみに認めることとする理由は特になく考えられ、また、大都市圏を除く地方では、専業信託銀行の店舗数が非常に少なく、信託サービスの提供に地域間格差が生じていることから、顧客が地方銀行に寄せる期待も大きい。	金融庁事務ガイドライン(第一分冊 預金取扱い金融機関関係)3-1-1、信託業法第5条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条、同施行令第2条の2、同施行規則第2条の2	金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照	
z0300102	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	5080	5080001	農林中央金庫	11	信託業務にかかる規制の緩和		農林中央金庫本体、信託銀行子会社及び信託代理店における信託業法第5条に定める併営業(とりわけ「遺言執行」「遺産整理業務、不動産関連業務」)の開放 農林中央金庫本体、信託銀行子会社及び信託代理店における信託業務にかかる規制(「処分型」不動産信託にかかる規制)の撤廃	兼営法及び同法政省令により、所謂専業信託銀行や外銀信託以外の兼営金融機関や代理店では、遺言関連業務等一部の併営業については営めないこととされている。なお、平成15年7月の金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書」において、遺言関連業務については、当該業務を取り扱える者の範囲の拡大及び当該業務にかかる取次業務につき「本業との親近性等に十分留意し、検討がすすめられるべきである」とされている。 「処分型」不動産信託については、不動産の流動化に資するもの(特定目的信託、信託受益権を特定目的会社又は投資法人に取得させることを目的とする信託)に限るとともに、信託された不動産の処分は、天災その他やむを得ない場合を除き1年間禁止する」とされている。	系統組合員においては、高齢化の進展が著しくまた個人の資産は農地をはじめとする土地が主体であることから、既に相続対策や土地有効活用の相談が数多く寄せられている。しかしながら、農林中央金庫本体、信託銀行子会社および信託代理店においては、遺言関連業務およびこれに付随する不動産関連業務を営むことができず、組合員のニーズに応えていくうえで大きな制約となっている。また、都銀等の専業信託の子会社化や専業信託をグループ内に有する都銀グループ等が、専業信託と同等の業務を全国展開できることと比較すると、これら業務を系統金融機関において取り扱えないことは公平でないとともに、利用者利便(とりわけ農村地域)の均霑を図る観点において問題がある。加えて、専業信託および外銀信託とそれ以外の信託との間で業務範囲に差を設けることは、法的根拠がなく合理性に欠ける。 不動産の流動化については、投資信託法改正等の法整備が進められ、顧客や取引手法が多様化しているにもかかわらず、現行のように「処分型」不動産信託に係る制限を設けることは、不動産の流動化への取組を阻害するものであり、利用者利便の観点から緩和すべきである。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、同施行令、同施行規則	金融庁	
z0300102	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	5081	5081001	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	11	信託代理店における遺言関連業務の解禁		信託代理店の取扱業務に遺言関連業務を認める。	平成14年2月1日から信託代理店の取扱業務が拡大されたが、遺言関連業務が認められていない。	プライベートバンキング業務を進めるにあたって、遺言信託の取扱いは富裕層向けにニーズが高い商品として必要性が高い。一方、農中信託銀行には遺言信託の取扱いが認められておらず、当然代理店としても取扱いすることができない。信託代理店において遺言信託業務を取扱うことができれば、利用者への利便性の一段の向上につながる。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条の2、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第2条の2、第7条の2の2	金融庁	
z0300103	信託法第58条の見直し(信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設)	5085	5085014	オリックス株式会社	11	信託法第58条の見直し(信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設)		信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるピークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定目的信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるので使い勝手が悪くなってしまっている。)	左記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定目的信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。	信託法等	金融庁 法務省	
z0300103	信託法第58条の見直し(信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設)	5086	5086014	社団法人リース事業協会	11	信託法第58条の見直し(信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設)		信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるピークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。(特定目的信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるので使い勝手が悪くなってしまっている。)	左記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定目的信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。	信託法等	金融庁 法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300104	投資一任業務を行う信託銀行における委託者指図型投資信託および投資法人から委託される資産の運用に関する制限の撤廃等	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	信託銀行は、主として有価証券に対する投資として運用する場合を除き、委託を受けることができる。	c	-	改正投資顧問業法(16年4月施行)により、信託銀行が投資一任業務を営むことが可能となるが、認可投資顧問業者である信託銀行に「主として有価証券に対する投資として運用する場合」の外部委託先として認められた場合、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するため困難。		政令案において、認可投資顧問業者が信託兼営金融機関の場合、自己が受託している投資信託財産については投資信託委託業者から運用の指図権限の全部又は一部の委託を受けられないことになっている。当該規制の趣旨は、投資信託財産の運用と管理の分離による委託者と受託者の牽制機能の維持にあると推察されるが、委託者指図型投資信託においても証券投資信託以外の投資信託(例えば不動産投資信託)についてはこのような規制はない。また、委託者指図型投資信託と同様の効果を有する制度である会社型投資信託においても、証券業を兼業する投資信託委託業者は自らが運用を担当する登録投資法人の資産につき、その補充業務を当該登録投資法人より受託することも可能となっている。 こうした規制が証券投資信託特有の弊害を防止するためのものであるならば、運用の指図権限の委託を受けることを規制するのではなく、弊害防止措置の手当て等での対応を検討すべきであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	C	-	改正投資顧問業法(16年4月施行)により、信託銀行が投資一任業務を営むことが可能となるが、認可投資顧問業者である信託銀行に自らが受託者となっている証券投資信託につき、運用の外部委託を認めることとした場合、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するため、今月末公布予定の投資信託及び投資法人に関する施行令において、自らが受託者となっていない証券投資信託の運用の外部委託を受けることについては可能とする規定をおいたところ。	5006001	社団法人信託協会	11
z0300105	投信法における委託者非指図型投資信託の運用規制の撤廃	投資信託及び投資法人に関する法律第5条の2、投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結することを禁止している。	c	-	「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、運用者である投資信託委託業者に専門義務を求めていること、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、証券投資信託との関連が低い業務を幅広く行っている信託銀行が投信法に基づく「主として有価証券」に対する投資の運用指図を担わせることは適当ではない。		専門義務や委託者・受託者の抑制機能による投資者保護については、弊害防止措置の検討等、他の代替措置でカバーすることも可能であり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	C	-	「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、運用者である投資信託委託業者に専門義務を求めていること、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が投信法に基づく「主として有価証券」に対する投資の運用指図を担わせることは適当ではない。	5006002	社団法人信託協会	11
z0300106	信託業務のみを取り扱う施設・設備(信託専門店等)と、及び信託専門店等は銀行法上の営業所に係る休日・営業時間の規制の適用がないことの明確化	事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係)3-4-1 銀行法第15条、銀行法施行令第5条、銀行法施行規則第15条、16条	銀行が信託業務を兼営するとの兼営法の趣旨に鑑み、信託業務のみを取り扱う施設又は設備の設置はできないこととしている。	b	、 或いは	銀行法上の位置付け、顧客誤認防止の観点及び信託業法等の改正内容などを踏まえて検討を行ない、改正信託業法等の施行までに結論を得る。		検討の方向性について、具体的に示されたい。	b	、 或いは	銀行法上の位置付け、顧客誤認防止の観点及び信託業法等の改正内容などを踏まえて、具体的な見直しの方向性について検討を行い、改正信託業法等の施行までに結論を得る。	5006004	社団法人信託協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300104	投資一任業務を行う信託銀行における委託者指図型投資信託および投資法人から委託される資産の運用に関する制限の撤廃等	5006	5006001	社団法人信託協会	11	投資一任業務を行う信託銀行が、委託者指図型投資信託および投資法人から委託される資産の運用につき、制限を設けないこと。		投資信託委託業者が委託者指図型投資信託および投資法人に係る運用の権限を一定の者に委託することができるが、当該委託を信託銀行が受ける場合、運用資産の50%超を有価証券に運用することができないとされている。他方、投資一任業務の認可を受けた認可投資顧問業者が委託を受ける場合には、このような制限はない。 平成16年4月施行予定の改正投資顧問業法において、信託銀行も投資一任業務の認可を受けて「認可投資顧問業者」となることができるが、「認可投資顧問業者」となった信託銀行が運用資産の50%超を有価証券に運用することができるかどうか不明である。 投資一任業務を行う信託銀行が、特段の制約なく委託者指図型投資信託及び投資法人から運用の委託を受けられるよう法令上の手当を行うこと。	運用に係る専門的な知識・経験を有する信託銀行への運用の委託が可能となることにより、運用機関間の競争が一層促進され、投信商品の魅力向上につながり、投資家による投信商品取引の拡大に資するとともに、有価証券取引の拡大に伴い市場の活性化が図られる。	改正投資顧問業法に基づき投資一任業務の認可を受けた信託銀行は「認可投資顧問業者」として有価証券運用についての相応の知識・経験を有するとしえる。更に、当該信託銀行には「認可投資顧問業者」として投資顧問業法上の行為規制及び投信法上の運用の再委託を受ける者としての投信法の行為規制が課されることから、委託者指図型投資信託および投資法人からの運用権限の委託につき他の「認可投資顧問業者」と区別して運用に制限を設ける理由がない。 本要望項目の実現により、「認可投資顧問業者」間の競争が促進され、多様な運用サービスの提供が可能となる。	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	金融庁	平成15年8月11日付各省庁再回答において、「(認可投資顧問業者である)信託銀行の子会社投資信託委託業者からの再委託を受けることにより、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するおそれがある」とされている。 しかしながら、現行投資顧問業法上、子会社である投信委託会社が親会社である認可投資顧問業者に運用委託することにつき何らの規制がなく現行法上の投信委託会社に対する行為規制をもって投資者保護が確保されることとなっている中、親会社が投資一任業務を兼業する信託銀行であることのみをもって制約を設ける妥当性が存在しない。 仮に上記ケースについて何らかの弊害があるのならば、必要な行為規制を課せばよく上記ケース自体を禁ずる理由はない。
z0300105	投信法における委託者非指図型投資信託の運用規制の撤廃	5006	5006002	社団法人信託協会	11	投信法における委託者非指図型投資信託の運用規制を撤廃すること。		信託銀行は、委託者非指図型投資信託の信託財産の50%超を有価証券に運用することが禁止されている。 委託者非指図型投資信託において、信託銀行が信託財産の50%超を有価証券に運用する投資信託契約の締結を禁止する規制を撤廃すること。	本要望項目の実現により、委託者非指図型投資信託の柔軟かつ多様な商品設計が可能となり、商品開発者間の競争が促進されるとともに、投資家の商品選択の選択肢拡大に資する。	信託財産の運用対象財産は信託契約により自由に定めることができること、信託財産の50%超を有価証券に運用することを委託者非指図型投資信託に認めないことは根拠に乏しい。 例えば、貸付債権信託受益権は証取法上の有価証券であるため、信託財産の50%超を貸付債権信託受益権に運用する委託者非指図型投資信託を設定することができないなど、委託者非指図型投資信託の商品の多様化の障害となっている。	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	金融庁	平成15年8月11日付各省庁再回答において、証券投資に係る運用の指図について専業義務により確保された職務専念を投信委託業者に求めていることや、証券投信が委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行に投信法に基づく「生」として有価証券」に対する投資の運用指図を担わせることは適当ではない」とされている。 しかしながら、委託者非指図型投資信託の受託者たる信託銀行は、信託法等の規制に服するものであり、斯かる規制を遵守すべく十分な運営・管理体制が整備されており、専業義務が課されていないことを理由に現行のような運用制限を設ける必然性はない。 仮に投資者保護上の弊害があるとすれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで足りるはずである。
z0300106	信託業務のみを取り扱う施設・設備(「信託専門店等」という)の設置の可能化、及び信託専門店等は銀行法上の営業所に係る休日・営業時間の規制の適用がないことの明確化	5006	5006004	社団法人信託協会	11	信託業務のみを取り扱う施設・設備(「信託専門店等」という)の設置を可能とすること。また、信託専門店等は銀行法上の営業所に係る休日・営業時間の規制の適用がないことを確認すること。		信託専門店等の設置を可能とすること、信託専門店等は銀行法上の営業所に係る休日・営業時間の規制の適用がないことを確認すること。	信託業務のみを取り扱う施設又は設備(「信託専門店等」)の設置が可能となれば、顧客ニーズに応じた多様な店舗等の展開が可能となり、顧客の利便性を向上させることができる。	現在、信託銀行は信託業務のみを取り扱う施設又は設備の設置が出来ないとされており、このため信託業務についての顧客のニーズに十分応えることができない。 現行の法体系では、銀行が信託業務を兼営する形式となっているが、これは銀行全体で捉えれば十分であり、個別の施設・設備毎にこの形式を要求する必要はないと考えられる。また、誤認防止措置が必要であるならば、「信託専門店」である旨の掲示等の措置で対応できる。 「信託専門店等」は、銀行法上の「営業所」に該当しないことから、銀行店舗のような営業時間・休日に係る規制の適用はなく、地域や顧客ニーズに応じて営業時間・休日を自由に設定できることをあわせて確認するものである。	事務ガイドライン3-4-1	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300107	更なる信託スキームの活用に資する商事(営業)信託関連法制の見直し	信託法 信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託に関する基本的な法律には「信託法」と「信託業法」が存在するが、「信託法」が広く信託に関連する事項を定めた一般信託の準拠法となっているのに対し、「信託業法」は信託会社を受託者とする営業信託に関する特別を定めている。	b		要望事項についての検討を含む信託法の抜本的な見直しについては、法務省において平成17年中を目途に所要の法律案を提出すべく検討に着手したところと承知しており、その検討状況を踏まえ、信託業法等の見直しについて検討を行う。		回答では、信託法の改正作業の中で対応可能性について検討する予定とのことであるが、検討の時期について、明確とするともに、結論を得る時期について改めて検討されたい。また、検討の方向性についても、具体的に示されたい。	b	見直しの検討は、要望事項に関する法務省における信託法の検討状況を踏まえて行っていく予定。具体的な時期、検討の方向性については、信託法の検討状況に関連するところであり、現時点で示すことは困難。	5006005	社団法人信託協会	11	
z0300108	信託業法における受託財産制限の撤廃	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	現在の信託業法においては、信託会社が引き受けすることができる財産は信託業法第4条により「金銭」、「有価証券」、「金銭債権」、「動産」、「土地及びその定着物」、「地上権及び土地の賃借権」の6つに限定されている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大することとされたところである。この報告を踏まえ、平成15年度中の所要の法案の提出に向け、作業を進めているところ。					5021173	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0300109	信託代理店の範囲の拡大	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断できる制度とすることが適切とされたところである。この報告を踏まえ、平成15年度中の所要の法案の提出に向け、作業を進めているところ。					5021174	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0300110	外国投資信託、外国投信証券の国内販売における規制の緩和	投資信託及び投資法人に関する法律第33条、第58条、第59条、第220条、第221条、第222条	受益証券等の発行者は外国投資信託、外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合に、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。	c		投資信託は、投資信託委託業者と信託会社等との間で結ばれる信託契約によりファンドが形成されるものであり、運用方針、収益の分配方法、受益権の内容等の金融商品の内容や、投資の仕組みはこの契約において定められ、必要に応じて変更も行われる。投資信託は監督上の必要性から投資信託約款等の当局への届出が、契約の当事者である発行者に課されているところであり、外国投資信託運用に責任を持つ発行者に届出義務を課すべきと考える。		回答では、監督の必要性から投資信託約款等の当局への届出は、契約の当事者である発行者に課されているものとして対応不可とされているが、要望理由にもある通り、国内投資家が当該外国投信等を購入を希望しても、発行者が積極的に海外販売努力をする時以外は事前届出や運用報告書の作成義務が実行されず、国内投資家が購入を希望しても国内販売出来ないのが実情である(特に海外ETFについては、国内で募集・売出しが行われていなくても購入希望者の多い商品があり、投資家から不満の声がある)。そもそも、国内で募集・売出しが行われていない商品を、自ら調べ、購入を希望する投資家には自己責任が強く求められるところであり、現に国内で募集・売出しが行われていない外国株式については、その販売取次ぎを行うにあたり、発行者に届出義務や運用報告書作成義務は課せられていない。したがって、少なくとも、「外国投資信託」や「外国投資証券」については発行者の事前届出に代えて、投資家への販売に責任をもつ国内販売業者に販売の届出を行わせる方法を1つの選択肢として導入すべきである。また、運用報告書に代えて、国内販売業者が投資家保護に必要な不可欠なディスクロージャーを行うことを可能とすべきであると考え、以上の点を踏まえ、改めて具体的な対応策を検討され、検討開始時期等スケジュールとともに示されたい。	C	投資信託は監督上の必要性から投資信託約款等の当局への届出は、契約の当事者であり、運用に対して責任を負う発行者(代理人を含む)が行うことが必要である。なお、販売会社が外国投資信託等の日本における代理人となり、当局への届出等を行うことは可能と考えられる。	5021198	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300107	更なる信託スキームの活用 に資する商事(営業)信託 連法制の見直し	5006	5006005	社団法人信託 協会	11	更なる信託スキームの活用 に資する商事(営業)信託 連法制の見直しを行うこと		商事(営業)信託連法制において、例えば以下の点を緩和するよう見直しを行うこと ・自己執行義務(信託法26条)の緩和 ・一定の要件を満たす場合の忠実義務(信託法22条)の緩和 ・受益者多数の場合の受益者による承認及び受益者の権利行使等のルール明確化 ・信託の併合・分割に関する規定の整備 ・受託者の第三者に対する有限責任の明確化	・商事(営業)信託連法制の実現により、自由度の高い商事的なアレンジメントを認めることは、わが国信託業の更なる発展のみならず、市場機能を中核とした金融システムの構築を通じ、経営全般の活性化にも資する。	民事信託についてのルールを集団性、流動性、事業性などの特性をもつ商事(営業)信託に適用することは不適切な面が少なくなく、今後、拡充が見込まれる市場型間接金融の重要なピエールとして信託がより活用されるためには、現行法において例えば以下のような点が問題となる。 ・自己執行義務 信託法26条では外部委託が原則禁止とされている。 ・忠実義務 信託法22条は強行規定と解する説が有力である。 ・受益者多数の場合の受益者による承認及び受益者の権利行使等 現行法では明確な規定がなく、通説上受益者全員の同意が必要と解されている。 ・信託の併合・分割に関する規定 証券化業務などにおいては、信託の併合・分割が当該業務の円滑な推進・発展に必要であるが、現行法では規定がない。 ・受託者の第三者に対する責任 現行法では第三者に対する受託者の有限責任を認める旨の規定がない。	信託法 信託業法 兼営法(金融機関/信託業務/兼営等二開スル法律)	金融庁 法務省	
z0300108	信託業法における受託財産 制限の撤廃	5021	5021173	社団法人日本 経済団体連合 会	11	信託業法における受託財産 制限の撤廃		信託業法における受託財産制限を撤廃すべきである。		信託業法の立法当時、信託業の健全性を確保し、受益者保護を図る見地から、経営の基礎を危うくすることのないよう、受託財産が制限された。しかし、財産権が発達した今日においては、他の財産権についても信託を行うニーズが拡大しており、現行の限定列挙では、受託可能財産に関する新たなニーズに柔軟かつ迅速に対応できない。	信託業法第4条	金融庁	信託業法上、信託会社が引受けることのできる財産は、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及び其の定着物、地上権及び土地の賃借権、に限定されている。
z0300109	信託代理店の範囲の拡大	5021	5021174	社団法人日本 経済団体連合 会	11	信託代理店の範囲の拡大 【新規】		信託代理店につき、代理店となることができる者」の範囲を、一般事業会社、保険会社、証券会社等に拡大すべきである。また、信託代理店の設置及び廃止について、認可制を廃止して届出制若しくは登録制とすべきである。		信託代理店の範囲を広く認めることにより、顧客による信託サービスへのアクセスの円滑化、信託取引の普及・発展に資する。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2第1項	金融庁	信託兼営法において、信託代理店になることができる者は、金融機関及び商工組合中央金庫に限定されている。
z0300110	外国投資信託、外国投 信証券」の国内販売にお ける規制の緩和	5021	5021198	社団法人日本 経済団体連合 会	11	外国投資信託、外国投 信証券」の国内販売にお ける規制緩和【新規】		外国投資信託、外国投資証券」を国内販売する場合、外国にいる発行者に課せられている事前届出義務、「運用報告書」の交付義務を不要とし、国内販売業者が代わりに行うことを認めるべきである。		外国投資信託、外国投信」の発行者に事前届出義務や「運用報告書」の作成義務を課しても、当該発行者に海外で流通させる意図がない場合は、それらの義務は実行されないため、国内販売することができない。したがって、海外発行者に代わって、国内販売業者が代わりに行うことを可能とすれば、国内投資家の投資ニーズに応えることができる。	投資信託及び投資法人に関する法律第33条、第58条、第59条、第220条	金融庁	外国投資信託、外国投資証券」を国内販売するには、当該信託の発行者は、あらかじめ、内閣総理大臣に届出を行う必要がある(投信法58、220)。また、発行者は、「運用報告書」を作成し、当該信託にかかる受益者に交付する義務がある(投信法33、59)。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300111	投資法人の資金調達手段の多様化の容認	投資信託及び投資法人に関する法律 第67条第1項第16号、第139条の2 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 第103条第7項	投資法人の資金調達手段は、投資証券及び投資法人債の発行、銀行等からの借入れがある。	c	-	現状において投資法人の資金調達手段として、借入金及び投資法人債の発行が認められているところであり、借入制限もなく、規約に限度額さえ記載すれば機動的かつ柔軟に投資法人債の発行を行うことができることである。さらに借入手段を広げる必要性はないものとする。		CPは証券取引法上の有価証券であり、投資家保護上も問題はないものと考えられることから、資金調達手段の多様化のため、再度検討されたい。	C	-	現状において投資法人の資金調達手段として、借入金及び投資法人債の発行が認められており、借入制限もなく、規約に限度額さえ記載すれば機動的かつ柔軟に投資法人債の発行を行うことができる。投資法人によっては、既に投資資金の4割近くを調達できる状況にある。借入金と投資法人債の発行により、このような対応が可能となっている現状を踏まえれば、さらに借入手段を広げる緊急性は低いものと考えられる。	5021178	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300112	電磁的方法による信託業務に係る公告における「調査機関」の活用容認	兼営法第5条/3、貸付信託法第6条、第7条	定型的信託契約について信託約款を変更するときや貸付信託に係る信託契約を締結し又は信託約款を変更しようとするときは、委託者・受益者に異議申立ての機会を与えるために法令に基づき所定の事項を日刊新聞紙に公告しなければならない。	b		信託に係る公告の方法については、今後の商法改正により一般の株式会社等に対して新たに電子公告が導入される予定であることを踏まえ、貸付信託の募集に係る公告など利用者の権利関係に影響を及ぼさない公告等に対し、具体的な内容について検討を行う。		一般株式会社等への導入とのタイムラグを極力小さくすることを念頭に、検討スケジュールについて、具体的に示されたい。	b		定型的信託約款等の変更に係る電子公告の導入については、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況等を踏まえつつ、16年度中に具体的な内容について検討を開始する予定。	5006011	社団法人信託協会	11
z0300112	電磁的方法による信託業務に係る公告における「調査機関」の活用容認	兼営法第5条/3、貸付信託法第6条、第7条	定型的信託契約について信託約款を変更するときや貸付信託に係る信託契約を締結し又は信託約款を変更しようとするときは、委託者・受益者に異議申立ての機会を与えるために法令に基づき所定の事項を日刊新聞紙に公告しなければならない。	b		信託に係る公告の方法については、今後の商法改正により一般の株式会社等に対して新たに電子公告が導入される予定であることを踏まえ、貸付信託の募集に係る公告など利用者の権利関係に影響を及ぼさない公告等に対し、具体的な内容について検討を行う。		一般株式会社等への導入とのタイムラグを極力小さくすることを念頭に、検討スケジュールについて、具体的に示されたい。	b		定型的信託約款等の変更に係る電子公告の導入については、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況等を踏まえつつ、16年度中に具体的な内容について検討を開始する予定。	5021191	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300111	投資法人の資金調達手段の多様化の容認	5021	5021178	社団法人日本経済団体連合会	11	投資法人の資金調達手段の多様化【新規】		投資法人が、CPを発行することを可能とすべきである。		資金調達手段としてCPの発行が可能となれば、例えば、新規ビルの取得、大型の物件修繕費など、投資法人の超短期の資金需要に柔軟に対応することができる。	投資信託及び投資法人に関する法律 第67条第1項第16号、第139条の2 同法施行規則 第103条第7項	金融庁	投資法人の資金調達手段は、借入及び投資法人債に限られており、CPを発行することができない。このため、機動的な資金調達が困難となっている。
z0300112	電磁的方法による信託業務に係る公告における「調査機関」の活用容認	5006	5006011	社団法人信託協会	11	電磁的方法(インターネット)による信託業務に係る公告につき、「電子公告制度の導入に関する要綱」における「調査機関」を利用して行えるようにすること。		信託業務に係る公告を電磁的方法(インターネット)を用いて行うことが可能となった場合に、「電子公告制度の導入に関する要綱」における「調査機関」を利用できるようにすること。	委託者・受益者の公告内容認識の利便性向上と併せて電磁的方法を用いて行う公告に対する信頼性の確保。	<p>・信託銀行が行う以下の公告については、現状、電磁的方法(インターネット)による公告は認められていない。</p> <p>・定期的信託契約に係る約款変更時の公告 信託銀行が定期的信託契約に係る約款変更を行うときは、内閣総理大臣の認可を受けた後に、委託者または受益者に異議申立ての機会を与えるため、所定の事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。</p> <p>・貸付信託の契約締結時等の公告 信託銀行が、貸付信託に係る信託契約を締結しようとするときは、所定の事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。また、貸付信託に係る信託約款を変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けた後に、受益者に異議申立ての機会を与えるため、所定の事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。</p> <p>・なお、信託銀行は、内閣総理大臣の承認を受けた信託約款において、一定の事項(受益証券の券面種類、収益金の割合等)について公告を行うこととしており、その方法は貸付信託法が規定する公告に準じて、日刊新聞紙に掲載して行うこととしている。</p> <p>・上記公告については、15年度に電磁的方法の利用を可能とすることを検討し結論を得るとされている(15.3.28規制改革推進3か年計画(再改定))と</p> <p>・上記公告については、電磁的方法の利用を可能とすることが検討されているが、これが認められた場合にも電子公告が適法に行われたかどうかの証明は重要である。このため、現在検討中の商法改正に係る「電子公告制度の導入に関する要綱」における「調査機関」を利用することにつき、併せて検討することを要望するもの。</p>	<p>・兼営法(金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律)</p> <p>・兼営法施行規則(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則)</p> <p>・貸付信託法</p> <p>・商法</p>	金融庁 法務省	
z0300112	電磁的方法による信託業務に係る公告における「調査機関」の活用容認	5021	5021191	社団法人日本経済団体連合会	11	電磁的方法による信託業務に係る公告における「調査機関」の活用【新規】		信託業務に係る公告を電磁的方法を用いて行う際に、「電子公告制度の導入に関する要綱案(案)」における「調査機関」を利用できるように認めるべきである。		電磁的方法による公告については、公告内容の情報は公告ホームページのサーバーに蓄積されているので、サーバーの管理者において事後の改竄が容易であるとともに、公告ホームページへの掲載が終了してしまえば、公告内容自体が消滅してしまうこととなる。このため、官報・日刊紙と比較すると、紛争が生じた際に、公告の事実や内容の立証が困難であるという問題がある。したがって、調査機関により公告が適正に行われたことを証明することは、事後の紛争を予防するという観点から重要である。	金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律 第5条ノ3 同法施行規則 第10条 貸付信託法 第3条、第6条 商法	金融庁	信託銀行が行う定期的信託契約に係る約款変更時の公告、貸付信託の契約締結時の公告について、電磁的方法による公告が認められていない。これらの公告について、規制改革推進3か年計画(再改定)において、15年度に電磁的方法の利用を検討し、結論を得ることとされている。



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300114	投資信託の目論見書等の電子交付における投資家の利便性向上及び提供者の実務負担の軽減	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第36条の2第2項第4号	情報通信を利用して、約款等を交付する場合は、最終取引日以後5年間記録すること及び改ざん防止を義務付けている。	c	-	・目論見書は、証券取引法第15条第2項に基づき発行者等が直接投資家に交付する直接開示書類であり、そもそも当該書類は発行者等の責任において管理すべきものである。このように、目論見書については、財務局等に提出される有価証券届出書等の間接開示書類のように当局が保存したり、投資家の閲覧に供する対象とはなっていない。 なお、目論見書の5年間の改ざん防止等については、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法その他の方法によることができるよう平成15年度中に措置する予定。  ・また、投資信託委託業者が顧客のために忠実に業務を遂行することを踏まえると、顧客に対する投資信託約款等の交付及び保存は当然の義務であると考えられ、投資信託委託業者が投資信託約款等を保管しない行為は、顧客に対する善管注意義務に反する行為であると考えられる。したがって、投資信託委託業者が顧客に対して受託者責任を負うことは当然であり、行政が介入する立場にはない。					5143033	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	
z0300115	投資法人の資金調達手段の多様化の容認	投資信託及び投資法人に関する法律 第67条第1項第16号、第139条の2 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 第103条第7項	投資法人の資金調達手段は、投資証券及び投資法人債の発行、銀行等からの借入れがある。	c	-	現状において投資法人の資金調達手段として、借入金及び投資法人債の発行が認められているところであり、借入制限もなく、規約に限度額さえ記載すれば機動的かつ柔軟に投資法人債の発行を行うことができることであり、さらに借入手段を広げる必要性はないものとする。		CPIは証券取引法上の有価証券であり、投資家保護上も問題はないものと考えられることから、資金調達手段の多様化のため、再度検討されたい。	C	-	現状において投資法人の資金調達手段として、借入金及び投資法人債の発行が認められており、借入制限もなく、規約に限度額さえ記載すれば機動的かつ柔軟に投資法人債の発行を行うことができる。投資法人によっては、既に投資資金の4割近くを調達できる状況にある。借入金と投資法人債の発行により、このような対応が可能となっている現状を踏まえれば、さらに借入手段を広げる緊急性は低いものと考えられる。	5032004	社団法人不動産証券化協会	11
z0300116	業務内容方法書の廃止	協金法第3条第1項第4号、第3条第2項 信用金庫法第53条第9項、第11項	信用金庫及び信用組が証券取引法第65条の2に定める証券業務を行うとする場合には、信用金庫法第53条第6項及び協同組合による金融事業に関する法律第3条第2項に基づき業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。(注)証券取引法においては、平成10年6月に上記業務は認可制から登録制に変更となった。	b		銀行においては平成13年に当該業務内容方法書及びその認可を廃止していることから、信用金庫及び信用組合についても取扱いを検討する必要がある。なお、検討に当たっては、当該業務によるリスクが協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を助案する必要がある。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を助案しつつ、業務内容方法書のあり方について廃止を含め、具体的な検討を行う。	5001007	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300116	業務内容方法書の廃止	協金法第3条第1項第4号、第3条第2項 信用金庫法第53条第9項、第11項	信用金庫及び信用組が証券取引法第65条の2に定める証券業務を行うとする場合には、信用金庫法第53条第6項及び協同組合による金融事業に関する法律第3条第2項に基づき業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。(注)証券取引法においては、平成10年6月に上記業務は認可制から登録制に変更となった。	b		銀行においては平成13年に当該業務内容方法書及びその認可を廃止していることから、信用金庫及び信用組合についても取扱いを検討する必要がある。なお、検討に当たっては、当該業務によるリスクが協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を助案する必要がある。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を助案しつつ、業務内容方法書のあり方について廃止を含め、具体的な検討を行う。	5143029	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300116	業務内容方法書の廃止	協金法第3条第1項第4号、第3条第2項 信用金庫法第53条第9項、第11項	信用金庫及び信用組が証券取引法第65条の2に定める証券業務を行うとする場合には、信用金庫法第53条第6項及び協同組合による金融事業に関する法律第3条第2項に基づき業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。(注)証券取引法においては、平成10年6月に上記業務は認可制から登録制に変更となった。	b		銀行においては平成13年に当該業務内容方法書及びその認可を廃止していることから、信用金庫及び信用組合についても取扱いを検討する必要がある。なお、検討に当たっては、当該業務によるリスクが協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を助案する必要がある。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を助案しつつ、業務内容方法書のあり方について廃止を含め、具体的な検討を行う。	5143030	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300114	投資信託の目論見書等の電子交付における投資家の利便性向上及び提供者の実務負担の軽減	5143	5143033	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	投資信託の目論見書等の電子交付における投資家の利便性向上及び提供者の実務負担軽減		最終取引日以後5年間の目論見書等の改ざん防止を交付者が直接的に担保するのではなく、正当な目論見書を監督当局が確保することによって担保するよう制度の改変を行う		現在の規制は投資家の手元で目論見書が保管できることを究極的には求め、ウェブサイトの閲覧による場合には、目論見書等が改ざんされない状態を交付者が担保することを義務づけている。そこで、正当な目論見書を監督当局に電子交付し、それが投資家の閲覧に供される制度に改めることにすれば、投資家保護が確保されるとともに、交付者の実務負担が軽減されることとなるため。	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第36条ノ2第2項第4号	金融庁	
z0300115	投資法人の資金調達手段の多様化の容認	5032	5032004	社団法人不動産証券化協会	11	投資法人の資金調達手段の多様化		投資法人が、CPを発行することを可能とする。		規制の現状としては、投資法人の資金調達手段は、借入及び投資法人債に限られており、CPを発行することができない。このため、機動的な資金調達が困難となっている。資金調達手段としてCPの発行が可能となれば、例えば、新規ビルの取得、大型の物件修繕費など、投資法人の超短期の資金需要に柔軟に対応することができる。	投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第16号、第139条の2、同法施行規則第103条第7項	金融庁	
z0300116	業務内容方法書の廃止	5001	5001007	社団法人全国信用組合中央協会	11	協金法に基づく業務内容方法書の廃止		協金法上の業務内容方法書を独立させて存在させる必要は乏しいので、これを廃止すること		証券業務に関する業務内容方法書には、協金法に基づく業務内容方法書と証券法に基づく業務内容方法書の2種類があり、前者の内容は後者の内容に含まれている。	協金法第3条第1項第4号、第3条第2項	金融庁	
z0300116	業務内容方法書の廃止	5143	5143029	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	信用金庫法に基づく国債等の引受け又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱いについての認可制の廃止		信用金庫法に基づく国債等の引受け又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱いについての認可制を廃止するため、信用金庫法第53条第9項を削除する。		証券取引法において元引受けは認可制、募集は登録制となっているので、あえて信用金庫法で認可制とする必要はない。	信用金庫法第53条第9項	金融庁	
z0300116	業務内容方法書の廃止	5143	5143030	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	証券取引法第65条第2項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務についての認可制の廃止		証券取引法第65条第2項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務についての認可制を廃止するため、信用金庫法第53条第11項を削除する。		証券取引法において登録制となっているので、あえて信用金庫法で認可制とする必要はない。	信用金庫法第53条第11項	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300116	業務内容方法書の廃止	協金法第3条第1項第4号、第3条第2項 信用金庫法第53条第9項、第11項	信用金庫及び信用組が証券取引法第65条の2に定める証券業務を行うとする場合には、信用金庫法第53条第6項及び協同組合による金融事業に関する法律第3条第2項に基づき業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。(注)証券取引法においては、平成10年6月に上記業務は認可制から登録制に変更となった。	b		銀行においては平成13年に当該業務内容方法書及びその認可を廃止していることから、信用金庫及び信用組合についても取扱いを検討する必要がある。なお、検討に当たっては、当該業務によるリスクが協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を勘案する必要がある。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b	協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を勘案しつつ、業務内容方法書のあり方について廃止を含め、具体的な検討を行う。	5143031	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	
z0300117	事業報告書の総(代)会承認制の廃止	協同組合による金融事業に関する法律第5条の4第1項、第7項 信用金庫法第37条第7項	理事は業務報告書を通常総(代)会に提出し、その承認を求めなければならない。(注)銀行(株式会社)については、商法第283条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫、信用組合については、このような規定がなくこれに代えて事業報告書等の決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b		株式会社の営業報告書は定期総会への報告事項とされているが、協同組織金融機関における営業報告書に相当する事業報告書は通常総会での承認事項とされている。事業報告書は事業の概況や金庫(組合)の現状を示した書類であり、内容的には営業報告書に類似したものとして商法並みの取扱いとすることも考えられるが、一方で承認された貸借対照表等の公告義務がないなど商法と異なる枠組みも採られている。したがって、会員(組合員)の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要である。		「本件については会員(組合員)の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。	b	会員(組合員)の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要であり、現時点でスケジュールを示すことは困難	5001009	社団法人全国信用組合中央協会	11	
z0300117	業務報告書の総(代)会承認制の廃止	協同組合による金融事業に関する法律第5条の4第1項、第7項 信用金庫法第37条第7項	理事は業務報告書を通常総(代)会に提出し、その承認を求めなければならない。(注)銀行(株式会社)については、商法第283条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫、信用組合については、このような規定がなくこれに代えて事業報告書等の決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b		株式会社の営業報告書は定期総会への報告事項とされているが、協同組織金融機関における営業報告書に相当する事業報告書は通常総会での承認事項とされている。事業報告書は事業の概況や金庫(組合)の現状を示した書類であり、内容的には営業報告書に類似したものとして商法並みの取扱いとすることも考えられるが、一方で承認された貸借対照表等の公告義務がないなど商法と異なる枠組みも採られている。したがって、会員(組合員)の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要である。		「本件については会員(組合員)の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。	b	会員(組合員)の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要であり、現時点でスケジュールを示すことは困難	5143006	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	
z0300118	附属明細書の総(代)会への報告の廃止	協同組合による金融事業に関する法律第5条の4第1項、第7項 信用金庫法第37条第7項	理事は附属明細書を通常総(代)会に提出し、その内容を報告しなければならない。(注)銀行(株式会社)については、商法第283条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫、信用組合についてはこのような規定がなくこれに代えて業務報告書等の決算関係書類(附属明細書を含む)を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b		株式会社では、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、貸借対照表又はその要旨を公告することとされているが、協同組織金融機関にはこのような規定がなくこれに代わるものとして附属明細書を通常総会へ報告することとなっている。なお、本制度は平成13年の銀行法等の改正により、総(代)会での承認から報告に緩和されたところであり、更なる緩和の可能性について、会員(組合員)の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要である。		「本件については会員(組合員)の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。	b	会員(組合員)の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要であり、現時点でスケジュールを示すことは困難	5001010	社団法人全国信用組合中央協会	11	
z0300118	附属明細書の総(代)会への報告の廃止	協同組合による金融事業に関する法律第5条の4第1項、第7項 信用金庫法第37条第7項	理事は附属明細書を通常総(代)会に提出し、その内容を報告しなければならない。(注)銀行(株式会社)については、商法第283条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫、信用組合についてはこのような規定がなくこれに代えて業務報告書等の決算関係書類(附属明細書を含む)を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b		株式会社では、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、貸借対照表又はその要旨を公告することとされているが、協同組織金融機関にはこのような規定がなくこれに代わるものとして附属明細書を通常総会へ報告することとなっている。なお、本制度は平成13年の銀行法等の改正により、総(代)会での承認から報告に緩和されたところであり、更なる緩和の可能性について、会員(組合員)の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要である。		「本件については会員(組合員)の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。	b	会員(組合員)の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要であり、現時点でスケジュールを示すことは困難	5143007	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300116	業務内容方法書の廃止	5143	5143031	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	上記項目が認められない場合、信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書の廃止		信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書について定めている信用金庫法第53条第11項及び信用金庫法施行規則第8条の3から業務内容方法書に関する部分を削除する。		証券取引法に基づく業務内容方法書の内容に信用金庫法に基づく業務内容方法書の内容がすべて含まれているので、あえて信用金庫法に基づく業務内容方法書を独立並存させる必要はない。	信用金庫法第53条第9項、第11項、信用金庫法施行規則第8条の3	金融庁	
z0300117	事業報告書の総(代)会承認制の廃止	5001	5001009	社団法人全国信用組合中央協会	11	事業報告書の総(代)会承認制の廃止		商法上の株式会社と同様に、事業報告書の総(代)会承認を不要とし、報告事項とすること。(商法第281条では、営業報告書を作成し取締役会の承認を受けることが規定されており、さらに第283条において総会に報告することが定められている)		事業報告書は、商法上の会社の営業報告書と同様に信用組合の事業運営に関する事実を記載するものであり、承認を要するものではない。	協金法第5条の4第1項、第7項	金融庁	
z0300117	業務報告書の総(代)会承認制の廃止	5143	5143006	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	業務報告書の総(代)会承認制の廃止		信金法で定める業務報告書を総代会の報告事由とする。		業務報告書は、株式会社の営業報告書と同様に信用金庫の業務運営に関する事実を記載するもので、判断を要するものではないことから、総(代)会の報告事由とする。	信金法第37条第7項、(参考条文)商法第283条	金融庁	
z0300118	附属明細書の総(代)会への報告の廃止	5001	5001010	社団法人全国信用組合中央協会	11	附属明細書の総(代)会への報告の廃止		商法上の株式会社と同様に、附属明細書の総(代)会への報告を不要とすること。		商法第281条では、附属明細書を作成し取締役会の承認を受けることが規定されているが、同第283条では総会報告事項として定められていない。	協金法第5条の4第1項、第7項	金融庁	
z0300118	附属明細書の総(代)会への報告の廃止	5143	5143007	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	附属明細書の総(代)会報告の廃止		総代会の報告事項である附属明細書の取扱いを、理事会の承認事項とし、定時総会の承認報告の対象としないこととする。		信用金庫法での附属明細書の取扱いは、総代会の報告事項となっているが、商法の規定では通常総会の承認報告の対象となっていない。	信金法第37条第7項、(参考条文)商法第281条、第283条	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300119	定款への従たる事務所の記載の廃止	中小企業等協同組合法第33条第1項 信用金庫法第23条第2項	定款において、主たる事務所だけでなく従たる事務所も絶対記載事項となっている。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、商法と同様の取扱いとすることについては、定款自治の観点から慎重な検討が必要である。		「本件については慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。また、回答で示された「定款自治」の意味するところについても伺いたい。	b		商法と同様の取扱いとすることについては、定款自治の観点から、慎重な検討が必要であり、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5001011	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300119	定款への従たる事務所の記載の廃止	中小企業等協同組合法第33条第1項 信用金庫法第23条第2項	定款において、主たる事務所だけでなく従たる事務所も絶対記載事項となっている。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、商法と同様の取扱いとすることについては、定款自治の観点から慎重な検討が必要である。		「本件については慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。また、回答で示された「定款自治」の意味するところについても伺いたい。	b		商法と同様の取扱いとすることについては、定款自治の観点から、慎重な検討が必要であり、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5143024	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300120	業務方法書の廃止	協同組合による金融事業に関する法律第3条第1項第8号 信用金庫法第31条	信用金庫及び信用組合は、内閣総理大臣の設立の認可を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	b		業務方法書は、信用金庫及び信用組合が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段として必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、業務方法書のあり方について検討する。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		業務方法書は、信用金庫及び信用組合が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段として必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、業務方法書のあり方について廃止も含め、具体的な検討を行う。	5001020	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300120	業務方法書の廃止	協同組合による金融事業に関する法律第3条第1項第8号 信用金庫法第31条	信用金庫及び信用組合は、内閣総理大臣の設立の認可を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	b		業務方法書は、信用金庫及び信用組合が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段として必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、業務方法書のあり方について検討する。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		業務方法書は、信用金庫及び信用組合が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段として必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、業務方法書のあり方について廃止も含め、具体的な検討を行う。	5143042	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300121	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度にかかるとの規定の見直し	中小企業等協同組合法第9条の9 中小企業等協同組合法施行令第8条	全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付制限は、中小企業等協同組合法施行令において規定されているが、ほかの協同組織金融機関の連合会である信金中央金庫及び全国労働金庫連合会は、それぞれの根拠法令である信用金庫法施行令及び労働金庫法施行令では規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせて定めている。	b		信用協同組合連合会は、他の協同組織金融機関である信用金庫や労働金庫のように当該金庫を会員として組織する連合会という形態をとっておらず、会員たる組合の種類いかにかわらず、連合会自体の事業として金融事業のみを行う連合会という法的枠組みとなっており、立法の経緯や他の協同組織連合会への影響等に留意しつつ、慎重な検討が必要である。		「本件については立法の経緯や他の共同組織連合会への影響等に留意しつつ、慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。	b		立法の経緯や他の協同組織連合会への影響等に留意しつつ、慎重な検討が必要であることから、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5001006	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300122	信用組合における脱退組合員の出資持分の一時取得の容認	中小企業等協同組合法第61条	信用組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。	b		中小企業等協同組合法及び信用金庫法における脱退組合員・組合員の持分の取扱いは、それぞれ信用組合及び信用金庫の協同組織金融機関としての性格の相違等を前提に定められており、単に持分の取扱いのみならず組織や業務内容等のあり方にも関係する問題であることを踏まえ、慎重な検討が必要である。		信用金庫の場合と同様に、一定条件下で一時的に出資持分の取得ができるかどうか、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。	b		単に持分の取扱いのみならず組織や業務内容等のあり方にも関係する問題であることを踏まえ、慎重な検討が必要であることから、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5001008	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300123	協金法第2条第3項に基づく「自己資本率規制」の廃止	協同組合による金融事業に関する法律第2条第3項	協同組合による金融事業に関する法律第2条第3項においては、信用組合の自己資本の額(出資の額及び準備金)は、外部負債の3%以上でなければならないことが規定されている。また、協同組合による金融事業に関する法律第6条において準用する銀行法第14条の2により、銀行等他の金融機関と同様の自己資本比率規制が課されている。	b		協同組合による金融事業に関する法律の当該規定は、同法の制定時以来規定されているものであり、銀行等に対する自己資本比率規制(早期是正措置)が法令化された後も存続しているものである。本件については、金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定の廃止の可否を検討する。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定の廃止の可否について検討を行うが、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5001019	社団法人全国信用組合中央協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300119	定款への従たる事務所の記載の廃止	5001	5001011	社団法人全国信用組合中央協会	11	定款への従たる事務所の記載の廃止		商法第 166 条第 1 項第 8 号と同様に主たる事務所のみの記載とすること。		中企法第 33 条では、事務所の所在地について定款の絶対必要事項として規定されているが、商法第 166 条第 1 項第 8 号では主たる事務所のみの記載とされている。	中企法第 33 条	金融庁	
z0300119	定款への従たる事務所の記載の廃止	5143	5143024	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	定款への従たる事務所の記載の廃止		信用金庫の本店(主たる事務所)のみを、定款の絶対的記載事項とする。		信用金庫法では、事務所の名称及び所在地について定款の絶対的記載事項として規定されている。しかし、従たる事務所の設置・改廃にあたっては、実質的に会員の意思を無視することは考えられず、従たる事務所を定款の絶対的記載事項とする法的意義を見出せない。	信金法第 23 条第 2 項(参考条文) 商法第 166 条	金融庁	
z0300120	業務方法書の廃止	5001	5001020	社団法人全国信用組合中央協会	11	業務方法書の廃止		業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられた制度である。金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導から事後監視型に移行している中において、現状では業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止すること。		業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられた制度である。金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導から事後監視型に移行している中において、現状では業務方法書を存続させる必要性は乏しいため。	協金法第 3 条第 1 項第 8 号	金融庁	
z0300120	業務方法書の廃止	5143	5143042	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	業務方法書の廃止		信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。		業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられている制度である。しかし、金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導型から事後監視型に移行している中において、現状では業務方法書を存続させる必要性は乏しいと考える。	信金法第 31 条信金法施行規則第 4 条	金融庁	
z0300121	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度にかかる規定の見直し	5001	5001006	社団法人全国信用組合中央協会	11	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度にかかる規定の変更		全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除する。		全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、根拠法である中小企業等協同組合法において規定されているものの、他の系統中央金融機関である信金中央金庫および労働金庫連合会は、それぞれの根拠法である信用金庫法、労働金庫法に規定されておらず、「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせ定められている。	中小企業等協同組合法第 9 条の 9、中小企業等協同組合法施行令第 8 条	金融庁	
z0300122	信用組合における脱退組合員の出資持分の一時取得の容認	5001	5001008	社団法人全国信用組合中央協会	11	脱退組合員の出資持分の一時取得について		信用組合においても組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。		組合員の出資金を信用組合が取得することは、脱退者の一時取得を含め、中小企業等協同組合法第 61 条により禁止されている。信用金庫においても、持分の取得は原則禁止されているが、自由脱退の場合に限り、定款で定める範囲内で、一時取得が認められている。	中小企業等協同組合法第 61 条	金融庁	
z0300123	協金法第 2 条第 3 項に基づく自己資本率規制の廃止	5001	5001019	社団法人全国信用組合中央協会	11	協金法第 2 条第 3 項に基づく自己資本率規制の廃止		金融機関の健全性の確保の観点から、金融機関には資産に対する自己資本の額が 4% 以上(国際基準を採用する金融機関は 8% 以上)とする統一された「自己資本率規制」がある。取替えて二重に規制する必要性はないため、これを廃止すること。		信用組合の場合、協金法第 6 条第 1 項による銀行法第 14 条の 2 の準用により「自己資本比率規制」が適用され、また、この「自己資本比率」は他の金融機関と同様、ディスクロージャー誌に掲載し、広く預金者等に周知することが法律で義務付けられている。一方、「自己資本率規制」は、信用組合にのみ規定されているが、その目的は信用組合の健全性の確保にあるとされ、「自己資本比率規制」と同じであり、二重の規制となっている。	協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第 2 条第 3 項	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300124	事業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	事務ガイドライン1-7-4(2)	平成15年6月30日の事務ガイドライン1-7-4(2)の改正により、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っている。	d		平成15年6月30日の事務ガイドライン1-7-4(2)の改正により、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っており、当該要件に合致する営業用不動産の有効活用は、その他の付随業務として認められることを明らかにしている。		要望によれば、財務局では、事務ガイドライン改正後も旧事務連絡ベースでの指導が行われているということであることから、財務局への周知徹底等の対応策について、検討されたい。	d		平成15年6月30日の事務ガイドライン1-7-4(2)の改正により、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っており、当該要件に合致する営業用不動産の有効活用は、その他の付随業務として認められることを明らかにしている。また、元々、事務ガイドラインは金融庁ホームページで公表されているほか、6月30日に改正内容を周知するための公文書を財務局長に対して発出してあり、財務局への周知徹底も行っている。	5001012	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300124	事業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	事務ガイドライン1-7-4(2)	平成15年6月30日の事務ガイドライン1-7-4(2)の改正により、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っている。	d		平成15年6月30日の事務ガイドライン1-7-4(2)の改正により、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っており、当該要件に合致する営業用不動産の有効活用は、その他の付随業務として認められることを明らかにしている。		要望によれば、財務局では、事務ガイドライン改正後も旧事務連絡ベースでの指導が行われているということであることから、財務局への周知徹底等の対応策について、検討されたい。	d		平成15年6月30日の事務ガイドライン1-7-4(2)の改正により、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っており、当該要件に合致する営業用不動産の有効活用は、その他の付随業務として認められることを明らかにしている。また、元々、事務ガイドラインは金融庁ホームページで公表されているほか、6月30日に改正内容を周知するための公文書を財務局長に対して発出してあり、財務局への周知徹底も行っている。	5143025	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300125	信用金庫における劣後債の発行の容認	信用金庫法上に定めがない。	普通銀行、保険会社、ノンバンクにおいても社債(劣後債を含む)の発行が認められているが、信用金庫においては、業法に規定がなく、発行することができない。	b		協同組織金融機関は会員からの自己資本調達原則であること、すでに外部からの資本調達手段として優先出資が制度化されていること、及び協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていること等に留意しつつ、そのニーズも踏まえ、慎重に検討する必要がある。		本件についての回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい。	b		各種政策支援措置が講じられていること等に留意しつつ、そのニーズも踏まえ、慎重に検討する必要があることから、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5143001	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300126	信用金庫における普通出資の消却の容認	信用金庫法第16条、第17条、第21条	会員の脱退(自由脱退)に際し、当該会員の出資持分を譲り受ける者がいない場合には、金庫は出資総口数の100分の5に相当する持分を限度に、一時的にその出資金を譲り受けることができる。譲り受けた持分は速やかに処分(会員等への譲渡)しなければならない。	b		信用金庫における出資持分の消却制度の導入については、信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の消却の必要性等について慎重な検討が必要である。(注)金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成15年1月1日施行)においては、合併及び営業全部の譲受けに伴い信用金庫が会員から譲り受けた持分について、一定の要件のもとに期間を定めて消却できる措置を講じたところであり、その実施状況も勘案する必要がある。		「本件については信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の償却の必要性等について慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。	b		信用金庫における出資持分の消却制度の導入については、信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の消却の必要性等について慎重な検討が必要であることから、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5143002	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300127	信用金庫における出資による配当の導入	信用金庫法第57条	信用金庫における剰余金の配当は金銭に限られている。	b		信用金庫等の協同組織の会員・組合員は中小・零細事業者や個人であり、その剰余金は金銭により会員に還元されるのが基本であることから、配当を出資により行い、内部留保することについては、慎重な検討が必要と考えられる。		「本件については慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。	b		剰余金は金銭により会員に還元されるのが基本であることから、配当を出資により行い、内部留保することについては、慎重な検討が必要と考えられており、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5143003	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300128	会員の法定脱退事由の拡大	信用金庫法第17条	信用金庫法上、会員たる資格の喪失、死亡又は解散、破産、除名、持分の全部の喪失など、法定脱退事由は個別に列挙されている。	b		法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわらず信用金庫法上当然に脱退の効果が発生するものであり、その事由の拡大については、どのような具体的なケースを想定するか等を踏まえ、会員の権利保護等の観点から慎重に検討する必要がある。		「本件については会員の権利保護等の観点から慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。	b		脱退事由の拡大については、どのような具体的なケースを想定するか等を踏まえ、会員の権利保護等の観点から慎重に検討する必要があることから、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5143005	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300124	事業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	5001	5001012	社団法人全国信用組合中央協会	11	事業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底		事業用不動産の有効活用については、原則自由である旨、運用上徹底する。とくに、リスト等により廃止した店舗等の遊休不動産を賃貸することは営業用不動産の有効活用に該当することを明確にすること。		平成15年6月に事務ガイドラインが公表されたが、財務局では事業用不動産の取扱いについては、旧事務連絡ベースでの指導が依然として行われている。店舗の廃止等により生じた遊休不動産を賃貸することが営業用不動産の有効活用に該当するかどうかの基準が不明確である。		金融庁	
z0300124	事業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	5143	5143025	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	事業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底(他業禁止の判断基準の明確化)		事業用不動産の有効活用については原則自由であることとし、他業禁止規制の範囲を明確にする。		事業用不動産の有効活用による本業へのリスク波及は皆無に近い。また、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」の趣旨に鑑み、収益源の多様化を図って、より経営基盤を強化しなければならない。		金融庁	
z0300125	信用金庫における劣後債の発行の容認	5143	5143001	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	劣後債の発行		自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。また、環境変化に対応した資金調達手段の多様化の観点から、将来的には普通社債の発行を視野に入れた法整備を図る。		劣後債は、資金の出し手との相対交渉によって決まる劣後ローンに比べて流通性が高く投資家も投資しやすい。		金融庁	
z0300126	信用金庫における普通出資の消却の容認	5143	5143002	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	普通出資の消却		金融機関等の組織再編の促進に関する特別措置法」で手当てされたが、組織再編成に限らず、商法第212条の趣旨を準用し、普通出資金の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。		財務体質の強化、資本効率の向上等がはかられる。また、信用金庫が自由脱退する会員の出資金を一時的に譲り受ける場合、信用金庫は出資金勘定を増減することなく当該会員の出資持分相当額を資産勘定の「処分未済持分」として計上しておき、新たな会員の加入時等に優先的に振替るが、新規加入の申し出等がないといつまでも処分未済持分が残ったままとなる。	信金法第16条、第21条、第51条、第52条、(参考条文)信金法第48条、商法第212条	金融庁	
z0300127	信用金庫における出資による配当の導入	5143	5143003	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	出資による配当の導入		総(代)会の決議で出資による配当を可能とする。		商法では利益の資本組入れが可能とされているが、信用金庫における剰余金の配当は金銭に限られている。	信金法第57条、(参考条文)信金法第55条の2、商法第293条ノ2	金融庁	
z0300128	会員の法定脱退事由の拡大	5143	5143005	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	会員の法定脱退事由の拡大		会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。		協同組織と同じように、人的結合体としての性格を有する合名会社では、商法第85条第1号で「定款に定める事由の発生」という社員の自治を重視した法定脱退原因が定められている。そこで、会員制度を基礎に置く信用金庫についても、会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」という会員の自治に委ねられた法定脱退事由を追加する。	信金法第17条、(参考条文)商法第85条第1号	金融庁	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300129	会員及び債権者による理事会議事録閲覧・謄写請求権の制限の創設	信用金庫法第36条	会員及び金庫の債権者は、正当な理由がある限り何時でも理事に対し、総会、理事会の議事録及び会員名簿の書類の閲覧又は謄本を求めることができる。	c		信用金庫は出資者を会員とする協同組織金融機関であり、会員の議事録閲覧権は会員の共益権(経営に参与することを目的とする権利)の一つと解されている。会員は株主と異なり、金庫の事業を利用するために出資が必要であり、また、株式と異なり出資の譲渡には制限が付されていることから、議事録の閲覧又は謄写のような会員としての権利行使は十分に保護されることが必要である。さらに、制度上、正当な理由があればこれを拒むことも可能であること等を踏まえると措置困難である。		「本件については、会員の権利保護の観点から措置困難」という回答の趣旨は首肯できるものの、本規制が信用金庫のガバナンス機能を弱める可能性や会員等の権利の濫用を招く可能性といった、要望者の指摘事項を勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。	c	議事録の閲覧又は謄写のような会員としての権利行使は十分に保護されることが必要である。さらに、制度上、正当な理由があればこれを拒むことも可能であること等を踏まえると措置困難である。	5143008	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	
z0300130	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使の容認	信用金庫法第12条、第47条	総会における議決権の行使について、書面及び電磁的方法による行使を認める規定はない。(注)株式会社においては、平成13年の商法改正により代理人による議決権の行使、総会に出席しない株主の書面による議決権行使、電磁的方法による議決権の行使が行なえるようになった。	b		協同組織金融機関についても、具体的な内容について検討を行う		一般株式会社等への導入とのタイムラグを極力小さくすることを念頭に、検討スケジュール<実施時期>について、具体的に示されたい。	b	協同組織金融機関についても、電磁的方法による議決権の行使を可能とする方向で、具体的な内容について検討を行う	5143009	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	
z0300131	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的記録化の容認	信用金庫法第23条、第36条、第37条、第39条	・発起人は、金庫の定款を作成し、これに署名しなければならない。また理事は、定款を各事務所に備え置かなければならない。 ・理事は、事業年度ごとに業務報告書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、理事は通常総会の会日の2週間前から、業務報告書等を5年間主たる事務所に、その謄本を3年間従たる事務所に備えて置かなければならない。 ・これらについては、電磁的方法によることはできない。 (注)株式会社においては、商法改正により定款や計算書類を電磁的記録をもって作成することができることとなり、定款に対する署名も電磁的署名により行うことが可能になった。また、定款や計算書類を電磁的方法で作成した場合には、電磁的記録を備え置き交付することができることとなった。	b		協同組織金融機関についても、具体的な内容について検討を行う		一般株式会社等への導入とのタイムラグを極力小さくすることを念頭に、検討スケジュール<実施時期>について、具体的に示されたい。	b	協同組織金融機関についても、電磁的方法による議決権の行使を可能とする方向で、具体的な内容について検討を行う	5143010	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	
z0300132	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関が発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度が認められていない。	b		商法における株式会社の端株制度と同様の一口に満たない優先出資の制度を協同組織金融機関に関して導入することについては、優先出資の分割方法の多様化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討する必要がある。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b	優先出資の分割方法の多様化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討を行う必要があり、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5143011	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	
z0300133	商法第280条ノ2第5項及び同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関の優先出資の発行価額等については、その都度主務大臣の認可を受けなければならない。 協同組織金融機関は、払込期日の2週間前までに、発行価額等を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。	b		商法と同様の規定を優先出資に関して導入することについては、発行手続の短縮化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討する必要がある。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b	発行手続の短縮化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討を行う必要があり、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5143012	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300129	会員及び債権者による理事会議事録閲覧・謄写請求権の制限の創設	5143	5143008	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	会員及び債権者による理事会議事録閲覧・謄写請求権の制限		会員及び債権者による理事会議事録の閲覧・謄写請求については、裁判所の許可を必要とする。		理事会は最終的な業務執行機関であり、ここでは、金庫の経営にかかわる重大な秘密事項も検討される。しかし、正当な理由の判断基準について判例上確立されていないことから、現状の法制度では、金庫は理事会で重要事項を討議せず、常務会等の法定外機関で実質的な決定をする等ガバナンス機能を弱める可能性がある。また、裁判所の許可制度にすることにより、会員等による権利濫用的な閲覧請求が防止できる。	信金法第36条、(参考条文) 商法第260条ノ4	金融庁	
z0300130	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使の容認	5143	5143009	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使		信用金庫及び信用金庫連合会の会員についても、信用組合や株式会社と同様に電磁的方法で議決権が行使できるようにする。		商法により作成が義務づけられている書面のうち、一定のものに関しては書面に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成をもって当該書面の作成に代えることが認められているが、信用金庫法では、電磁的記録の作成に関する定めがない。	商法第232条第2項、第239条の3、中小企業等協同組合法第11条第3項、第55条、信金法第12条、第47条	金融庁	
z0300131	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的記録化の容認	5143	5143010	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的記録化		信用金庫及び信用金庫連合会についても、株式会社と同様に、電磁的記録の作成をもって商業帳簿等の作成に代えることができるようにする。		商法により作成が義務づけられている書面のうち、一定のものに関しては書面に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成をもって当該書面の作成に代えることが認められているが、信用金庫法では、電磁的記録の作成についての定めがない。	商法第33条ノ2、第166条第3項、第281条第2項、第260条ノ4第6項第2号、第263条1項	金融庁	
z0300132	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	5143	5143011	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設		協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、端株制度に準じた1口に満たない優先出資の制度を早期に整備するため株式と同様の制度とする。		協同組織金融機関の発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度がないため、優先出資の分割を実施するにつき支障を生ずるおそれがある。平成13年10月1日以後、上場企業は、証券取引所の規則によって、株式分割又は単元の株式の数のくくり直しにより投資単位を50万円未満に引き下げるように努力すべき義務が課せられることになったことから、優先出資の分割を円滑に実施する必要がある。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	
z0300133	商法第280条ノ2第5項及び同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	5143	5143012	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	商法第280条ノ2第5項及び同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用		協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとする際、協同組織金融機関の優先出資発行に係る決定事項及び公告事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価額で発行する場合には、市場価格がある優先出資を公正な価額で発行する場合には、株式会社と同様、発行価額の決定方法を定めれば足りることとする。		平成13年10月1日に施行された改正商法により、新株発行に係る取締役会決議事項及び公告事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価額で発行する場合に限り、発行価額の決定方法を定めれば足りることとされており、これらの規定が株式と同様に優先出資の発行にも準用されることとなれば、発行価額の決定から払込みまでの期間を相当短縮して、その期間内の価格変動リスクを軽減することができるようになる。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300134	新優先出資予約権の発行の解禁	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関が発行する優先出資については、新優先出資予約権の発行が認められていない。	b		株式会社の新株予約権は、ストックオプションの付与、新株予約権付社債の発行等により会社の資金調達手段を多様化する等の観点から導入されたものである。協同組織金融機関の優先出資は、協同組織性を踏まえつつ普通出資を補完するものとして導入された制度であることから、新たに優先出資予約権の制度を導入することについては、実務におけるニーズを十分把握した上で、慎重に検討すべきと考えられる。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		新たに優先出資予約権の制度を導入することについては、実務におけるニーズを十分把握した上で、慎重に検討を行う必要があり、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5143013	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300135	卒業生金融の見直し	信用金庫法施行令第8条第1項第2号、大蔵省告示第71号(昭43.6.1)	卒業生金融の取扱いは、次のとおりとなっている。 会員であった期間が3年以上5年未満 脱退の時から5年間 会員であった期間が5年以上 脱退の時から10年間	c		卒業生金融制度は、会員が会員資格の範囲を超えて規模が大きくなった法人等に対して、協同組織性を踏まえ、一定の期間に限り、例外的に取引の継続を認めている信用金庫独自の特例措置である。これを恒久化することは、信用金庫の協同組織性を否定することにもつながりかねない重要な問題であり、措置困難である。		「本件については」信用金庫の協同組織性を否定することにもつながりかねない重要な問題であり、措置困難」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的ニーズを動かし、今一度検討されたい。	c		制度を恒久化することは、信用金庫の協同組織性を否定することにもつながりかねない重要な問題であり、措置困難である。	5143019	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300136	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	信用金庫法施行規則第16条の2第1項第2号	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第13条により、大口信用供与規制の対象となっている。 なお、国民生活金融公庫等の公的金融期間の代理貸付に係る保証については、信用金庫法施行規則第16条の2により大口信用供与規制の対象から除外されている。 (注)大口信用供与規制に係る信用供与額から法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額を控除する。(信用金庫法施行規則第16条の2)	c		公的機関(国民生活金融公庫等)の代理貸付に係る債務保証が大口信用供与規制の対象外とされているのは、これらの機関が中小企業金融の円滑化等に係る国の施策の一翼を担っていることから、政策的な観点より特例として認められているものであり、措置困難である。		「本件については」政策的な観点より特例として認められているものであり、措置困難」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的ニーズを動かし、今一度検討されたい。	c		政策的な観点より特例として認められているものであり、措置困難である。	5143020	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300137	電子認証業務の「その他の付随業務」への該当可能性の明確化	信用金庫法第53条、第54条、事務ガイドライン1-7-4	信用金庫及び信用金庫連合会は、信用金庫法第53条及び第54条において業務の範囲を規定しており、他の業務を行うことができない。 事務ガイドライン1-7-4(2)において、信用金庫法第53条第3項及び第54条第4項に規定するその他の付随業務の範囲にあるかどうかの判断に当たっての要件を明確化している。	d		電子認証業務については、原則として固有業務との関連性ないし親近性が認められることから、付随業務に該当すると考えられる。 なお、いかなる形で明確化が可能かについて検討を行う。		明確化の検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	d		電子認証業務については、原則として固有業務との関連性ないし親近性が認められることから、付随業務に該当すると考えられる。 具体的な電子認証業務が付随業務に該当するかどうかは、ノークションレター制度の活用により明確化することが可能である。	5143022	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300138	員外貸出先の拡充	信用金庫法第53条第2項、信用金庫法施行令第8条	員外貸出先として認められている者は次のとおりである。 ・預金担保貸付 ・卒業生金融 ・小口貸付 ・地方公共団体への貸付け ・雇用 能力開発機構等への貸付け ・地方住宅供給公社等への貸付け ・金融機関への貸付け	b		PF事業は民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うものであり、選定事業者は公共性の高い事業を営む者であると考えられる。信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められている中、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討する。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められている中、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討を行うこととしており、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5143023	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300139	一般職員の内職 兼職制限の廃止	信用金庫法第33条	金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人その他の職員は、他の金庫もしくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。	b		兼職兼業規制は、信用金庫の常務に従事する役員に対し職務専念義務を課したものであるが、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討する。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討を行うこととしており、現時点でスケジュールを示すことは困難。	5143044	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300134	新優先出資予約権の発行の解禁	5143	5143013	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	新優先出資予約権の発行解禁		協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、株式会社が発行する新株予約権に相当する制度を導入する。		資金調達手段の多様化等の観点から、新優先出資予約権の発行を解禁する。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	
z0300135	卒業生金融の見直し	5143	5143019	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	卒業生金融の見直し		会員であった者が会員たる資格を有しなくなったことよって脱退した者(卒業生)が金庫との取引を望む場合には、総貸出の100分の20に相当する金額の範囲内で運用できるように所要の措置を講ずる。		企業成長を成し遂げている卒業生は、会員企業の育成にとって重要な存在であり、信用金庫との取引関係を継続する意義がある。また、総貸出の100分の20の範囲内であれば、卒業生との取引関係を継続しても、会員への金融サービスの遂行を妨げるものではない。	大蔵省告示第71号(昭43.6.1)信金法施行令第8条第1項第2号	金融庁	
z0300136	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	5143	5143020	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和		信金中金代理貸付に係る債務保証について大口信用供与規制の対象から除外する。		国民生活金融公庫等の公的金融機関の代理貸付に係る保証については、信金法施行規則第16条の2第1項第2号により大口信用供与規制の対象から除外されている。	信金法施行規則第16条の2第1項第2号	金融庁	
z0300137	電子認証業務の「その他の付随業務」への該当可能性の明確化	5143	5143022	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	電子認証業務の「その他の付随業務」への該当可能性の明確化		電子認証業務が付随業務に該当すること、および固有業務と切り離して電子認証業務を行いうることを明確化する。		電子認証業務については、付随業務に該当するかどうか等当該業務を行うに当たっての監督上の取扱いが明確にされていないため明確化をお願いしたい。	信用金庫法第53条、第54条、事務ガイドライン1-7-4	金融庁	
z0300138	員外貸出先の拡充	5143	5143023	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	員外貸出先の拡充		PF法上の「選定事業者」を信金法施行令第8条による員外貸出先のひとつに加える。		PF法の枠組みで創設される「選定事業者」は極めて公共性の高い事業を営む者であること、地域経済の活性化に貢献するというミッション・バンキングの趣旨に沿うものであること、さらには会員に対する業務の遂行を妨げるものでもない。	信金法第53条第2項、信金法施行令第8条、告示	金融庁	
z0300139	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	5143	5143044	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	一般職員の兼業・兼職制限の廃止		一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。		預金取扱い金融機関のうち一般職員の兼業及び兼職の制限が課せられているのは、信用金庫及び信用金庫連合会(以下「金庫」という。)だけであるが、金庫についてのみ厳格な規制を課す理由はないと考える。	信金法第33条、(参考条文)協同組合による金融事業に関する法律第5条の2、銀行法第7条	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300140	業務の代理「先の拡充	信用金庫法第53条第3項第7号、大蔵省告示第47号(平成5.3.31)、銀行法第10条第2項第8号、銀行法施行規則第13条	信用金庫法第53条第3項第7号において、信用金庫が受託できる「業務の代理」は、大蔵省告示第47号により国民生活金融公庫等が定められており、信用金庫を含めた民間金融機関は対象外となっている。	b		信用金庫においては、業務の代理を付随業務の1つの業務として認められているが、指定された一部の機関(国民生活金融公庫等)に限られている。当該業務の拡充については、実務におけるニーズや相互扶助を目的とした金融機関の特性からくる地区制限、員外制限等の取扱いについて慎重に検討する必要がある。		「本件については実務におけるニーズや相互扶助を目的とした金融機関の特性からくる地区制限、院外制限等の取扱いについて慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。	b		業務の拡充については、実務におけるニーズや相互扶助を目的とした金融機関の特性からくる地区制限、員外制限等の取扱いについて慎重に検討する必要がある。現時点でスケジュールを示すことは困難。	5143046	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300141	投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大	投資顧問業法第2条、投信法第2条、同施行令第3条	法律の目的が有価証券に係る投資顧問業に対する規制となっている。	b		投資事業有限責任組合出資持分等については有価証券化に向けた方向で検討が行われている。なお、当該業務を兼業として行うことは可能。		投資顧問業者の顧客は主に機関投資家でありながら、一般の個人投資家向け商品である投資信託に比して、投資対象が限定的なものであること等により、投資家の運用対象を多様化したいというニーズに対応するものであること等にも鑑み、投資顧問業者の投資(助言)対象を投信法の特定期限にまで拡大することについて、改めて検討の上、その理由とともに見解を示されたい。	b		投資事業有限責任組合出資持分等については有価証券化に向けた方向で検討が行われている。なお、他の法規制を踏まえながら、投信法の特定期限についても承認を受けて兼業として運用することは可能。	5075001	社団法人日本証券投資顧問業協会	11
z0300142	投資顧問業務として行っている取引等の明確化	投資顧問業法第2条	有価証券の貸付け、及び議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言、為替オペレーション業務を投資顧問業務として行える旨法令上は明記はされていない。	c	-	投資顧問業務として行える業務又は兼業として行っている業務についてはそれぞれ個別に判断する必要があることから明記することは適当ではない。 議決権行使については投資顧問業者と顧客の間で契約条項を設けることにより対応は可能。		投資信託の運用において認められているものであり、投資顧問業者が顧客サービスの向上のため、本来当然行なうことができる業務と考えられること、明示的判断を示し、法令解釈に対する安定性を確保することにより、円滑な顧客対応が可能となると考えられることから、外国為替取引、有価証券の貸付および議決権行使等株主権行使に係る指図ならびに助言を、投資顧問業者が投資顧問業務として行えるようにすることについて、改めて検討の上、その理由とともに見解を示されたい。	c	-	投資顧問業務として行える業務又は兼業として行っている業務についてはそれぞれ個別に判断する必要があることから明記することは困難である。なお、具体的な業務について行えるかどうかについて判断しかなる場合には法令適用事前確認制度により対応されるべきであり、申請があれば対応して参りたい。	5075002	社団法人日本証券投資顧問業協会	11
z0300143	投資顧問業者が行える事務の外部委託の明確化	投資顧問業法第2条、民法第643条	投資顧問業法上事務の外部委託を行える範囲についての規定は存在しない。	c	-	外部委託の範囲については明確にしているわけではないが、法令上問題がないものについては行うことは可能と考える。 外部委託を行う業務の範囲について投資顧問業者において判断しかなる場合には法令適用事前確認制度により対応されるべきと考える。		経営の効率化等の観点から、円滑迅速にアウトソーシングを実現することが求められているという観点から、投資顧問業者が行える事務の外部委託の範囲を予め明確化することについて、改めて検討の上、その理由とともに示されたい。	c	-	外部委託の範囲については明確にしているわけではないが、外部委託を行っても当該業務に対して一定の責任を有する体制が整備されている等適正な業務運営が確保されれば法令上外部委託を行うことは可能と考える。 なお、外部委託を行う業務の範囲について投資顧問業者において判断しかなる場合には法令適用事前確認制度により対応されるべきと考える。	5075003	社団法人日本証券投資顧問業協会	11
z0300144	証券会社および信託銀行の投資一任業務兼業に係る同一ルールの適用	投資顧問業法第23条の2、同第23条の3、同第31条の2、同第31条の3、同施行規則第29条の2第1項第4号	施行規則では証券会社を通して行うものまでを規制しているわけではない。	c	-	当該規定は投資顧問業者の双方代理を禁止する主旨であり、投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間の証券会社を介さずに行う売買取引については他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害する取引を内容とした投資を行うなどの弊害が想定されるため認められていないものとする。		証券会社のみならず、信託銀行についても投資一任業務を兼業する場合には開示行為規制の適用除外とされたこと、いわゆるインターナルクロス取引に関し、信託銀行については双方代理に係る明確な規定がなく可能な業務として行われていることにも鑑み、同一の取引行為を行う主体に対しては同一のルールを適用すべきであるという観点から、改めて検討の上、その理由とともに見解を示されたい。	c	-	当該規定は投資顧問業者の双方代理を禁止する主旨であり、投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間の証券会社を介さずに行う売買取引については他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害する取引を内容とした投資を行うなどの弊害が想定されるため認められていないものとする。	5075004	社団法人日本証券投資顧問業協会	11
z0300145	兼業承認取得手続の届出制への移行	投資顧問業法第31条	法第31条により、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連性のある業務については承認を得たうえで営むことができる。平成16年4月の改正投資顧問業法の施行以降は公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば承認を得たうえで兼業業務を営むことが可能となる。(関連性の要件は除外)	c	-	現行の兼業承認は、他の業務を営むことにより本業である資産運用業務に支障を来たすことがないようにするためである。 要望のように顧客が専門家であるか否かに着目しているのではなく、業務の適正な確保を妨げることがないか、他業との利益相反防止体制の有無を審査することとしており、承認制度は引き続き必要と考える。		兼業承認取得手続に関し、投資顧問業者については審査承認を必要とする一方で、証券会社および信託銀行に対しては届出制が適用されている理由を明らかにするとともに、イコールフットingの観点から、認可投資顧問業者が兼業を行う際にも届出制を適用することについて、改めて検討の上、その理由とともに見解を示されたい。	c	-	投資顧問業者は他人の資産の運用を行うことから本業に専業することが求められ、兼業については承認制となっているところ。 一方証券会社には自己資本規制が課せられていることに加え、投資顧問業を的確に行うことができる人的構成になっていることを兼業認可において審査することとなっていること等から他業との兼業は届出になっており、そのような規制監督が行われていない投資顧問業者については引き続き承認制を残すことが適当と考える。 なお、証券会社においても届出業務として列挙されているもの以外については承認制となっている。	5075005	社団法人日本証券投資顧問業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300140	業務の代理」先の拡充	5143	5143046	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	業務の代理」先の拡充		協同組織としての地区制限の趣旨に反しない範囲で、信用金庫が民間金融機関の業務の代理をできるようにする。		信用金庫が他の信用金庫等民間金融機関の代理ができるようになれば、現在一部の信用金庫で取扱われている預金の取次ぎ事務が簡略化され、顧客利便にも資するようになる	信金法第53条第3項第7号、告示、銀行法第10条第2項第8号、銀行法施行規則第13条	金融庁	
z0300141	投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大	5075	5075001	社団法人日本証券投資顧問業協会	11	投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大		投資一任(顧問)契約における投資(助言)対象資産は証券取引法上の有価証券に限定されているが、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)における主たる投資対象として投信法施行令第3条に規定される「特定資産」を、投資顧問業者の投資(助言)対象として認めて頂きたい。		年金基金等の機関投資家の多様な運用ニーズに対応するためには、証券取引法上の有価証券以外の資産への投資が不可欠である。投信法上の「特定資産」である匿名組合出資持分や投資事業有限責任組合出資持分等が、投資顧問業者の投資対象として法令上認められれば、わが国においても米国同様、年金基金等の資金がいわゆる企業再生ファンド等に振り向けられる機会が増加し、わが国経済の再生にも資するものと考えられる。	投資顧問業法第2条、投信法第2条、同施行令第3条	金融庁	社団法人 日本証券投資顧問業協会 資産運用研究会報告書「年金資産運用における株式投資について - 投資顧問業者に求められる役割 -」
z0300142	投資顧問業務として行いうる取引等の明確化	5075	5075002	社団法人日本証券投資顧問業協会	11	投資顧問業務として行いうる取引等の明確化		外国為替取引、有価証券の貸付および議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言を、投資顧問業者が投資顧問業務として行いうる旨を法令上明記して頂きたい。外国為替取引については、外国証券売買に付随する取引だけでなく、為替相場の変動を利用して収益を得ることを目的とする取引を認めることにより、為替オーバーレイ業務を内閣総理大臣の承認を要する兼業としてではなく、投資一任契約の範囲内で行えるようにして頂きたい。		当該取引等については、特別の事情により一時的にまたは暫定的に行う運用あるいは投資を行うに必要な若しくは付随する取引として現状位置付けられているものと考えられるが、投資顧問業者が当然行うことのできる業務であることを明確にして頂きたい。	投資顧問業法第2条	金融庁	
z0300143	投資顧問業者が行える事務の外部委託の明確化	5075	5075003	社団法人日本証券投資顧問業協会	11	投資顧問業者が行える事務の外部委託の明確化		投資顧問業法において、投資一任契約が民法上の委任契約であるとの性格から自己が事務を執行することが前提とされ、投資顧問業者が事務の外部委託を行いうる範囲については明確にされていない。投資者保護等に支障が生じない範囲で、その業務を営むために必要な全ての事務について外部委託が可能であることを明確にして頂きたい。		投資顧問業者にとって、事務を外部委託することが出来れば、効率的資源配分を通じて業務の合理化、競争力の向上等に資するものと考えられる。本年6月30日に金融庁から公表された「事務ガイドライン(預金取り扱金融機関関係)1-6-5銀行の事務の外部委託(注1)」には「事務の外部委託とは、銀行が、その業務を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該銀行以外に委託することをいう。」と定義されており、外部委託が可能な事務の範囲には制限が設けられていない。	投資顧問業法第2条、民法第643条、保険業法施行規則第51条第4号	金融庁	
z0300144	証券会社および信託銀行の投資一任業務兼業に係る同一ルールの適用	5075	5075004	社団法人日本証券投資顧問業協会	11	証券会社および信託銀行の投資一任業務兼業に係る同一ルールの適用		証券会社および信託銀行が投資一任業務を兼業する場合、投資者保護の観点から認可投資顧問業者に課されている開示(行為規制)について適用除外とされているが、同一の取引行為を担う主体に適用されるルールは同一であることが原則である。同一のルールで競争が行えるよう法規制を改めて頂きたい。		認可投資顧問業者は、施行規則により顧客のために証券取引行為を行う場合において、当該証券取引行為の相手方の代理人になることが禁じられているが、信託業法等には信託銀行に対して双方代理を禁止する規定は設けられていない。同じ運用業務に携わりながら業態等の違いによって規制が異なるのは不合理であるばかりでなく、市場における自由な競争を阻害するものである。	投資顧問業法第23条の2、同第23条の3、同第31条の2、同第31条の3、同施行規則第29条の2第1項第4号	金融庁	
z0300145	兼業承認取得手続の届出制への移行	5075	5075005	社団法人日本証券投資顧問業協会	11	兼業承認取得手続の届出化		認可投資顧問業者が兼業を行う場合は、兼業承認申請手続が必要とされているが、当該業者が証券または信託業務を営む場合においては届出制が適用されている。証券業または信託業務を兼営しない認可投資顧問業者についても届出制として頂きたい。		認可投資顧問業者の顧客は、年金、事業会社等資産運用に関して準専門家たる事業者であり、提供されるサービスの内容は、市場競争の下でそれら顧客との相対契約により自由に設定されるべきものであることから、現行の兼業承認制度は過剰規制といわざるを得ない。	投資顧問業法第31条	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300146	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止等	投資顧問業法第5条、同第6条、同第8条	法第5条及び第6条に基づいて投資顧問業者の役員、重要な使用人の氏名、住所等は登録簿で公衆縦覧に供されている。法第8条に基づき、変更があった場合は二週間以内に必要書類を添えて届出をすることになっている。	b c	-	住所の公衆縦覧については、他の登録業者の実態を踏まえつつ検討する。登録簿は公衆縦覧されている情報であり、投資家保護上内容に変更があれば迅速に行われるべきものであると考えるため期間を延長することは措置困難。		回答によれば、住所の公衆縦覧の廃止について検討することだが、検討の時期についてその時期とする理由とともに改めて見解を示されたい。 変更手続については、年末年始や連休を挟む場合、海外帰国者の着任時や遠隔地に本籍地がある場合等、最善を尽くしても実務上二週間以内に対応することが困難となるケースがあることを踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。	b c	-	住所の公衆縦覧については、他の業者の実態を踏まえ、検討する。登録簿は公衆縦覧されている情報であり、投資家保護上内容に変更があれば迅速に行われるべきものであると考えるため期間を延長することは措置困難である。	5075006	社団法人日本証券投資顧問業協会	11
z0300147	グループ会社のために行う発注の実現	投資顧問業法第2条	投資一任契約とは顧客から有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を委任されるとともに、当該投資判断に基づき必要な権限を委任されることである。	c	-	投資一任契約は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を委任される行為である。要望では投資判断のもとになる有価証券の価値等の分析が行われるかどうか明確でない。		グループ会社からの売買注文については、「売買の方法及び時期」についての判断とともに投資を行うのに必要な権限としての発注行為を委任する投資一任契約であれば認可投資顧問業者が当該注文を行うことは可能と考えられることから、どのようなケースが投資判断のもとになる有価証券の価値等の分析が行われるものとして認められるのか、改めて検討の上、見解を示されたい。	c	-	有価証券の価値等の分析に基づく投資判断とは投資者に代わって投資に関する景気動向、企業業績等の資料、情報を収集し、それに基づいて有価証券の値上がり益、利子、配当等その経済的価値を分析した結果、いづいかなる量でどのような投資をすればよいか等についてなされる判断をいう。 このような判断をもとに「売買の方法及び時期」発注を行う権限を委任する投資一任契約を締結すれば投資顧問業として行うことは可能である。	5075007	社団法人日本証券投資顧問業協会	11
z0300148	利害関係人の範囲の限定	投資顧問業法施行令第8条、同施行令第10条、投信法施行令第20条、事務ガイドライン(証券投資顧問業者の監督関係)3-4-3	投資顧問業者は、規則において業務方法書に利害関係人を記載する義務が課されている。また変更があった場合には財務局に変更届を1週間以内に提出する義務が事務ガイドラインに規定されている。	b	-	利害関係人等の範囲については投資者保護の観点から定められているものであるが、他の法令との並び等を考慮した上で要望の主旨を踏まえ検討を行う。		要望の主旨を踏まえた検討を行う旨の回答が示されているが、既にパブリックコメントに付されている投資顧問業法施行令(案)において対応が示されていない以下の2点について、投信法(施行令)、証取法(施行令)との整合性を確保するといった観点から早急に検討を行い、実施の時期、その時期となる理由も含め、改めて見解を示されたい。 ? 投資顧問業法施行令では「投資顧問業者の役員を過半数を占めていること又は投資顧問業者の代表権限を有する役員であること」(投資顧問業法施行令第10条)とされているが、投信法施行令では「投資信託委託業者の取締役若しくは執行役(これに類する役職にある者を含む。)(又は投資信託委託業者の代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること」(投信法施行令第20条)、証取法施行令では「証券会社の取締役若しくは執行役又は証券会社の代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること」(証取法施行令第15条の3)とされていること。 親族の定義についても、投資顧問業法施行令第8条では三親等以内とされているが、投信法施行令及び証取法施行令では二親等以内とされていること。	b	-	投資顧問業者には投資信託委託業者と兼業している者が多いことも踏まえ、整合性を図るべく検討を行い今般利害関係人の範囲の改正(政令)を行ったところ。 については引き続き検討を行ったうえで平成16年度中に結論を得る。	5075008	社団法人日本証券投資顧問業協会	11
z0300149	赤字、赤枠、8ポイント規制の廃止	投資顧問業法施行規則第17条、第18条	顧客への契約締結前、締結時の交付書面において顧客に注意を促す事項につき「赤字、赤枠、8ポイント以上の文字の使用」が義務付けられている。	c	-	割賦販売法施行規則や特定商取引に関する法律施行規則等の法令においても規定されており、投資者保護の観点から当該規定の削除は困難。		投資顧問業者の顧客は主に機関投資家であり、その投資一任契約においてはクーリングオフ規定も適用されないなど顧客も相応の専門的知識を有することが前提となっているものと考えられることを踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。	c	-	割賦販売法施行規則や特定商取引に関する法律施行規則等の多数の法令においても規定されている。更に証券会社によるラップ口座の導入に伴い、個人投資家が増えることが見込まれる等、投資者保護の観点から当該規定の削除は困難。	5075009	社団法人日本証券投資顧問業協会	11
z0300150	同一運用に関する規制の撤廃	事務ガイドライン(証券投資顧問会社の監督関係)2-3-1、同2-3-2、同3-1、同3-3-3	同一運用を行う場合、契約締結前及び締結時に顧客に交付する書面において記載事項を規定。 同一運用の方法について、業務方法書に記載することを規定	c	-	同一運用は、一定の取扱基準を前提に、個別運用とは別に認められたものであり、顧客にその内容を事前に明示し、同意を得ることが求められているものである。また、運用の公平性確保の観点から、取得した資産の配分基準について、事前に顧客に説明し、同意を得ることも併せて求められている。従って、当該規定は投資家保護のための最低限必要なものであり、撤廃することは措置困難である。		同一運用については、資産管理の観点からは、複数顧客に対してひとつのファンドを設定する合同運用とは異なり、顧客毎に別個のファンドを設定する個別運用の一形態であると考えられることから、契約締結前及び締結時に顧客に交付する書面に関する規制等を撤廃することについて、改めて検討の上、見解を示されたい。	c	-	同一運用については、資産管理の観点からは一般のファンドと同様に個別管理であるが、運用の観点からは複数顧客の資産について合同に運用するものである。 従って、運用の公平性及び投資家保護の観点から、取得した資産の配分基準及び管理先について事前に顧客に対して説明し、同意を得ることが求められているものであり、これらの措置について撤廃することは困難であると考えられる。	5075010	社団法人日本証券投資顧問業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300146	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止等	5075	5075006	社団法人日本証券投資顧問業協会	11	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止等		投資顧問業者登録簿における役員又は重要な使用人の住所を公衆の縦覧に供することは、廃止して頂きたい。 登録事項の変更届出を、2週間以内の届出から1ヶ月以内に届出ることと改めて頂きたい。		プライバシー及びセキュリティの観点から問題がある。 登録事項の変更届出を2週間以内に提出することは、実務上困難なケースが多い。	投資顧問業法第5条,同第6条,同第8条	金融庁	
z0300147	グループ会社のために行う発注の実現	5075	5075007	社団法人日本証券投資顧問業協会	11	グループ会社のために行う発注の実現		日本の認可投資顧問業者が、日本の証券会社に対し、グループ内の他の会社に代わって有価証券の売買注文を行うことにより、グループ内の全ての顧客からの売買注文を合同的に行うことを認めて頂きたい。		売買の方法及び時期についての判断は、投資顧問業法上の投資判断に含まれることから、グループ会社と投資一任契約を締結することにより、グループ会社のために有価証券の発注を行うことは、証券業ではなく投資顧問業として認められるべきである。	投資顧問業法第2条	金融庁	
z0300148	利害関係人の範囲の限定	5075	5075008	社団法人日本証券投資顧問業協会	11	利害関係人の範囲の限定		利害関係人の範囲を旧施行規則第26条第2項第3号に定められていた「投資顧問業者の経営を実質的に支配しているもの」と同等の程度までに限定して頂きたい。 投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲を、少なくとも投信法施行令の投資信託委託業者の利害関係人等に係る規定と同一にして頂きたい。業務方法書における利害関係人の変更届出を変更予定日の1週間前までに提出するとの事務ガイドライン上の規定を、投信と同じように年1回一定の基準日現在のリストを作成し保管するとの規定に改めて頂きたい。		投資顧問業者の利害関係人の範囲が複雑であり、あまりにも広範であるため、投資顧問業者に過大な管理負担を強いている。特に近時の金融グループ再編のなかで利害関係人を正確に把握することが一層困難な状況となっており、利害関係人に関する行為規制等の実効性を確保するためには、投資者保護の観点から問題のない程度まで利害関係人の範囲を限定すべきである。	投資顧問業法施行令第8条,同施行令第10条,投信法施行令第20条,事務ガイドライン(証券投資顧問業者の監督関係)3-4-3	金融庁	
z0300149	赤字、赤枠、8ポイント規制の廃止	5075	5075009	社団法人日本証券投資顧問業協会	11	赤字、赤枠、8ポイント規制の廃止		投資顧問業法第14条ならびに第15条に規定する書面の交付について施行規則に定める、赤字、赤枠、8ポイント以上の文字という規定を削除して頂きたい。		認可投資顧問業者の場合、「この書面をよくお読み下さい」と記載されるだけの文言に、色・フォントまで細かく指定する意味は乏しく過剰規制と考えられる。		金融庁	
z0300150	同一運用に関する規制の撤廃	5075	5075010	社団法人日本証券投資顧問業協会	11	同一運用に関する規制の撤廃		同一運用に関する事務ガイドライン上の規制を撤廃し、合同運用のみを規制することとして頂きたい。		同一運用については、顧客毎に個別に管理されていることから、同一の資産管理機関による管理であっても基本的には個別運用と同様である。	事務ガイドライン(証券投資顧問会社の監督関係)2-3-1,同2-3-2,同3-1,同3-3-3	金融庁	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300151	投資顧問契約(投資一任契約)に係る信託財産間の取引(いわゆるインターナル・クロス取引)における規制の不在の明確化	有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律第31条の2、同法施行規則第29条の2第1項第4号	施行規則では証券会社を通して行うもので規制しているわけではない。	c	-	当該規定は投資顧問業者の双方代理を禁止する主旨であり、投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約及び投資一任契約以外の信託業務に係る信託財産との間の証券会社を介さずに行う売買取引については他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害する取引を内容とした投資を行うなどの弊害が想定されることから認められていないものとする。		回答は、他の顧客の利益を図るために特定顧客の利益を害する取引を内容とした投資を行うなどの弊害が想定されることから、対応不可とされているが、信託財産の運用効率化を通じて受託者利益を拡大する観点から、インターナル・クロス取引が行えるよう現行規制を見直すべきである。この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	c	-	当該規定は投資顧問業者の双方代理を禁止する主旨であり、投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間の証券会社を介さずに行う売買取引については他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害する取引を内容とした投資を行うなどの弊害が想定されるため認められていないものとする。	5006007	社団法人信託協会	11
z0300152	特償法の廃止又は見直し	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	特定債権等(リース・クレジット債権等)の流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権等の資産譲渡に係る仕組み規制、対抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の許可、行為規制等を行っている。	b	(措置の概要参照)	特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、引き続きその必要性、その在り方について検討を行う。 措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。						5021171	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300152	特償法の廃止又は見直し	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	特定債権等(リース・クレジット債権等)の流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権等の資産譲渡に係る仕組み規制、対抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の許可、行為規制等を行っている。	b	(措置の概要参照)	特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、引き続きその必要性、その在り方について検討を行う。 措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。						5026015	都銀懇話会	11
z0300153	貸金業法の抜本的見直し	貸金業の規制等に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業者に対し、資金需要者等の属性や規模の如何に関わらず、一律に適用される。	b	(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		要望は、施行後3年を目途として、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方について検討を加え必要な見直しを行うこととした今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法」に基づき、早急に検討のための審議の場を設定することを求めるものである。この点を踏まえ、具体的な対応策について、改めて検討の上、検討開始や実施時期とともに(その時期となる理由も併せて)示されたい。	b	(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ、貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。	5085011	オリックス株式会社	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300151	投資顧問契約(投資一任契約)に係る信託財産間の取引(いわゆるインターナル・クロス取引)における規制の不在の明確化	5006	5006007	社団法人信託協会	11	投資顧問契約(投資一任契約)に係る信託財産間の取引(いわゆるインターナル・クロス取引)における規制の不在を確認すること。		投資一任契約に係る信託財産(受託者が同一信託銀行でない場合を含む。)と他の投資一任契約、及び投資一任契約以外の信託業務に係る信託財産との間の、証券会社を介さずに行う売買取引(いわゆるインターナル・クロス取引)につき、規制が存在しないことを確認すること。	インターナル・クロス取引が、直ちに改正投資顧問業法上の禁止行為に該当するものではないことを明確にすることにより、取引コストの削減、取引の迅速化による信託財産運用の効率化が図られ、受益者の利益の拡大に資する。	平成16年4月施行予定の改正投資顧問業法では、特定の顧客の利益または特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うことを禁止している。 インターナル・クロス取引について、売買取引を行う双方のフロントの公平性を確保するため公正・妥当な価格(約定日当日の主たる上場取引所の終値等)で行うことといった一定の条件のもとで行われるものは、投資一任契約に係る顧客の利益を害するものではなく禁止されているものではないことを確認するものである。	有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律	金融庁	
z0300152	特償法の廃止又は見直し	5021	5021171	社団法人日本経済団体連合会	11	特償法の廃止		特償法を廃止する。その上で、投資家保護のために必要な措置を整備すべきである。		リース、クレジット債権等のみならず、金銭債権の流動化が普及している現状においては、特定債権等譲渡業者に対してのみ厳格な規制を課す特償法を維持する必要性に乏しい。	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	経済産業省 金融庁	リース、クレジット債権等は、特償法における「特定債権」とされ、特定債権の流動化には特償法に基づく規制が課せられている。例えば、特定債権の流動化を行う者は、特定債権譲渡業者として、主務大臣の許可を受けなければならない。他の債権を流動化するには、このような規制は存在しない。
z0300152	特償法の廃止又は見直し	5026	5026015	都銀懇話会	11	特定債権法の見直し		最低販売単位の撤廃又は最低限度額の引下げ 指定格付期間で一定以上の格付けを取得した場合における指定調査機関の調査の免除又は簡素化及び特償法第4条の適用除外 特定債権譲渡業者の余裕金の運用規制の緩和 債権譲渡業者が資産担保発行の代替として借入れできるようにする取扱い 特定債権等の範囲の明確化(特償法第2条第1項第1号、第3号、同法施行令第1条第5号、第6号に関して、一部役務を含む商品の場合に該当するかの明確化) 特定投資者のみにAB社債、ABC Pを発行する場合の第3条届出免除		幅広い投資家による購入が可能となり市場の発展に寄与する 格付を取得することにより投資家の判断は可能であり、二重の調査を行うことは非効率である。また、第4条による不作為期間(届出が受理された日から60日間、譲渡及び譲受けは禁止)があることにより、機動的な発行が妨げられている 余裕金の運用範囲を法律で定めることは、自由な商品設計を妨げるものである 債権譲渡業者の資金調達が多様化を図るために、特定資産取得のための借入金を認めるべき。最低販売単位を下回る端数部分については、証券以外の方法で調達を要する場合もあることから借入を認めるべき 債権の対象となるものには、一部役務の提供を含むものも存在し、特定債権であることが明確でないため、流動化を実施するにあたり不都合となっている 小口債権や信託受益権においては、特定投資家のみ販売する場合は免除されていることから、ABC PやAB社債についても免除すべきである	特定債権等に係る事業の規制に関する法律、通産省通達 特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の業務の運営に関する基本事項について、特定債権の譲渡及び譲受けの業務の運営に関する基本事項について、事務ガイドライン	金融庁 経済産業省	
z0300153	貸金業法の抜本的見直し	5085	5085011	オリックス株式会社	11	貸金業法の抜本的見直し		本年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。		貸金業制度のあり方の見直しについては、本年7月16日の衆議院財務金融委員会において、竹中金融担当大臣から「今の貸金業規制法というのは、大口事業者向けの融資を行う業者と小口の消費者ローンを主体とする業者等で実態が大きく異なるにもかかわらず、基本的に一律の法規が課されている。金融の自身が高度化、多様化していく中で、このままではいかとう基本的な問題があると思っている。これは幾つかの省庁にまたがる問題でもあり、時間がかかる問題でもあるというふうには思うが、それを検討する場、勉強する場を設けて、ぜひ前向きにノンバンク全体の体系整備について取り組みたいと思っている。」との主旨のご発言があった。本ご発言を踏まえて早期に見直しの検討が行なわれることを強く要望する。	貸金業の規制等に関する法律	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300153	貸金業法の抜本的見直し	貸金業の規制等に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業に対し、資金需要者等の属性や規模の如何に関わらず、一律に適用される。	b	(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。  措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		要望は、施行後3年を目途として、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方について検討を加え必要な見直しを行うこととした今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法」に基づき、早急に検討のための審議の場を設定することを求めるものである。 この点を踏まえ、具体的な対応策について、改めて検討の上、検討開始や実施時期とともに(その時期となる理由も併せて)示されたい。	b	(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ、貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。  措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。	5086011	社団法人リース事業協会	11
z0300154	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	c	-	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。		回答は、社債の購入者等の保護に資する観点から対応不可とされているが、要望内容は、社債の購入者等の保護に資することを前提として、証券取引法により貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築し、一方で、貸金業者にのみ課せられている社債発行の廃止することを求めているものである。 この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。	5085009	オリックス株式会社	11
z0300154	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	c	-	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。		回答は、社債の購入者等の保護に資する観点から対応不可とされているが、要望内容は、社債の購入者等の保護に資することを前提として、証券取引法により貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築し、一方で、貸金業者にのみ課せられている社債発行の廃止することを求めているものである。 この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。	5086009	社団法人リース事業協会	11
z0300155	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化の容認	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。	b	(措置の概要参照)	貸金業の規制等に関する法律においては、業者と債務者・保証人との間のトラブルが社会問題化したことを受け、債務者・保証人保護の観点に基づき書面交付義務を課してきたところであり、いわゆる商工ローン問題の社会問題化を受けた法改正(平成12年6月1日施行)においても、書面交付義務を中心に規定が追加されたところ。 以上の経緯に加え、貸金業者による書面交付を巡るトラブルが現に発生する中、債務者・保証人保護の観点から書面交付義務は重要な位置付けにある。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。  貸金業制度の在り方については、改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、措置の内容については未定。		回答では、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている、とされているが、要望理由にもある通り、事業活動のIT化に係る規制の現状と課題(平成14年12月9日「IT戦略本部資料」)においては、貸金業規制法に基づく書面交付については、実態調査を踏まえ、電子化の実現可能性について、平成15年度中に検討を行うこととされており、貴庁において既に検討されているものと理解している。 以上を踏まえ、平成16年度までに実施することの可否について改めて検討され、示されたい(否の場合は具体的に理由を示されるとともに結論時期を示されたい)。	b	(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ、貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。  措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。	5021167	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300153	貸金業法の抜本的見直し	5086	5086011	社団法人リース事業協会	11	貸金業法の抜本的見直し		本年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。		貸金業制度のあり方の見直しについては、本年7月16日の衆議院財務金融委員会において、竹中金融担当大臣から今の貸金業規制法というものは、大口事業者向けの融資を行う業者と小口の消費者ローンを主体とする業者等で実態が大きく異なるにもかかわらず、基本的に一律の法規が課されている。金融の中身が高度化、多様化していく中で、このままではいかかという基本的な問題があると思っている。これは幾つかの省庁にまたがる問題でもあり、時間がかかる問題でもあるというふうには思うが、それを検討する場、勉強する場を設けて、ぜひ前向きにノンバンク全体の体系整備について取り組みたいと思っている。」との主旨のご発言があった。本ご発言を踏まえて早期に見直しの検討が行なわれることを強く要望する。	貸金業の規制等に関する法律	金融庁	
z0300154	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	5085	5085009	オリックス株式会社	11	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止		金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。		貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が投資家保護にあるのであれば、貸金業規制法に規定する貸金業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	
z0300154	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	5086	5086009	社団法人リース事業協会	11	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止		金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。		貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が投資家保護にあるのであれば、貸金業規制法に規定する貸金業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	
z0300155	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化の容認	5021	5021167	社団法人日本経済団体連合会	11	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化		貸金業者等と債務者・保証人の双方が合意する場合、書面交付の代わりに、電子メール等の電子的手段を用いることを認めるべきである。		双方の合意を前提条件とすれば、書面交付の代わりに電子メール等の電子的手段を用いても、債務者・保証人の保護に支障が生じるとは考えにくい。 なお、「全国規模での規制改革要望」に対する各省庁からの再回答について(平成15年8月11日総合規制改革会議)においては、「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっているので、これに沿って対応して参りたい」とされているが、事業活動のIT化に係る規制の現状と課題(平成14年12月9日IT戦略本部資料)においては、実態調査を踏まえ、電子化の実現可能性について、平成15年度中に検討を行う」とされていたところであり、速やかに検討を行い、電子化を認めるべきである。	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条	金融庁	貸金業者は、貸付契約等を締結した時および、債権の全部または一部について弁済を受けた時は、所定の事項を記載した書面を債務者等に交付しなければならない。 また、貸金業者から貸付け債権を譲り受けた者も、同様の書面を債務者等に交付しなければならない。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300155	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化の容認	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。	b	(措置の概要参照)	貸金業の規制等に関する法律においては、業者と債務者・保証人との間のトラブルが社会問題化したことを受け、債務者・保証人保護の観点に基づき書面交付義務を課してきたところであり、いわゆる商工ローン問題の社会問題化を受けた法改正(平成12年6月1日施行)においても、書面交付義務を中心に規定が追加されたところ。 以上の経緯に加え、貸金業者による書面交付を巡るトラブルが現に発生する中、債務者・保証人保護の観点から書面交付義務は重要な位置付けにある。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。  貸金業制度の在り方については、改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、措置の内容については未定。						5071065	米国	11
z0300156	貸金債権譲渡時における債務者への通知要件の緩和	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	貸金業者の貸付に係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	b	(措置の概要参照)	貸金業の規制等に関する法律においては、業者と債務者・保証人との間のトラブルが社会問題化したことを受け、債務者・保証人保護の観点に基づき書面交付義務を課してきたところであり、いわゆる商工ローン問題の社会問題化を受けた法改正(平成12年6月1日施行)においても、書面交付義務を中心に規定が追加されたところ。 以上の経緯に加え、貸金業者による書面交付を巡るトラブルが現に発生する中、書面交付を不要とすることは困難と考える。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。  貸金業制度の在り方については、改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、措置の内容については未定。		本規制が貸金債権の流動化を行う際の大きな障害となっていることを踏まえて、一定条件下の貸金法第17条の債権譲受人への適用除外について、改めて検討されたい。	b	(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。  措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。	5026017	都銀懇話会	11
z0300157	貸金業の規制等に関する法律の登録事務等に関する事務移管等	貸金業の規制等に関する法律 貸金業の規制等に関する法律施行令 貸金業の規制等に関する法律施行規則	二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して貸金業を営む者は国が、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して貸金業を営む者は都道府県が登録事務等を行うこととなっている。	c	-	地方分権の推進を図るため、貸金業者に関する監督等の事務は、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)において、都道府県の自治事務とする旨、整理され実施されている。 国の一元管理による監督下におくことは、こうした地方分権推進の流れにもそぐわないものと考え。 なお、ヤミ金融対策については、平成16年1月に施行の改正貸金業法の厳格な運用により対処するものである。						5119003	長野県	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300155	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化の容認	5071	5071065	米国	11	金融サービスに係る個別措置の早期実施(貸金業法に係る開示要求事項における電子認証の容認)		米国は、以下の分野における規制改革が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。利用者が合意している場合、電子認証により、貸金業法に定められている開示要求事項を貸し手が満たすことを認める。この改定は下記の点からしても適切である。1)データ保護へのアプローチに関して、利用者の選択を拡大する個人情報保護法案が新しく成立、2)ローンの保証人に関する開示要求事項の改正が行われてから3年経過、3)貸金業者の行為を改善する法律が新たに成立。			金融庁		
z0300156	貸金債権譲渡時における債権者への通知要件の緩和	5026	5026017	都銀懇話会	11	貸金債権譲渡時における債権者への通知要件の緩和		兼営認可を受けた金融機関等が債権流動化を目的として譲受人になると、債権者保護に適切な配慮がなされている場合、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権及び当該債権の債権者に対する会社分割等の後に発生した債権を譲渡する場合、において、貸金業者の貸金債権譲渡契約時における債権譲受人の債権者に対する通知義務を不要とする扱い(貸金業法第17条の債権譲受人への適用除外)		本規制は、債務者の感知しないところで不良業者等に債権が譲渡されるリスクから債権者を保護するためのものであり、その趣旨は首肯できるものであるが、一方で、債権譲受人にとって手続が煩雑であることから、多大な人的負荷・システム負荷がかかっており、貸金債権の流動化を行う際の大きな障害となっている。 貸出債権流動化市場の活発化を促すためには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要であり、具体的には、譲受人が兼営認可を受けた金融機関である場合、もしくは譲受人である特別目的会社が一以上の格付けを有する有価証券を発行する場合、あるいは譲受人が預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべきである	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	金融庁	
z0300157	貸金業の規制等に関する法律の登録事務等に関する事務移管等	5119	5119003	長野県	11	貸金業の規制等に関する法律の登録事務等に関する事務移管等		都道府県知事が行う貸金業登録事務及び指導監督業務(貸金業協会の認可及び指導監督も含む)の金融庁若しくは公安委員会へ移管する。」	貸金業新規登録 貸金業更新登録 貸金業変更登録 貸金業登録簿の削除 貸金業者に対する行政処分 貸金業者の指導監督 貸金業協会の契約約款の認可 貸金業協会の指導監督	最近のヤミ金融の広域化、悪質化を考慮すると単一の県の行政での対応には限界があります。広域化という点からは国による一元的な監理を行うべきであります。また、事務量的に国の一元監理が困難であるという理由から、引続き県が管轄する場合にあっては、最近のヤミ金融の状況を考慮し、行政指導というよりは犯罪の防止を主目的に置くべきであり、公安委員会の所管とすべきであります。	貸金業の規制等に関する法律 貸金業の規制等に関する法律施行令 貸金業の規制等に関する法律施行規則	警察庁 金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300158	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が「資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することの是非について、関係省庁とも連携をとりながら、既に、中小企業等に対するニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもお慎重な意見もある上、平成13年改正で範囲を拡大した中堅企業の利用状況も低調であったこと、利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息を含む)の上限利率等を定めているところ、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を大幅に緩和して経済的弱者である中小企業等をその対象とすれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という。)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「金融対策法」)等の高金利の貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、			経済的弱者の保護という本規制の当初の趣旨は首肯できるものの、本件のような新たな金融サービスは需要創出型のサービスであり、言わば借主が利用して初めてその利便性を実感する類のものである。こうした観点から、要望者が挙げる借主を新たに追加することについて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、前回も回答したとおり、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行方針である。コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めてい必要があると思われる。	5001005	社団法人全国信用組合中央協会	11	
z0300158	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大				(上記の続き) 中小企業以外の地方公共団体等へ借主の範囲を拡大することを求める要望についての検討も、中小企業に関する検討と並行して行ってきたところであるが、平成14年度に実施したニーズ調査では、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。しかし、法務省及び金融庁としては、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めつつ、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討は行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、こうした高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等の見極めやニーズの把握等に相当な期間を要することから、現時点では、検討の終了時期等については未定である。			(上記の続き) また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあるものであり、このようなおそれがある以上、いわゆる「金融対策法」等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。	5001005	社団法人全国信用組合中央協会	12			

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300158	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5001	5001005	社団法人全国信用組合中央協会	11	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大		コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含めること。		コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁 法務省	
z0300158	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5001	5001005	社団法人全国信用組合中央協会	12	(上記の続き) コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大						金融庁 法務省	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300158	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が「資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することの是非について、関係省庁とも連携をとりながら、既に、中小企業等に対するニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもお慎重な意見もある上、平成13年改正で範囲を拡大した中堅企業の利用状況も低調であったこと、利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息を含む)の上限利率等を定めているところ、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を大幅に緩和して経済的弱者である中小企業等をその対象とすれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という。)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「金融対策法」)等の高金利の貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、			経済的弱者の保護という本規制の当初の趣旨は首肯できるものの、本件のような新たな金融サービスは需要創出型のサービスであり、言わば借主が利用して初めてその利便性を実感する類のものである。こうした観点から、要望者が挙げる借主を新たに追加することについて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、前回も回答したとおり、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行方針である。コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めてい必要があると思われる。	5010003	社団法人第二地方銀行協会	11	
z0300158	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大				(上記の続き) 中小企業以外の地方公共団体等へ借主の範囲を拡大することを求める要望についての検討も、中小企業に関する検討と並行して行ってきたところであるが、平成14年度に実施したニーズ調査では、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。しかし、法務省及び金融庁としては、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めつつ、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討は行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、こうした高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等の見極めやニーズの把握等に相当な期間を要することから、現時点では、検討の終了時期等については未定である。			(上記の続き) また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあるため、このようなおそれがある以上、いわゆる「金融対策法」等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するといった改正を行うことは相当ではないと考える。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。	5010003	社団法人第二地方銀行協会	12			

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300158	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5010	5010003	社団法人第二地方銀行協会	11	コミットメントライン契約適用対象の拡大		コミットメントライン契約の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか地方公共団体、特別法に定められた地方公社等を加える。		コミットメントライン契約は中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁 法務省	
z0300158	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5010	5010003	社団法人第二地方銀行協会	12	(上記の続き) コミットメントライン契約適用対象の拡大						金融庁 法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300158	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が「資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することの是非について、関係省庁とも連携をとりながら、既に、中小企業等に対するニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもお慎重な意見もある上、平成13年改正で範囲を拡大した中堅企業の利用状況も低調であったこと、利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息を含む)の上限利率等を定めているところ、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を大幅に緩和して経済的弱者である中小企業等をその対象とすれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という。)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「金融対策法」)等の高金利の貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、			経済的弱者の保護という本規制の当初の趣旨は首肯できるものの、本件のような新たな金融サービスは需要創出型のサービスであり、言わば借主が利用して初めてその利便性を実感する類のものである。こうした観点から、要望者が挙げる借主を新たに追加することについて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、前回も回答したとおり、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行方針である。コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めてい必要があると思われる。	5026011	都銀懇話会	11	
z0300158	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大				(上記の続き) 中小企業以外の地方公共団体等へ借主の範囲を拡大することを求める要望についての検討も、中小企業に関する検討と並行して行ってきたところであるが、平成14年度に実施したニーズ調査では、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。しかし、法務省及び金融庁としては、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めつつ、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討は行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、こうした高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等の見極めやニーズの把握等に相当な期間を要することから、現時点では、検討の終了時期等については未定である。			(上記の続き) また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあるため、このようなおそれがある以上、いわゆる「金融対策法」等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。	5026011	都銀懇話会	12			

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300158	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5026	5026011	都銀懇話会	11	コミットメントラインの対象企業の拡大		・コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加する 地方公共団体 独立行政法人 学校法人 医療法人 共済組合 消費生活協同組合 市街地再開発組合 特別目的会社(証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)		・コミットメントライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるもの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一様に排除していることは適切ではない。借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁 法務省	
z0300158	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5026	5026011	都銀懇話会	12	(上記の続き) コミットメントラインの対象企業の拡大						金融庁 法務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300158	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が「資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することの是非について、関係省庁とも連携をとりながら、既に、中小企業等に対するニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもお慎重な意見もある上、平成13年改正で範囲を拡大した中堅企業の利用状況も低調であったこと、利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息を含む)の上限利率等を定めているところ、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を大幅に緩和して経済的弱者である中小企業等をその対象とすれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という。)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「金融対策法」)等の高金利の貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、			経済的弱者の保護という本規制の当初の趣旨は首肯できるものの、本件のような新たな金融サービスは需要創出型のサービスであり、言わば借主が利用して初めてその利便性を実感する類のものである。こうした観点から、要望者が挙げる借主を新たに追加することについて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、前回も回答したとおり、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行方針である。コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めてい必要があると思われる。	5030009	社団法人全国地方銀行協会	11	
z0300158	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大				(上記の続き) 中小企業以外の地方公共団体等へ借主の範囲を拡大することを求める要望についての検討も、中小企業に関する検討と並行して行ってきたところであるが、平成14年度に実施したニーズ調査では、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。しかし、法務省及び金融庁としては、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めつつ、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討は行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、こうした高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等の見極めやニーズの把握等に相当な期間を要することから、現時点では、検討の終了時期等については未定である。					(上記の続き) また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあるものであり、このようなおそれがある以上、いわゆる「金融対策法」等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するといった改正を行うことは相当ではないと考える。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。	5030009	社団法人全国地方銀行協会	12	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300158	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5030	5030009	社団法人全国地方銀行協会	11	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大		コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、a.中小企業(資本金3億円以下等)、b.地方公共団体、地方公社、独立行政法人等、をその範囲に含める。		平成13年6月の法改正により、それまで商法特例法上の大会社に限定されていた対象企業等に、資本の額が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社、特定債権等譲受業者、特定目的会社及び登録投資法人等が加えられたが、より幅広い中小企業への金融の円滑化を図るという観点からは、さらなる適用対象の拡大が必要である。また、地方公共団体等の資金需要に対しより安定的・機動的に対応していくためには、こうした先も適用対象に含めるべきである。	特定融資枠契約に関する法律 第2条	法務省 金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0300158	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5030	5030009	社団法人全国地方銀行協会	12	(上記の続き) コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大						法務省 金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300158	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が「資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することの是非について、関係省庁とも連携をとりながら、既に、中小企業等に対するニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもお慎重な意見もある上、平成13年改正で範囲を拡大した中堅企業の利用状況も低調であったこと、利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息を含む)の上限利率等を定めているところ、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を大幅に緩和して経済的弱者である中小企業等をその対象とすれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という。)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「金融対策法」)等の高金利の貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、			経済的弱者の保護という本規制の当初の趣旨は首肯できるものの、本件のような新たな金融サービスは需要創出型のサービスであり、言わば借主が利用して初めてその利便性を実感する類のものである。こうした観点から、要望者が挙げる借主を新たに追加することについて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、前回も回答したとおり、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行方針である。コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めてい必要があると思われる。	5080003	農林中央金庫	11	
z0300158	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大				(上記の続き) 中小企業以外の地方公共団体等へ借主の範囲を拡大することを求める要望についての検討も、中小企業に関する検討と並行して行ってきたところであるが、平成14年度に実施したニーズ調査では、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。しかし、法務省及び金融庁としては、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めつつ、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討は行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、こうした高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等の見極めやニーズの把握等に相当な期間を要することから、現時点では、検討の終了時期等については未定である。			(上記の続き) また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあるため、このようなおそれがある以上、いわゆる「金融対策法」等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考える。このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。	5080003	農林中央金庫	12			

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300158	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5080	5080003	農林中央金庫	11	コミットメントライン契約の特例適用を受ける借主対象先の拡大		コミットメントライン契約の手数料につき利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象先に資本の額が3億円を超える協同組合を追加する。	コミットメントライン契約について手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるのは、借主が「商法特例法第2条に規定する株式会社」資本の額が3億円を超える株式会社 証取法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社 特定債権等譲受業者 特定目的会社及び登録投資法人等である場合に限定されている。	借主を一定規模以上の者に限定する趣旨が経済的弱者の保護にあることを考慮しても一定の規模要件を満たす協同組合をその対象先に加えて差し支えないものとする。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁 法務省	
z0300158	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5080	5080003	農林中央金庫	12	(上記の続き) コミットメントライン契約の特例適用を受ける借主対象先の拡大						金融庁 法務省	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300158	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が「資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b	法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することの是非について、関係省庁とも連携をとりながら、既に、中小企業等に対するニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもお慎重な意見もある上、平成13年改正で範囲を拡大した中堅企業の利用状況も低調であったこと、利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息を含む)の上限利率等を定めているところ、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を大幅に緩和して経済的弱者である中小企業等をその対象とすれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という。)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「金融対策法」)の高金利の貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、			経済的弱者の保護という本規制の当初の趣旨は首肯できるものの、本件のような新たな金融サービスは需要創出型のサービスであり、言わば借主が利用して初めてその利便性を実感する類のものである。こうした観点から、要望者が挙げる借主を新たに追加することについて、改めて検討されたい。	b		法務省及び金融庁としては、前回も回答したとおり、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指摘であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にどの程度あるのかについては慎重に見極めてい必要があると思われる。	5143021	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300158	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大				(上記の続き) 中小企業以外の地方公共団体等へ借主の範囲を拡大することを求める要望についての検討も、中小企業に関する検討と並行して行ってきたところであるが、平成14年度に実施したニーズ調査では、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。しかし、法務省及び金融庁としては、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めつつ、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討を行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、こうした高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等の見極めやニーズの把握等に相当な期間を要することから、現時点では、検討の終了時期等については未定である。			(上記の続き) また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあるものであり、このようなおそれがある以上、いわゆる「金融対策法」の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的弱者である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するといった改正を行うことは相当ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非について、高金利貸付け問題対策の効果等の見極めやニーズの把握等を行いつつ、慎重に判断していく必要があるとしているものである。	5143021	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	12			
z0300159	資産流動化法の改正	資産の流動化に関する法律第5条 資産の流動化に関する法律施行規則第16条	特定資産が指名金銭債権等であり、発行する資産対応証券が特定短期社債又は特定約束手形のみである等の要件を満たせば、資産流動化計画において特定資産の取得価格、取得時期、譲渡人は未確定とすることが可能。 特定資産が均質かつ継続して発生する指名金銭債権若しくは有価証券等であって、一定の条件に基づいて抽出される場合であり、かつ、発行する資産対応証券が特定社債のみである等の要件を満たす場合には、資産流動化計画において特定資産の取得時期及び取得価格を未確定事項とすることが可能。	d	平成14年の内閣府令の改正等により、資産流動化計画の記載事項の弾力化のための措置を講じたところであり、要望内容については現行制度の範囲内で対応可能と考えられる。		貴庁の回答にある措置により、概ね要望が満たされてきているものと理解するが、要望元によれば、資産流動化法施行規則第16条第7号八に掲げる要件について、実際に発行される資産対応証券は担保が付されていない場合があるため、責任財産限定特約を付す場合、も含めることをなお求めるものである。この点について、改めて具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	-	-	一つの特定目的会社が特定資産を複数回取得し、それぞれを裏付けとして資金調達を行うスキームには、特定目的会社が取得した各特定資産が当該特定目的会社の内部で混同してしまうというリスクが存在する。集団投資スキームの担い手として、多数の投資家から資金を集める特定目的会社にとって、かかるリスクを排除し、投資家保護を図ることが最優先課題であるとの観点から、現段階にて、担保権としてその有効性が確立していない責任財産限定特約を、当該スキームを行うための要件として許容することは困難である。	5085013	オリックス株式会社	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300158	コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5143	5143021	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大		コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。		コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達の多様化が図られる。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁 法務省	
z0300158	(上記の続き) コミットメントライン契約法の借主の範囲の拡大	5143	5143021	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	12	(上記の続き) コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大						金融庁 法務省	
z0300159	資産流動化法の改正	5085	5085013	オリックス株式会社	11	資産流動化法の改正		同一特定目的会社での同種の追加資産購入およびそれに伴う特定社債の追加発行やABCPプログラムのような多数のCPを発行して多数の同種資産を購入する仕組みを可能とすべき。	特定目的会社を使った流動化スキームをより使い勝手の良いものとする。	現状の特定目的会社は、追加で資産購入する場合には資産流動化計画の変更が必要。変更にあたっては、利害関係人全てから事前の承諾が必要等、特定社債の追加発行、特定資産の追加購入などにあたって制限が厳しく、実質的には、特定社債や特定CPの複数発行は不可能となっているため。	資産流動化法第118条等	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300159	資産流動化法の改正	資産の流動化に関する法律第5条 資産の流動化に関する法律施行規則第16条	特定資産が指名金銭債権等であり、発行する資産対応証券が特定短期社債又は特定約束手形のみである等の要件を満たせば、資産流動化計画において特定資産の取得価格、取得時期、譲渡人は未確定とすることが可能。 特定資産が均質かつ継続して発生する指名金銭債権若しくは有価証券等であって、一定の条件に基づいて抽出される場合であり、かつ、発行する資産対応証券が特定社債のみである等の要件を満たす場合には、資産流動化計画において特定資産の取得時期及び取得価格を未確定事項とすることが可能。	d		平成14年の内閣府令の改正等により、資産流動化計画の記載事項の弾力化のための措置を講じたところであり、要望内容については現行制度の範囲内で対応可能と考えられる。		貴庁の回答にある措置により、概ね要望が満たされてきているものど理解するが、要望元によれば、資産流動化法施行規則第16条第7号八に掲げる要件について、実際に発行される資産対応証券は担保が付されていない場合があるため、責任財産限定特約を付す場合も含めることをなお求めるものである。この点について、改めて具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	-	-	一つの特定目的会社が特定資産を複数回取得し、それぞれを裏付けとして資金調達を行うスキームには、特定目的会社が取得した各特定資産が当該特定目的会社の内部で混同してしまうというリスクが存在する。集団投資スキームの担い手として、多数の投資家から資金を集める特定目的会社にとって、かかるリスクを排除し、投資家保護を図ることが最優先課題であるとの観点から、現段階にて、担保権としてその有効性が確立していない責任財産限定特約を、当該スキームを行うための要件として許容することは困難である。	5086013	社団法人リース事業協会	11
z0300160	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	資産の流動化に関する法律第150条の2	特定目的会社の取締役又は使用人が、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等を行うことは禁止されている。	b		特定目的会社は資産の流動化の促進のために、資本金制限や取締役会設置義務等の規制を緩和した特別の導管体であり、担保となる資産が取得されないままに証券が発行される詐欺的行為を防止する観点から、第三者による証券募集を義務づけている。特定目的会社の取締役等による募集等の解禁については、特定譲渡人による資産対応証券の募集等が認められている趣旨及び特定目的会社の役職員の活動実態や投資家保護という現行法の趣旨を踏まえて検討する。		回答では「検討する」とされているが、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討され、検討や結論のスケジュールとともに示されたい。	b	特定目的会社は資産の流動化の促進のために、資本金制限や取締役会設置義務等の規制を緩和した特別の導管体であり、担保となる資産が取得されないままに証券が発行される詐欺的行為を防止する観点から、第三者による証券募集を義務づけている。特定目的会社の取締役等による募集等の解禁については、特定譲渡人による資産対応証券の募集等が認められている趣旨及び特定目的会社の役職員の活動実態や投資家保護という現行法の趣旨を踏まえて検討する。	5032002	社団法人不動産証券化協会	11	
z0300161	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外の明確化	信託法第58条 資産の流動化に関する法律第31条の2	・信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。	b		信託法第58条及び特定持分信託制度の趣旨並びに信託法改正の動向を踏まえて検討する。		回答では、信託法第58条及び特定持分信託制度の趣旨並びに信託法改正の動向を踏まえて検討するとともに、結論を得る時期について改めて検討されたい。	b	法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。	5032003	社団法人不動産証券化協会	11	
z0300162	特定目的会社の借入先制限の緩和	資産の流動化に関する法律第150条の6 資産の流動化に関する法律施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。	b		貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行い、平成16年度までに結論を出すこととする。		回答では、平成16年度までに結論を出すこととする」とされているが、資産流動化の促進のための制度整備の観点から、平成16年度早期の結論及び平成16年度中の実施の可否について改めて検討の上、具体的な理由とともに示されたい。	b	貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行い、平成16年度までに結論を出すこととする。	5021176	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0300163	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	資産の流動化に関する法律第150条の2	特定目的会社の取締役又は使用人が、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等を行うことは禁止されている。	b		特定目的会社は資産の流動化の促進のために、資本金制限や取締役会設置義務等の規制を緩和した特別の導管体であり、担保となる資産が取得されないままに証券が発行される詐欺的行為を防止する観点から、第三者による証券募集を義務づけている。特定目的会社の取締役等による募集等の解禁については、特定譲渡人による資産対応証券の募集等が認められている趣旨及び特定目的会社の役職員の活動実態や投資家保護という現行法の趣旨を踏まえて検討する。		回答では、平成16年度までに結論を出すこととする」とされているが、資産流動化の促進のための制度整備の観点から、平成16年度早期の結論及び平成16年度中の実施の可否について改めて検討の上、具体的な理由とともに示されたい。	b	特定目的会社は資産の流動化の促進のために、資本金制限や取締役会設置義務等の規制を緩和した特別の導管体であり、担保となる資産が取得されないままに証券が発行される詐欺的行為を防止する観点から、第三者による証券募集を義務づけている。特定目的会社の取締役等による募集等の解禁については、特定譲渡人による資産対応証券の募集等が認められている趣旨及び特定目的会社の役職員の活動実態や投資家保護という現行法の趣旨を踏まえて検討する。	5021177	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300159	資産流動化法の改正	5086	5086013	社団法人リース事業協会	11	資産流動化法の改正		同一特定目的会社での同種の追加資産購入およびそれに伴う特定社債の追加発行やABCPプログラムのような多数のCPを発行して多数の同種資産を購入する仕組みを可能とすべき。	特定目的会社を使った流動化スキームをより使い勝手の良いものとする。	現状の特定目的会社は、追加で資産購入する場合には資産流動化計画の変更が必要。変更にあたっては、利害関係人全てから事前の承諾が必要等、特定社債の追加発行、特定資産の追加購入などにあたって制限が厳しく、実質的には、特定社債や特定CPの複数発行は不可能となっているため。	資産流動化法第118条等	金融庁	
z0300160	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	5032	5032002	社団法人不動産証券化協会	11	資産対応証券の募集取扱要件の緩和		資産対応証券の発行時に、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集等の取扱いを行わない場合、特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の募集等を行えるようにする。		規制の現状としては、特定目的会社の資産対応証券は、証券取引法上の有価証券とされており、その募集等の取扱は、証券業者又は特定資産の譲渡人のみが行えることになっている。しかし、特定資産の譲渡人は証券化事業者組成者ではない場合が多く、実際の取引上、資産対応証券の募集を行えない。よって本要望の実現により、流動化事業の効率化及びコスト削減に資する。	資産の流動化に関する法律第150条の2	金融庁	
z0300161	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外の明確化	5032	5032003	社団法人不動産証券化協会	11	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外の明確化		資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを法文上明らかにするか、あるいは、当局の解釈を一般に対して明確化する。		現状の規制について、特定持分信託は、その制度主旨上当然の要請として、信託契約は解除できないものとするのが求められ、法文上も委託者又は受益者が、信託期間中に解除を行わないことと条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、信託法第58条の適用があるかどうか明らかでなく、制度主旨が十分に活かされていない。そのため実務上は、信託法第58条の適用回避のため、わざわざ受益者を複数にしているものも多い。こういったスキームの複雑さを回避するため。	資産の流動化に関する法律第31条の2	金融庁	
z0300162	特定目的会社の借入先制限の緩和	5021	5021176	社団法人日本経済団体連合会	11	特定目的会社の借入先制限の緩和		特定目的会社の借入先に、貸金業者を追加すべきである。		各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)、「2003年5月」においては、貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行うとされている。特定目的会社への貸付を貸金業者に拡大することにより、貸金業者の事業機会を拡大し、特定目的会社の資金調達を選択肢を拡大することができる。これには十分なニーズがあり、資産流動化の促進にも資するため、早急に具体的措置を実現すべきである。	資産の流動化に関する法律第150条の6 同法施行規則第41条	金融庁	特定目的会社の借入先は、銀行および適格機関投資家に制限されている。
z0300163	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	5021	5021177	社団法人日本経済団体連合会	11	資産対応証券の募集取扱要件の緩和【新規】		資産対応証券の発行時に、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集等の取扱いを行わない場合、特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の募集等を行えるようにすべきである。		流動化事業の効率化及びコスト削減に資する。	資産の流動化に関する法律第150条の2	金融庁	特定目的会社の資産対応証券は、証券取引法上の有価証券とされており、資産対応証券の募集等の取扱いは、証券業者又は特定資産の譲渡人が行うことができる。しかし、特定資産の譲渡人が、証券化事業者組成者ではない場合が多く、実際の取引上、資産対応証券の募集を行うことが少ない。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300164	特定目的会社による特定目的借入れの借入先の拡大	資産の流動化に関する法律第150条の6 資産の流動化に関する法律施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。	b		W-SPC方式のニーズについて調査を行った上で、導管体として様々な特例が設けられている趣旨との整合性の観点も踏まえて検討する。		検討スケジュール (結論時期) について、具体的に示されたい。	b		W-SPC方式のニーズについて調査を行った上で、導管体として様々な特例が設けられている趣旨との整合性の観点も踏まえて検討する。	5026016	都銀懇話会	11
z0300165	不動産特定共同事業契約成立前の書面交付時の説明手段の簡素化	不動産特定共同事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	c		不動産特定共同事業法の契約成立前における契約内容説明義務に関して、その具体的な態様については、消費者保護やトラブル防止の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう平成15年度中に所要の通知を発する予定である。 なお、書面の交付のみで説明を行ったものとみなすことについては、消費者保護やトラブル防止の観点から困難である。						5021093	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300165	不動産特定共同事業契約成立前の書面交付時の説明手段の簡素化	不動産特定共同事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	c		不動産特定共同事業法の契約成立前における契約内容説明義務に関して、その具体的な態様については、消費者保護やトラブル防止の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう平成15年度中に所要の通知を発する予定である。 なお、書面の交付のみで説明を行ったものとみなすことについては、消費者保護やトラブル防止の観点から困難である。						5032001	社団法人不動産証券化協会	11
z0300166	信用リスク検査マニュアルにおける未公開株式の分類基準の緩和		検査マニュアルは、現行の会計ルールに準拠して作成された検査官用の手引書であり、独自の会計ルールを定めるものではない。 本件については、金融商品会計に関する実務指針において、会社の超過収益力や経営権等を実質価額の評価に反映させる場合もある旨の規定があり、すでに所要の措置は講じられている。 いずれにせよ、金融機関の投資判断は金融機関の自己責任により行われるものであり、マニュアルの記載が銀行の投資を制限するものではない。	d	-	(制度の現状参照)		制度の現状にあるように、検査マニュアルは会計ルールを定めるものではないとしても、検査官用の手引書としてこれに則った検査が実施される以上、金融機関の実態的な行動としては検査マニュアルを意識したものとならざるを得ないことから、要望の趣旨を踏まえ、実務指針の考え方をより明示的に位置づける等、信用リスク検査マニュアルにおける未公開株式の分類基準を緩和することについて、改めて検討の上、見解を示されたい。	d		検査マニュアルは、現行の会計ルールに準拠して作成された検査官用の手引書であるとの上述の位置づけに鑑みると、会計ルールの変更等を定めることは不可能。 本件については、金融商品会計に関する実務指針において、会社の超過収益力や経営権等を実質価額の評価に反映させる場合もある旨の規定があり、これらをマニュアルには含んでおりすでに所要の措置は講じられている。 いずれにせよ、金融機関の投資判断は金融機関の自己責任により行われるものであり、マニュアルの記載が銀行の投資を制限するものではない。	5116005	中間法人	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300164	特定目的会社による特定目的借入れの借入先の拡大	5026	5026016	都銀懇話会	11	特定目的会社による特定目的借入れの借入先の拡大		特定目的会社による特定目的借入れの借入先として、特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人を加える		証券化手法の進展に伴い、資産を譲り受けた特別目的会社が直接証券を発行する形態のみならず、資産を譲り受けた法人に対して供与した貸出金を複数束ねて特別目的会社に譲渡し、当該特別目的会社が当該複数の貸出金を裏付資産として証券を発行する例が増えている(CMBS(商業用モーゲージ担保証券)など。以下「W-SPC方式」という)。ところが、特定目的会社が資産を譲り受ける形態での証券化の場合、特定目的借入れの借入先が銀行及び適格機関投資家に限られているため、上記のようなW-SPC方式での証券化を行うのに障害がある。W-SPC方式は、小規模資産の流動化を行うのに適した方式であり、中堅・中小企業向け金融の一手法とすることができる	資産の流動化に関する法律第150条の6、同法施行規則第41条	金融庁	
z0300165	不動産特定共同事業契約成立前の書面交付時の説明手段の簡素化	5021	5021093	社団法人日本経済団体連合会	11	不動産特定共同事業契約成立前の書面交付時の説明手段の簡素化【新規】		不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付時の説明については、説明書面を開示し必要に応じて質問を受け付けることでもって「説明」とみなすなど、説明手段の簡素化・明確化を図るべきである。なお本件については政府も「規制改革集中受付月間への対応方針」においてビデオ・DVD等の電子機器の活用を可能とする方向で検討中としているが、これらが説明手段の簡素化に資するよう措置すべきである。		説明書面の開示のみで内容が理解できる場合が多く対面説明を煩わしいと感じている投資家が多い。そのため、遠隔地の投資家や投資家の属性等によっては対面説明ではなく別途説明書面の開示によって説明した方が、契約当事者双方にとってメリットがあると考えられる。不明な点があった場合は補足の説明をし、内容を確認できた旨の確認書を受けることで実質的かつ効率的に目的を達成できる。	不動産特定事業法24条	金融庁 国土交通省	不動産特定共同事業法24条は、契約前に契約内容および履行に関する事項について書面を交付して説明をしなければならないと定める。この説明については、説明手段が不明確であるため、遠隔地の顧客についても、説明手段の確実性のために対面説明を行っている。
z0300165	不動産特定共同事業契約成立前の書面交付時の説明手段の簡素化	5032	5032001	社団法人不動産証券化協会	11	不動産特定共同事業契約成立前の書面交付時の説明手段の簡素化		不動産特定共同事業契約の成立前の書面交付時の説明については、説明書面を開示し、必要に応じて質問を受け付けることでもって「説明」とみなすなど、説明手段の簡素化・明確化を図るべきである。なお本件については政府において、ビデオ・DVD等の電子機器の活用を可能とする方向で検討中とのことであるが、これらが説明手段の簡素化に資するよう措置すべきである。		規制の現状としては、事業法24条で、契約前の書面交付が義務付けられているが、この説明手段が不明確なため、遠隔地の顧客にも対面説明を行っている。実際は、説明書面の開示のみで理解できる場合が多く対面説明を煩わしいと感じている投資家も多い。そのため、遠隔地の投資家や投資家の属性等によっては対面説明ではなく別途説明書面の開示による説明の方が、契約当事者双方にとってメリットがあると考えられる。不明な点があった場合は補足説明をし、内容を確認できた旨の確認書を受けることで目的を達成できる。	不動産特定共同事業法第24条	金融庁 国土交通省	
z0300166	信用リスク検査マニュアルにおける未公開株式の分類基準の緩和	5116	5116005	中間法人	11	信用リスク検査マニュアルにおける未公開株式の分類基準の緩和		VCが投資していることでベンチャー企業と認められる先については、他の未公開株式と同様の形式基準で分類基準を決めるのではなく、将来性の評価も織り込むことが望ましい。		信用リスク検査マニュアルでは、未公開株の分類基準は、帳簿価格と実質価格(1株あたり自己資本)の差で見ると、先行投資により当初段階で損が先行するベンチャー企業について、銀行などが投資した場合、即、分類債権となる可能性が高いため、実質的には投資困難な状況にあり、ベンチャー企業に対する資金の出し手を制限するものとなっている。	金融再生法7条 (金融庁検査の根拠法)	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300167	金融再生法第53条に基づく買取対象の拡大	金融再生法第 53条	健全金融機関、農林中央金庫、農業協同組合連合会、水産業協同組合連合会、産業再生機構から資産の買取りの申込み又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合に、預金保険機構の委託を受けた整理回収機構が資産の買取りを行う。	c	-	金融再生法第53条に基づく買取対象の拡大については、 本制度は、立法時(H10年)に、金融機関の債権買取りを行う企業が少なく、金融機関の債権売却先を充実させるため、民業の補完として創設された。近年では、債権買取りを行う企業が増加していることから、本制度の債権買取対象者を拡大すると、民間サービス等の事業を圧迫するおそれがあること 預金保険機構は整理回収機構の資産買取りに要する資金を政府保証を付して調達しており、譲受けた資産について損失が発生すると、国民負担につながる可能性があること 金融機関が設立した子会社へ債権を譲渡する際に、整理回収機構への譲渡を選択することが可能であることから措置困難である。	要望内容は、公的部門における事業を拡大するものであり、規制改革の推進に関する第1次答申(平成13年12月11日)における「民間でできることはできるだけ民間に委ねる」との基本原則、及び「同第2次答申(平成14年12月12日)」における「民間でできるものは官は行わない」という基本に相反するものと考えられる。	事業再生を目的に会社分割により銀行から分割した債権については、元来、銀行の債権であり、買取対象を拡大したとしても整理回収機構の業務の実質的な拡大にはつながらない」としているが、元来、銀行の債権」であっても民間サービス等に譲渡した貸出金は金融再生法53条買取りの対象にはなっていない。よって、会社分割等により設立した子会社からの買取りを認めることは、民間サービス等からの買取りを認めないこととの整合性が図れない。 したがって、仮に金融機関が会社分割等により設立した子会社からの買取のみを認める場合、会社分割等により子会社を設立した金融機関とそれ以外の金融機関の間で公平が保てなくなる。 一方、仮に、会社分割等により設立した子会社に限らず、民間サービス等の債権も含め「元来、銀行の債権」すべてを金融再生法53条買取りの対象とすることすれば、これは整理回収機構の業務の拡大に他ならず民業圧迫につながるものといわざるを得ない。よって、本件要望は措置困難である。 なお、金融機関が民間サービス等を活用するか、整理回収機構を活用するか、会社分割等により設立した子会社と活用するかはあくまでも金融機関の経営判断の問題であり、「必ずしも子会社設立の時点で整理回収機構への売却が妥当かどうかは判断し得ないことをもって、子会社からの買取りを認めることは適当ではない。	c	-	5026021	都銀懇話会	11	
z0300172	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法 1条、2条	出資法第1条は、何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払い戻しとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちを示して、出資金の受入れをしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く、何人も業として預り金をしてはならない」としている。 また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	c	-	第1条関係 出資金とは、出資元本が必ずしも保証されないことを本質とするものである。これに対し、あたかも出資金全額の払戻しが保証されている安全な利殖手段であるかのような誤解を与えて出資を募ることは、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることとなるため、これを禁止することが必要である。 第2条関係 預り金とは、主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものである。他の法律に特別の規定のある者については、一般大衆の財産の保護等の観点に基づく所要の行為規制や当局の監督権限が及ぶこととなるが、それ以外の者が預り金を受け入れる場合には、安全な保管方法であると誤信した一般大衆が不測の損害を被る可能性が高くこれを禁止することが必要である。 また、預り金の定義についても、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。	回答では、出資法第1条・2条は、詐欺的金融犯罪の取締りに大きな役割を果たしていることを根拠に、対応不可とされているが、 要望は、悪徳業者については、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取り締まるという代替措置を創設することにより実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」が全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定がある者については預り金を受け入れることができる。従って、現状以外の新たな措置は不要と考える。 また、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。	c	-	5085010	オリックス株式会社	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300167	金融再生法第53条に基づく買取対象の拡大	5026	5026021	都銀懇話会	11	金融再生法第53条に基づく買取対象の拡大		金融再生法第53条の買取対象に預金保険法第2条にて定められた金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権、及び当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権を加える		金融機関は、政府の緊急経済対策等により示された方針等を踏まえ、企業再生、不良債権のオフバランス化等による資産の早期健全化に取り組んでいるところである。オフバランス化のツールについても、政府による倒産法制の整備・RCCの機能拡充・産業再生機能の設置、私的整理ガイドラインの取り纏め、民間不良債権ファンドやサービスといった処理の担い手の拡大により充実しつつあるが、RCCの買取対象が銀行本体の資産に限られており、会社分割等による子会社を活用した企業再生や不良債権処理促進の阻害要因となりかねない。	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条第1項第1号	金融庁	
z0300172	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5085	5085010	オリックス株式会社	11	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備		出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。< * 1 >  【参考】1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)「東大・神田教授意見発表資料」 「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。	例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。 ・エスクロー事業(当事者の取引のクロージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの) < * 2 >	1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないか。 2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問ある。 < * 3 > ・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。 ・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。	出資法1条、2条	金融庁 法務省 警察庁	< * 1 >出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから分離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。 < * 2 >エスクロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。 < * 3 >例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300172	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1条、2条	出資法第1条は、何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払い戻しとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちを示して、出資金の受入れをしてはならないものとし、第2条は業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く、何人も業として預り金をしてはならないものとしている。 また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	c	-	第1条関係 出資金とは、出資元本が必ずしも保証されないことを本質とするものである。これに対し、あたかも出資金全額の払戻しが保証されている安全な利殖手段であるかのような誤解を与えて出資を募ることは、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることとなるため、これを禁止することが必要である。 第2条関係 預り金とは、主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものである。他の法律に特別の規定のある者については、一般大衆の財産の保護等の観点に基づき所要の行為規制や当局の監督権限が及ぶこととなるが、それ以外の者が預り金を受け入れる場合には、安全な保管方法であると誤信した一般大衆が不測の損害を被る可能性が高くこれを禁止することが必要である。 また、預り金の定義についても、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。		回答では、出資法第1条・2条は、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしていることを根拠に、対応不可とされているが、 要望は、悪徳業者については、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取り締まるという代替措置を創設することにより実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」が全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定ある者については預り金を受け入れることができる。従って、現状以外の新たな措置は不要と考える。 また、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。	5086010	社団法人リー入事業協会	11
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	確定拠出年金法第89条、第92条第1項、第100条第7号 確定拠出年金運用管理機関に関する命令第10条第1号	・運営管理機関の登録申請手続きには、役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類の添付が必要であり、また、登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。 ・営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c	-	・運営管理機関の登録申請手続きの簡素化(添付書類の削減)及び、変更届出期間の延長については、適正な運営の監督を担保する観点から、また、営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		要望者は、営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務が阻害されているため加入者の利益が損なわれているとされており、運営管理業務の中立性を確保する方策として、営業職員による事務の兼務を認めないという取り扱いとは異なる方策を検討することの可否について、その理由も含めて明らかにされたい。	c	-	加入者の利益を考慮して、利益相反行為が行われないように、兼業禁止を原則としており、変更することはできない。なお、営業職員が顧客の求めに応じ一般的な説明を行うこと等は認めているところである。	5001014	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	確定拠出年金法第89条、第92条第1項、第100条第7号 確定拠出年金運用管理機関に関する命令第10条第1号	・運営管理機関の登録申請手続きには、役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類の添付が必要であり、また、登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。 ・営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c	-	・運営管理機関の登録申請手続きの簡素化(添付書類の削減)及び、変更届出期間の延長については、適正な運営の監督を担保する観点から、また、営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		要望者は、加入者保護の観点から考慮しても、非常勤役員の変更、資本金額の小額変更等の軽微な事項の変更について、変更の「都度」届け出をする必要はないと主張しており、これらの軽微な事項の変更について変更の「都度」届出がない場合に、適正な運営の監督を担保するうえで如何なる障害が生じ得るのか、具体的に回答いただきたい。	c	-	確定拠出年金運用管理機関の登録内容については、加入者等が閲覧できることとしており、加入者の権利保護が図れない虞があることから、遅滞なく処理を行う必要がある。	5001017	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	確定拠出年金法第89条、第92条第1項、第100条第7号 確定拠出年金運用管理機関に関する命令第10条第1号	・運営管理機関の登録申請手続きには、役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類の添付が必要であり、また、登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。 ・営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c	-	・運営管理機関の登録申請手続きの簡素化(添付書類の削減)及び、変更届出期間の延長については、適正な運営の監督を担保する観点から、また、営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		運営管理業務の中立性を確保する方策として、営業職員による事務の兼務を認めないという取り扱いとは異なる方策を検討することの可否について、その理由も含めて明らかにされたい。	c	-	加入者の利益を考慮して、利益相反行為が行われないように、兼業禁止を原則としており、変更することはできない。なお、営業職員が顧客の求めに応じ一般的な説明を行うこと等は認めているところである。	5010009	社団法人第二地方銀行協会	11
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	確定拠出年金法第89条、第92条第1項、第100条第7号 確定拠出年金運用管理機関に関する命令第10条第1号	・運営管理機関の登録申請手続きには、役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類の添付が必要であり、また、登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。 ・営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c	-	・運営管理機関の登録申請手続きの簡素化(添付書類の削減)及び、変更届出期間の延長については、適正な運営の監督を担保する観点から、また、営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		適正な運営の監督を担保する上で、全ての役員の住民票の抄本等が必要とされる具体的な理由を明らかにされたい。	c	-	確定拠出年金運用管理機関の登録内容については、加入者等が閲覧できることとしているが、変更事項の確認が遅滞することは、利用者保護を目的とした監督事務の適切な実施に支障が生じ、加入者の権利保護が図れなくなる虞があることから、住民票により住所等の確認を行う必要がある。	5010016	社団法人第二地方銀行協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300172	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5086	5086010	社団法人リース事業協会	11	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備		<p>出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。&lt;*1&gt;</p> <p>【参考】1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)「東大・神田教授意見発表資料」いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある。)</p>	<p>例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。 ・エスクロー事業(当事者の取引のクロージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)&lt;*2&gt;</p>	<p>1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないか 2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問ある。&lt;*3&gt; 戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。 「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう引き続き制度整備の努力をしていく必要がある。</p>	出資法1条、2条	金融庁 法務省 警察庁	<p>&lt;*1&gt;出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。 &lt;*2&gt;エスクロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触すると解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。 &lt;*3&gt;例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。</p>
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	5001	5001014	社団法人全国信用組合中央協会	11	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止の撤廃		<p>営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。</p>		<p>営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務が禁止されているため、加入者の利益が阻害されている。</p>	確定拠出年金法第100条第7号、確定拠出年金運営管理機関に関する令第10条第1号	厚生労働省 金融庁	
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	5001	5001017	社団法人全国信用組合中央協会	11	運営管理機関登録に係る変更届提出対象事項の緩和		<p>軽微な変更事項については、年1回等の変更届提出とする。</p>		<p>変更届出書提出対象事項の変更有無の管理事務負担が大きい。企業または加入者等の運営管理機関の選定等に及ぼす影響が少ないと認められる事項(非常勤役員の変更、資本金額の小額変更等)については、加入者保護の観点から、変更の都度届け出る必要性は低いと考えられるため。</p>	確定拠出年金法第92条第1項	厚生労働省 金融庁	
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	5010	5010009	社団法人第二地方銀行協会	11	確定拠出年金における営業職員に係る運用関連業務の兼務禁止ルールの緩和		<p>運用関連業務のうち、情報提供業務については兼務禁止の対象外とする。</p>		<p>確定拠出年金の概要および各運用商品の説明から販売事務までを行うことができれば、営業職員の効率的な活動が可能となる。これにより確定拠出年金の加入者がより増加し、制度もより広まることが期待できる。</p>	定拠出年金運営管理機関に関する令第10条第1号	厚生労働省 金融庁	
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	5010	5010016	社団法人第二地方銀行協会	11	確定拠出年金運営管理機関登録申請の簡素化		<p>登録申請手続における「役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類」の添付を廃止する。</p>		<p>確定拠出年金運営管理機関の登録・変更の事務処理の簡素化・迅速化が実現する。</p>	確定拠出年金法第89条、第92条 確定拠出年金運営管理機関に関する令第3条、第5条	厚生労働省 金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	確定拠出年金法第89条、第92条第1項、第100条第7号 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	・運営管理機関の登録申請手続きには、従業員の住民票の抄本又はこれに代わる書類の添付が必要であり、また、登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。 ・営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c	-	運営管理機関の登録申請手続の簡素化(添付書類の削減)及び、変更届出期間の延長については、適正な運営の監督を担保する観点から、また、営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		要望者は、営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務が阻害されているため加入者の利益が損なわれているとしており、運営管理業務の中立性を確保する方策として、営業職員による事務の兼務を認めないという取り扱いとは異なる方策を検討することの可否について、その理由も含めて明らかにされたい。	c	-	加入者の利益を考慮して、利益相反行為が行われないように、兼業禁止を原則としているところであり、変更することはできない。なお、営業職員が顧客の求めに応じ一般的な説明を行うこと等は認めているところである。	5030008	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	確定拠出年金法第89条、第92条第1項、第100条第7号 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	・運営管理機関の登録申請手続きには、従業員の住民票の抄本又はこれに代わる書類の添付が必要であり、また、登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。 ・営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c	-	運営管理機関の登録申請手続の簡素化(添付書類の削減)及び、変更届出期間の延長については、適正な運営の監督を担保する観点から、また、営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		全役員について、氏名、住所等の変更の届度、届出がない場合に、適正な運営の監督を担保するうえで如何なる障害が生じ得るのか、具体的に回答いただきたい。	c	-	確定拠出年金運営管理機関の登録内容については、加入者等が閲覧できることとしており、加入者の権利保護が図れない虞があることから、遅滞なく処理を行う必要がある。なお、変更事項が生じない限り、届出は不要であり、定期的である必要がない。	5030017	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	確定拠出年金法第89条、第92条第1項、第100条第7号 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	・運営管理機関の登録申請手続きには、従業員の住民票の抄本又はこれに代わる書類の添付が必要であり、また、登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。 ・営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c	-	運営管理機関の登録申請手続の簡素化(添付書類の削減)及び、変更届出期間の延長については、適正な運営の監督を担保する観点から、また、営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		運営管理業務の中立性を確保する方策として、営業職員による事務の兼務を認めないという取り扱いとは異なる方策を検討することの可否について、その理由も含めて明らかにされたい。	c	-	加入者の利益を考慮して、利益相反行為が行われないように、兼業禁止を原則としているところであり、変更することはできない。なお、営業職員が顧客の求めに応じ一般的な説明を行うこと等は認めているところである。	5143040	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300174	税理士資格付与条件の見直し、及び税理士の紛争処理手段への参入拡大	税理士法第7条、第8条	税理士試験において、5科目の試験科目に一度に合格する方法の他に、次のような試験科目の免除規定がある。 試験科目の一部に合格した者に対しては、その申請により、その後に行われる試験において当該科目の試験を免除 一定の学識や職歴により試験科目の一部を免除 一定の職業・事務への従事経験を有し、国税審議会が指定した高度な研修を修了した者に対して試験科目の一部を免除	-	-		税理士試験、税理士資格付与条件については、財務省・国税庁の回答をご覧ください。					5150054	株式会社東京リーガルマインド	11
z0300175	金融分野での規制・監督に関する透明性の改善	該当法令なし	現在、自主規制機関である証券取引所、日本証券業協会においては、市場運営に関する定款等諸規則の制定又は改廃に際してはすべてパブリックコメントを実施し、その検討結果を公表している。金融先物取引所および金融先物取引業協会においては、パブリックコメント手続きは実施していない。 日本証券業協会、証券取引所、金融先物取引所のいずれにおいても、自主規制機関における規則、統計表等の文書は、各機関窓口において直接入手することができ、またホームページ上からのダウンロードでも、入手可能となっている。	a	e							5071067	米国	11
z0300175	金融分野での規制・監督に関する透明性の改善	該当法令なし	明確な制度はないが、例えば金融審議会においては、各業界から有識者を招くなど、専門的な意見を幅広く取り入れている。	e	-							5071068	米国	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	5030	5030008	社団法人全国地方銀行協会	11	運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールの廃止		確定拠出年金制度について運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールを廃止する。		自行が運営管理機関である場合、提示商品の内容に関する加入者からの照会に対応できず、加入者に不信感を抱かせることに繋がりがかねない。本規制が撤廃されれば、確定拠出年金制度の概要や各運用商品に関する説明から販売事務まで、一担当が一貫して取り扱うことが可能となり、顧客利便の向上にも資する。加えて、大手金融機関に比して人的余力に乏しい地域金融機関においては、より柔軟な組織運営・業務展開が可能となり、確定拠出年金制度のさらなる普及に寄与できると考えられる。	確定拠出年金法 第100条第7号、確定拠出年金運営管理機関に関する命令 第10条第1号	厚生労働省 金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	5030	5030017	社団法人全国地方銀行協会	11	確定拠出年金制度における運営管理機関登録事項の変更に係る期限の緩和		運営管理機関の登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に届け出なければならないとの期間制限を緩和する。		変更時より2週間以内に届け出るとは時間的にタイトな場合もあるため、本期間制限を緩和(例えば、変更の都度届け出を行うのではなく、定期的に年1~2回の基準日時点における情報を届け出れば可とする等)すべきである。現状、役員の名簿及び住所等、頻繁に変更が生じ得る事項については、とりわけ登録事項を管理する事務負担が大きくなっている。	確定拠出年金法 第89条、第92条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令 第2条、第3条	厚生労働省 金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0300173	確定拠出年金制度の見直し	5143	5143040	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和		金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうちの運用関連業務の兼務禁止を緩和する。また、兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。		信用金庫において、金融商品の販売等の営業を行っている営業担当者に対して運用関連業務を兼任させることができる。これにより、運用関連業務の実施担当者数の増大を図ることができ、確定拠出年金のさらなる普及につながることを期待できる。	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省 金融庁	
z0300174	税理士資格付与条件の見直し及び税理士の紛争処理手段への参入拡大	5150	5150054	株式会社東京リーガルマインド	11	税理士制度改革		税理士資格の付与条件について、見直しを求めます。 税理士の紛争処理手段への参入拡大を認めることを求めます	税理士と公認会計士の業務内容の近接性に鑑み、将来の統合を見据えて資格の付与要件(試験科目の免除等)を見直すことを求めます。 税理士に、訴訟代理人となることを認めるとともに、税務を専門に取り扱う裁判所の設置を求めます。	税理士が、その能力を活かして、コンサルティングや地方自治体の外部監査についてより活躍の場を広げ、新規創業を支援すると共に、地方自治の拡充を支援すべきと考えます。 税務上の紛争が多発する現状において、迅速な紛争解決を図るべきと考えます	税理士法 1条・2条・3条 7条・8条 地方自治法 252条の28第2項・	財務省 金融庁 法務省	添付資料 1 はじめに~不動産鑑定士試験改革の必要性 2 不動産鑑定士試験改革の内容 3 規制改革対象法令
z0300175	金融分野での規制 監督に関する透明性の改善	5071	5071067	米国	11	金融分野での規制 監督に関する透明性の改善		金融分野での規制 監督に関する慣行の透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 自主規制や投資家保護など公共政策的な役割を担う業界団体の運営と意思決定は、透明かつ開かれた方法で行われるべきである。具体的には、米国は以下の提言を行う。 1) 業界団体による規則性提案すべてにパブリック・コメント手続を取り入れるべきである。業界団体の会員規則の最終的な取りまとめに際しては、一般から受け取ったコメントを真剣に検討すべきである。 2) 規制、監督基準、指針、運営規則 手続、市場調査、その他の統計表を含む文書類は、一般の人々が適正な制作 複製費用で、文書の形で入手できるようにすべきである。				金融庁	
z0300175	金融分野での規制 監督に関する透明性の改善	5071	5071068	米国	11	金融分野での規制 監督に関する透明性の改善		金融分野での規制 監督に関する慣行の透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 自主規制機関を補うため、日本の金融当局が、会員企業の見解や専門的意見を全面的に代表するために設置された民間の金融業界団体を支援し、協力することを米国は要望する。				金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300176	金融サービスに係る個別措置の早期実施(基準の明確化、簡素化)	投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則第57条	投資信託の運用報告書については、投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則第57条において記載事項を定めている。	c e	-	投資顧問と投資信託の見直し。投資信託は、不特定多数の投資家から資金を集め、有価証券や不動産などあらかじめ定められた投資対象に投資を行うレディーメイド的な集団投資スキームであるのに対し、投資一任は、個別の投資家との相対契約により当該顧客等の運用方針等のニーズをきめ細かく把握して、有価証券で運用を行うオーダーメイド的な資産運用スキームである。現行の投資信託法や投資顧問業法においては、このような両者の相違点を踏まえた別個の規制が行われているところであるが、可能な範囲で統一する方針であり、今回投資顧問法における利害関係人を投信法の利害関係人と同様のものとするため、政令案においてパブリックコメントを行っているところ。 パフォーマンス開示。投資信託のパフォーマンス計算方法や開示方式の規則については、主として投資信託委託業者の自主規制機関である投資信託協会の規則において定められており、平成15年4月に協会ルールの「ディスクロージャーに関する事項」を改正したところ。 MMF。MMFの商品設計については、投資信託委託業者の自主規制機関である投資信託協会がルールを定めているところ。					5071063	米国	11	
z0300177	金融分野での規制 監督に関する透明性の改善	平成13年3月27日付閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則	民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、その事業や取引を行うことが、当庁所管の法律及びこれに基づく政府令において無許可営業等にならないかどうか等につき、細則に規定される事項を記載した照会書を提出することにより、照会を行うことができる。当庁が照会を受けた事項については、原則として、照会書を受領してから30日以内に、書面により回答を行うこととし、原則として、照会書を受領してから30日以内に、書面により回答を行う。	d		当庁としては、今後も照会事案について、誠実かつ的確に対応することにより、当制度の効用を周知し活用を促進していきたい。	米国政府は、「透明性及びその他の政府慣行」において、ノーアクションレター制度が活用されていない原因として、3つの理由をあげている。しかしながら、当庁において、照会のあつた事案につき、理由なく申請書の受領を拒絶したり、取下げを強いたりといった行為は行っており、ここに指摘されているような事実はないと考えている。					5071069	米国	11
z0300178	金融分野での規制 監督に関する透明性の改善	平成11年 3月23日付閣議決定(規制の設定又は改廃に係る意見提出手続)	規制の設定又は改廃に当たり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見、情報を考慮して意思決定を行う手続(いわゆるパブリック・コメント手続)を実施。	-	-	規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見等を把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図ることが必要であると考え。このような観点から、規制の設定又は改廃に当たり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見、情報を考慮して意思決定を行う手続(いわゆるパブリック・コメント手続)を、金融庁は実施しており、今後も同手続を推進してまいり所存である。					5071070	米国	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300176	金融サービスに係る個別措置の早期実施 (基準の明確化、簡素化)	5071	5071063	米国	11	金融サービスに係る個別措置の早期実施 (基準の明確化、簡素化)		米国は、以下の分野における規制改革が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 投資顧問や投資信託管理活動を規定する規則の枠組みを見直し、不整合や重複を排除する。 グローバル・ベストプラクティスに基づいた基準を設定することにより、投資信託パフォーマンスの開示ルールを強化する。 MMF(マネー・マネジメント・ファンド)の時価評価、組み入れ資産の償還期間、格付け、および組み入れ資産の分散化などのルールをさらに改善する。				金融庁	
z0300177	金融分野での規制・監督に関する透明性の改善	5071	5071069	米国	11	金融分野での規制・監督に関する透明性の改善		金融分野での規制・監督に関する慣行の透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 導入されているノーアクションレター制度は限定的であり、広範には利用されていない。そのような状況で、ノーアクションレター制度は、革新的な商品等に対する規制障壁を緩和したり、日本金融市場の効率改善には十分寄与していない。ノーアクションレター制度を金融サービス部門の規制の透明性を促進するための効果的な手段にするために、本要望書の「透明性およびその他の政府慣行」でも推奨されている方策も含めて、必要な方策を日本政府が取ることを米国は要望する。				金融庁	
z0300178	金融分野での規制・監督に関する透明性の改善	5071	5071070	米国	11	金融分野での規制・監督に関する透明性の改善		金融分野での規制・監督に関する慣行の透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 金融庁が新しい金融規則が採択されたり、実施されたりする際のよりどころとなっている方法は、透明性が不十分であり、焦点は限定的となっている。(その方法では、選ばれた金融企業のみが、時折相談を受けるのみである。)この方法を、既存および新しい規則やガイドラインと関連させ、行政手続法の下で、聴聞も含めた公式の金融庁規則決定手続を採択するよう求める提言を、日本政府は検討することを米国は要望する。				金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300179	投資信託の積極的な議決権行使による株主利益の増進	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第69条第2項	議決権行使に関する基準については自主規制機関である投資信託協会のルールで規定しており、また議決権行使の結果については10年間保管しなければならない。	b		平成15年3月、投信協会の協会規則が改定され、議決権の指図行使の基本的考え方及び意思決定に係る権限等に関する規定を作成するよう定められた。その中の規定作成の目的及び議決権の指図行使に係る基本姿勢、議決権の指図行使に係る意思決定プロセス及び体制等の整備、スクリーニング基準については、具体的に開示することとされている。						5071091	米国	11
z0300180	内部告発者の保護を通じた優れた企業統治の促進	該当法令なし	証券取引等監視委員会において、匿名で証券取引等の違反情報を通報できるものの、現状内部告発者保護の制度はない。	a		内閣府において、「公益通報者保護法(仮称)」の法案作業中。証券取引法上の罪も公益通報の対象となる方向。						5071092	米国	11
z0300181	クレジット/デビットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進	-	-	-	-	ビジネスによるデビットカード利用の促進については、民間主導で進めるべきものであると考える。						5071102	米国	11
z0300182	国際基準に準ずる規制システムへの移行の推進	保険業法第130条、132条	保険会社の財務健全性指標については、ソルベンシ - マージン比率等が定められており、金融庁では当該比率外財務内容を対象にした適時のモニタリングを通して監視・監督を行っている。	e		既に日本は、国際基準に準ずるソルベンシ - レシオならびに全般的な財務の安定性に基づいた規制システムに移行している。その際用いるソルベンシ - マージン基準についても、1996年に導入した後、随時見直しており、現時点において国際的に遜色ないものとなっている。 なお、保険契約者保護機構は、保険会社の破綻に使われる最後の手段であることは言うまでもない。	新規要望					5072029	欧州委員会 (EU)	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300179	投資信託の積極的な議決権行使による株主利益の増進	5071	5071091	米国	11	積極的な委任投票による株主利益の増進		<p>公的年金基金、年金資金運用基金、国民年金基金、厚生年金基金、その他の政府系年金基金が、受益者を代表し彼らの投資価値を最大化するための株主委任投票に関する政策あるいは指針を採択、あるいは、基金運用責任者に採択を義務付け、そのような政策 指針、また実際におこなった委任投票の記録を公表することを確保する。</p> <p>民間年金基金運用責任者、民間年金基金運用責任者に対して、委任投票政策あるいは指針を採択し、それらを彼らの顧客および受益者に知らしめ、受益者の利益のために議決権を代理行使することを勧奨する。</p> <p>投資信託および登録された投資運用会社、投資信託および登録された投資運用会社に対して、委任議決権行使に関する政策および手続を採択、公表すること、また実際の委任投票の結果を保管、公表することを義務付けること。</p>		<p>高齢化社会において快適な引退を担保しようとするなか、日本は多くの深刻な課題に直面している。この課題を取扱う際の一つの重要な方法は、公的および民間の年金基金、また投資信託による投資が慎重にして、かつ、最大の利益をもたらすことを確保することである。様々な調査は、優れた企業統治制度を採用する企業 -- そのような制度は、株主による積極的な議決権行使を通じて、企業経営者に説明責任を課す -- は、そのような企業統治制度をもたない企業の業績を凌駕していることを明らかに示している。年金基金や投資信託などの大規模な機関投資家による積極的な株主権利の行使は、日本国民が手にする投資収益に直接的に影響を与える。</p>		厚生労働省 金融庁	
z0300180	内部告発者の保護を通じた優れた企業統治の促進	5071	5071092	米国	11	内部告発者の保護を通じた優れた企業統治の促進		<p>従業員が企業による証券取引法に関連する法律、規則、規制に対する違反行為、あるいは株主に対する欺瞞的行為、不当な情報提示などの証拠を報告した際に、企業および役員が、その従業員を解雇、降格、その他の不利益処分をおこなうことを禁ずる法制を、2003年度末までに導入する。そのような法制は、以下措置を提供すべきである。</p> <p>1) 損害賠償、また、違法行為がなかった場合の当該従業員の先任権の復活を含む民事的救済。</p> <p>2) 違法行為に関わった自然人および法人に対する刑事罰。</p> <p>株式公開企業に対して、従業員が、欺瞞的行為、証券取引法あるいはその他の規制違反に関して、適切な役員に秘密裡に匿名によって報告ができる制度を採用することを義務付ける。</p>		<p>法律や規制に対する企業の遵守に関して、株主や経営者に対して情報の流れを阻害する企業文化は、企業が問題を迅速かつ効果的に解決することを妨げ、また、投資に関する意思決定を行う際に、誠実な情報開示に依存する日本(および外国)の株主を害する。企業の従業員が、報復や差別を恐れることなく、企業による法律や規制の遵守の不履行に関する情報を、経営者あるいは規制捜査当局に知らしめることができれば、それは企業自身また社会全体の利益となる。</p>		内閣府 金融庁	
z0300181	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進	5071	5071102	米国	11	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進		<p>ビジネスによるクレジットカードの利用と、政府サービスへの支払いに対するカード利用を促進。</p> <p>日本のATMネットワークが国際PINセキュリティおよびネットワーク暗号化標準に強制的に準拠するようにする。</p> <p>日本クレジットカード協会(JCCA)が有するクレジットカード取引ターミナルの標準化と管理の役割を排除し、クレジット認証ターミナルシステム(CAT共同利用システム)より、国際的に受け入れられているシステムの利用を促進させる。</p> <p>クレジットカード不正利用に関する法規制を厳しく施行する。</p>		<p>世界的に見て、クレジットカードおよびATMカードの利用は急速に増加している。これらのカード利用は、消費者の利便性向上につながり、小売部門に益をもたらしている。北米および欧州では、全店舗の90%がクレジットカードを取り扱い、同地域では、全購入の34%がこれらのカードでなされる。日本での店舗の取り扱いは、たったの45%であり、これらカードでの購入は8%にとどまっている。昔からの店舗やATMにおいてカードの受け入れがよくないことは、日本への海外からの訪問者からよく聞かれる不満である。</p>		金融庁 総務省 財務省 経済産業省 警察庁	
z0300182	国際基準に準ずる規制システムへの移行の推進	5072	5072029	欧州委員会(EU)	11	国際基準に準ずる規制システムへの移行の推進		<p>日本が、国際基準に準ずるソルベンシ・レシオならびに全般的な財務の安定性に基づいた規制システムに移行するよう、EUは求める。保険契約者保護制度を現在見直している過程において、企業が資金を出す安全網(生命保険契約者保護機構)は厳密に最後の手段としてのみ利用し、主としてマクロレベルの監督に基づいた解決を見出すことを優先することをEUは求める。</p>		<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)</p> <p>1.5.1.金融サービス/保険部門による。</p>		金融庁	



様式1 (全国)

全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300183	国政標準に合致したブローカー制度の確立に向けたブローカー業務に係る法整備の推進	保険業法施行規則第230条	保険仲立人 (ブローカー) は保険契約の媒介を行うことができるが、保険料の徴収等、他の損害保険代理店や保険会社が行える業務は認められていない。	c	-	保険仲立人 (ブローカー) は代理店とは異なり、保険会社から独立した立場で顧客のために保険契約締結の媒介を行うことが求められており、保険会社の代理として保険料の徴収を認めることは困難である。	「ブローカーが特別仕立ての保険商品を保険会社を経由せずに金融庁に直接届け出ることが認められるべきである。」という要望については、日EU規制改革対話の優先要望書に記載されていたが、要望書より削除するとの連絡を欧州委より得ている。					5072032	欧州委員会 (EU)	11
z0300184	証券取引法第65条の撤廃	証券取引法第65条	銀行等の証券業務を原則として禁止している。	c		証券取引法65条の規制は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止等の観点から規定されているものであり、その撤廃については措置困難。ただし、銀行・証券の連携強化については金融審議会で議論されているところであり、その結果を踏まえて検討を行う。		銀行・証券の連携強化に関して、平成15年12月24日の金融審議会第一部会における決定事項を踏まえて、対応策および今後の検討スケジュールについて、具体的に示されたい。	b		今通常国会における法案提出を目指して、現在、法改正作業を進めているところ。	5072033	欧州委員会 (EU)	11
z0300185	金融機関による保険商品販売に係る規制の撤廃	銀行法第10条、11条、12条、16条の2、保険業法第97条、98条、99条、100条、証券取引法第34条第2項第10号、証券会社に関する内閣府令第25条第9号	銀行は、銀行法等の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことを禁止されており、銀行本体が直接保険業を営むことは認められていない。	c	-	金融機関は、各々の業務について高度の公共性を有しているため、事業の健全性維持、競争条件の公平性、利益相反行為の防止の観点から他業の制限を課することが適当である。 一方、経済・社会環境の変化を踏まえ、金融分野での競争促進や経営の効率化をはかり、利用者の多様化・高度化するニーズに応えるため、1998年3月には金融持株会社を解禁したところであり、これによって複数の業態からなる金融グループの設立が可能になった。 また、銀行法上、銀行本体が保険業を営むことは認められていないものの、業態別子会社による相互参入については、リスク遮断、利益相反行為による弊害の防止等が図られることから、保険子会社による銀行業参入を1999年10月から、銀行子会社による保険業参入を2000年10月から、各々解禁したところである。なお、証券会社は、証券取引法上、届出により保険募集業務を営むことができるとともに、銀行による保険商品の窓口販売も認められている。		金融機関による保険商品販売に係る規制の撤廃については、銀行本体並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社における販売規制の撤廃」という第3次答申で合意した内容に則って、引き続き検討を行っていただきたい。 業態間の相互参入については、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行われたい。	c	-	証券会社は、証券取引法上、届出により保険募集業務を営むことができる。また、銀行による保険商品の窓口販売も認められており、その対象商品の更なる拡大については、銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えることについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得て、所要の措置を講ずるべきである」との第3次答申を踏まえ、引き続き検討を行っているところ。 また、金融機関は、各々の業務について高度の公共性を有しているため、事業の健全性維持、競争条件の公平性、利益相反行為の防止の観点から他業の制限を課することが適当である。 一方、経済・社会環境の変化を踏まえ、金融分野での競争促進や経営の効率化をはかり、利用者の多様化・高度化するニーズに応えるため、1998年3月には金融持株会社を解禁したところであり、これによって複数の業態からなる金融グループの設立が可能になった。また、保険子会社による銀行業参入を1999年10月から、銀行子会社による保険業参入を2000年10月から、各々解禁したところである。	5072034	欧州委員会 (EU)	11
z0300186	政府と自主規制機関間の重複職務の撤廃による規制制度の簡素化、明確化	証券取引法、東京証券取引所審査規則など 金融先物取引法第52条、同第77条	証券会社等に対する検査としては、証券取引等監視委員会が「取引の公正の確保に係る検査」を、金融庁検査局が「財務の健全性等に係る検査」をそれぞれ実施しているほか、日本証券業協会や各証券取引所及び日本銀行がそれぞれの立場からの検査等を実施している。検査の実施に当たっては合同検査の実施等、市場参加者の業務の効率性を阻害しないよう努力が行われているが、その重複については、MFの金融セクター評価プログラム等においても指摘を受けている状況にある。 金融先物取引所の会員及び金融先物取引業者に対する検査としては、管轄する財務局が「金融先物取引又はその受託の公正の確保にかかる検査」を、金融先物取引所が「審査規程により検査等を実施している。	b		現在、金融審議会一部会では「市場監視機能の強化」等について審議されており、その中で、検査の効率性や実効性を高める観点から、金融庁から監視委員会への権限委任範囲を拡大し、当局としての検査体制を一元化することも論点の一つとして検討がなされており、その検討結果等を踏まえ、法改正を含めた必要な対応を行うことになる。		検討の時期について、その時期となる理由とともに示されたい。	b		現在、今国会での法案提出に向け、準備を進めているところであり、施行時期等については未定である。	5072035	欧州委員会 (EU)	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300183	国政標準に合致したブローカー制度の確立に向けたブローカー業務に係る法整備の推進	5072	5072032	欧州委員会 (EU)	11	国政標準に合致したブローカー制度の確立に向けたブローカー業務に係る法整備の推進		ブローカーが代理店と一緒に活動し、正規な活動の一部として保険料を徴収することを可能にすべくブローカー業務に関する法律および関連規則を改正すること。個人よりもむしろ、事業を行っている経験豊かな顧客の立場にブローカーが立つことを念頭において、ブローカーが特別仕立ての保険商品を保険会社を経由せずに金融庁に直接届け出ることが認められるべきである。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.5.1.金融サービス / 保険部門による。		金融庁	
z0300184	証券取引法第65条の撤廃	5072	5072033	欧州委員会 (EU)	11	証券取引法第65条の撤廃		銀行および証券業務の統合化された経営を禁止する証券取引法第65条の条項を廃止すること。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.5.2.金融サービス / 銀行業および証券による。		金融庁	
z0300185	金融機関による保険商品販売に係る規制の撤廃	5072	5072034	欧州委員会 (EU)	11	金融機関による保険商品販売に係る規制の撤廃		銀行や証券会社などの金融機関を通じて保険商品が販売されることを妨げている制限を廃止すべきである。ユニバーサル・バンキング(保険、銀行業、証券、資産運用を含む)を認めること。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.5.2.金融サービス / 銀行業および証券による。		金融庁	
z0300186	政府と自主規制機関間の重複職務の撤廃による規制制度の簡素化、明確化	5072	5072035	欧州委員会 (EU)	11	政府と自主規制機関間の重複職務の撤廃による規制制度の簡素化、明確化		政府と自主規制機関との間の規制に関する職務の重複を取り除き、銀行および証券部門に関する簡素化された、明確な規制制度を創設すること。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.5.2.金融サービス / 銀行業および証券による。		金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300187	金融機関の資産運用部門向けの単一規制枠組みの創設等 (重複規制の排除)	投資信託及び投資法人に関する法律 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	投資信託、ファンドオブファンズが投資のすべてを単一の外国投信に投資することは禁止していない。 投資信託、投資信託財産の計算については、投資信託委託業者と信託会社等が重複して計算すべき旨の規定は存在しない。	c e	-	単一規制 投資信託は、不特定多数の投資家から資金を集め、有価証券や不動産などあらかじめ定められた投資対象に投資を行うレディーメイド的な集団投資スキームであるのに対し、投資一任は、個別の投資家との相対契約により当該顧客等の運用方針等のニーズをきめ細かく把握して、有価証券で運用を行うオーダーメイド的な資産運用スキームである。現行の投資信託法や投資顧問業法においては、このような両者の相違点を踏まえ別個の規制が行われているところであるが、可能な範囲で統一する方針であり今回投資顧問法における利害関係人を投信法の利害関係人と同様のものとするため、政令案においてパブリックコメントを行っているところ。グループ関連会社、証券業免許 証券取引法上、日本国内で証券の売買の取次ぎなどの行為を営業として行う場合には、証券業登録を行なう必要がある。これは、取引の公正性の確保や投資家保護の観点から、当該業務を行う者に対し証券取引法上のルールを適用するためのものであるため、証券業の登録を受けていない者が当該行為を行なうことは、上記の観点から適当ではない。フィーダーファンド 投資信託法上、ファンドオブファンズが投資のすべてを単一の外国投信に投資することを禁止する規定はないが、投資信託委託業者の自主規制機関である投資信託協会において、ファンドオブファンズについて協会としてのルールを定めているところ。NAV計算の重複 投資信託財産の計算については、投資信託委託業者と信託会社等が重複して計算すべき旨の規定は存在しない。					5072037	欧州委員会 (EU)	11	
z0300188	銀行 証券分野における相乗効果を許容すべき規制枠組みの確立	証券取引法第65条、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条	銀行等の証券業務を原則として禁止している。 証券会社と親銀行等のファイアーウォール規制については利益相反や公正取引の確保の観点から最低限の規制となっている。	c		証券取引法65条の規制は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から規定されているものであり、その撤廃については措置困難。ただし、銀行 証券の連携強化については金融審議会で議論されているところであり、その結果を踏まえて検討を行う。なお、銀行が証券子会社を有する際のファイアーウォール規制については、メインバンク・ファイアーウォール規制等の廃止や銀行と証券会社の店舗の共用制限の撤廃等、これまでも大幅に見直しを行ってきたところであり、利益相反の防止や公正取引の確保との立法主旨を踏まえ、今後、そのあり方について、更に検討していく。		銀行 証券の連携強化に関しては、平成15年12月24日の金融審議会第一部会における決定事項を踏まえて、対応策および今後の検討スケジュールについて、具体的に示されたい。  銀行が証券子会社を有する際のファイアーウォール規制に関しては、更なる検討の方向性及びスケジュール (結論時期) を具体的に示されたい。	b		今通常国会における法案提出を目指して、現在、法改正作業を進めているところ。ファイアーウォール規制については、これまで大幅に見直しを行ってきたところであり、利益相反の防止や公正取引の確保との立法主旨を踏まえ、今後も引き続き、そのあり方について、検討していく。	5074003	カナダ	11
z0300189	変額年金に使用される積立金、ソルベンシー・マージンの計算方式の国際慣行化の実施	保険業法施行規則第69条第4項第3・4号 決算状況表33.記載要領	積立金については、特別勘定に収支残を積み立てることになっており、最低保障リスクに見合う責任準備金、ソルベンシー・マージンのルールが明確化されていない。	b		日本アクチュアリー会における検討結果を踏まえ、検討を行う。	新規要望	検討の時期について、その時期となる理由とともに示されたい。	b		日本アクチュアリー会における検討結果を踏まえ、平成16年度中を目途に検討を行う。	5074007	カナダ	11
z0300190	官公庁等における請求書様式の統一化等	-	金融庁においては、リース料の請求等を含め、請求書の様式は指定していない。請求者所定の様式の使用を認めている。	e	-	金融庁においては、リース料の請求等を含め、請求書の様式は指定していない。請求者所定の様式の使用を認めているため、特段の措置は講じない。						5086029	社団法人リース事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300187	金融機関の資産運用部門向けの単一規制枠組みの創設等(重複規制の排除)	5072	5072037	欧州委員会(EU)	11	金融機関の資産運用部門向けの単一規制枠組みの創設等(重複規制の排除)		資産運用部門向けの単一規制枠組みを創設すること。 グループ関連会社が日本国外で運用する商品を販促・販売するのに必要とされる付随業務免許や 関連会社に代わって取引するための証券業免許の要求のような費用がかさみ煩雑な規制要件を廃止すること。 ファイダー・ファンドが単一のオフショア・ファンドにすべて投資することを認めること。 資産運用会社とは無関係に受託者がNEVを算出することを義務付け、不必要なNAV算出の重複を廃止すること。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.5.3.金融サービス/資産運用による。		金融庁	
z0300188	銀行 証券分野における相乗効果を許容すべき規制枠組みの確立	5074	5074003	カナダ	11	銀行 証券分野における相乗効果を許容すべき規制枠組みの確立		カナダは金融庁が、中小金融機関のコスト抑制のニーズに沿った、柔軟な制度を確立しよう今後も要請します。金融庁が現在作成している金融部門の中期的「ビジョン」に沿った長期的な目標として、上記の業種間の壁を取り去る必要があります。		多くの主要先進国は、金融のコングロメリットの金融活動の相乗効果を促進する規制枠組みへ移行しています。しかし、日本では銀行と証券の間にはゆるい「ファイアウォール」が求められており、これが日本で事業を展開するカナダの金融機関にとって懸念となっています。このために大幅なコスト増になり、顧客にとっての最適な効率性も阻害されています。実際にはリスクを高める場合もあります。		金融庁	
z0300189	変額年金に使用される積立金、ソルベンシー・マージンの計算方式の国際慣行化の実施	5074	5074007	カナダ	11	変額年金に使用される積立金、ソルベンシー・マージンの計算方式の国際慣行化の実施		変額年金に使用される積立金、ソルベンシー・マージンの現行の計算方式は、適切ではないことを銘記する必要があります。		カナダの積立金計算方式は、国際的慣行に合致する方式に移行する際に有効な方式と言えるでしょう。		金融庁	
z0300190	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化、電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成 送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300191	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限の見直し	民法第466条第2項	当事者が譲渡禁止の意思表示をした場合、指名債権の譲渡は禁止される。			債権譲渡禁止特約の対外効に制限を課すことについては、民法第466条第2項の趣旨を踏まえつつ慎重に検討されるべき事項であると承知している。		原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多い債権譲渡禁止特約の対外効(民法第466条第2項)の現在の位置付けや今後のあり方についての認識を示されたい。それらを踏まえて、要望内容の措置の可否について見解を示されたい。			債権譲渡禁止特約の対外効に制限を課すことについては、民法第466条第2項の趣旨を踏まえつつ慎重に検討されるべき事項であると承知している。	5026013	都銀懇話会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300191	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限の見直し	5026	5026013	都銀懇話会	11	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限		<p>売掛債権等の一定の種類の名債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業者に対する信託が譲り受ける場合、又は「特定目的会社及び証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限するよう「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を一部改正。民法第466条第2項の譲渡禁止特約の対外効を制限する規定を盛り込む(併せて、法律名を例えば「債権譲渡に関する民法の特例に関する法律」に改める)</p>		<p>そもそも民法第466条第2項の規定が起草された当時は、原債務者を過酷な取立てなどの権利行使から保護することが背景にあったと見られるが、譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、その目的は十分に達成できる</p> <p>現在の譲渡禁止特約の対外効は、原債務者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多く緩和されるべきである。一方で、譲渡禁止特約付債権も、最高裁判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである</p> <p>我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる</p>	民法第466条第2項、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	金融庁 法務省	